

# 第3次美里町地域福祉計画

第2次美里町成年後見制度利用促進基本計画  
第2次美里町再犯防止推進計画

« 令和8年度～令和12年度 »

令和8年3月

美里町



# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

|                        |    |
|------------------------|----|
| 1 計画策定の背景.....         | 3  |
| 2 地域福祉と地域共生社会について..... | 6  |
| 3 計画の位置づけ.....         | 10 |
| 4 計画の期間.....           | 13 |
| 5 計画の策定体制.....         | 14 |

## 第2章 地域福祉をめぐる本町の現状

|                     |    |
|---------------------|----|
| 1 統計からみる現状.....     | 17 |
| 2 地域福祉の担い手の現状.....  | 35 |
| 3 町民意識調査からみる現状..... | 38 |

## 第3章 計画の基本的な考え方

|              |    |
|--------------|----|
| 1 基本理念.....  | 53 |
| 2 基本目標.....  | 53 |
| 3 計画の体系..... | 56 |

## 第4章 計画の具体的な取組

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 基本目標1 住民による支え合い・見守りの地域づくり..... | 59 |
| 基本目標2 地域福祉を支える担い手づくり.....      | 63 |
| 基本目標3 安心して利用できる福祉サービスの充実.....  | 67 |
| 基本目標4 安心・安全で住み続けられるまちづくり.....  | 77 |

## 第5章 計画の推進と進行管理

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1 地域福祉の担い手..... | 85 |
| 2 計画の周知.....    | 88 |
| 3 計画の推進体制.....  | 88 |
| 4 計画の進行管理.....  | 89 |

## 資料編

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 資料1 「美里町の地域福祉等に関する意識調査」票..... | 93 |
| 資料2 委員名簿.....                 | 98 |



# 第1章 計画策定にあたって

---

---



# 1 計画策定の背景

---

## （1）地域福祉計画

近年、我が国では晩婚化・未婚化、共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化などにより、出生数は減少傾向にあり、少子高齢化や核家族化が進行しています。加えて、個人の価値観や生活様式の多様化などから、個人や世帯が抱える課題も複雑化・多様化しており、ひとり暮らし高齢者の孤独死、子育てや介護に悩む家族の孤立、子どもや高齢者への虐待、ひきこもりの長期化に伴う8050問題、老々介護やダブルケア、ヤングケアラーの問題、生活困窮、子どもの貧困、自殺など、様々な社会問題が顕在化しています。

さらに、地域における「つながりの希薄化」や「孤立・孤独」の深刻さが明らかとなり、地域全体での支え合いと共生の必要性が強く認識されるようになりました。また、情報化社会の進展によるデジタル格差、若者の精神的健康、外国人住民や多文化共生への対応など、新たな福祉課題も現れています。加えて、地域における担い手不足や、支援が必要な人が孤立し、支援につながりにくい状況も顕在化しています。これらの課題は、一人ひとりの生活の質や地域のつながりに直結するものであり、早期の把握と柔軟な対応が求められています。

こうした中、国では平成28年に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、制度や分野の縦割りを超えて、地域住民や多様な主体が主体的に関わり合い、世代や分野を超えて支え合う「地域共生社会」の実現を目指す取組を進めています。平成30年の社会福祉法改正により、地域福祉計画は福祉分野全体の上位計画として位置づけられ、包括的な支援体制の整備が求められるようになりました。

美里町（以下「本町」という。）においても、「みんなが支え合い、思いやる安心・安全なまち」の実現を目指し、医療・介護・障害者支援、子育て支援など各分野の個別計画を策定し、それらを統合する上位計画として「第2次美里町地域福祉計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、町民参加と協働のもと、町民、地域活動団体、社会福祉協議会、行政等が一体となって地域福祉の推進に取り組んできました。

このような背景の下、第2次計画が令和7年度で最終年度を迎えることから、新たな福祉ニーズや地域情勢や町民ニーズの変化、そして、これまでの取組を踏まえ、本町の目指す地域福祉の姿や取り組むべき方向性を示す計画として、新たに「第3次美里町地域福祉計画（令和8年度～令和12年度）」を策定します。

## （2）成年後見制度利用促進基本計画

我が国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）を施行し、これまでの取組に加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図るとしています。また、利用促進法において、県や市町村に対して、制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。

令和4年3月には第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、地域共生社会の実現を目指して、全国どの地域でも支援を必要とする人も地域社会に参加し、自立した生活を送ることができるよう、権利擁護支援のネットワークの構築を一層充実させることができます。

福祉サービスのあり方は、利用者が事業者と対等な立場に基づきサービスを選択する「利用制度」となっています。そのため、利用者の権利として、高齢にともなう認知機能の低下あるいは障害によりサービスを選択する判断能力が不十分な人も安心してサービスを利用できる仕組みや、サービスを利用した際に苦情等を申し出る仕組みが必要となります。

本町では、権利を守り、意思に寄り添い、生活を支えるまちづくりを目指し、「美里町成年後見制度利用促進基本計画」を「第3次美里町地域福祉計画」と一体化して策定します。

### ■ 成年後見制度について

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。

認知症高齢者、身寄りのない高齢者の増加や虐待リスクの増加、また、障害者の介護者の高齢化が進むことにより成年後見制度への需要が増大すると見込まれます。

成年後見制度には、「法定後見」と「任意後見」の2つの制度があります。また、法定後見には後見、保佐、補助の3つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が類型を決定することとなっています。

| 類型 | 概要  |
|----|---|
| 後見 | 判断能力が欠けているのが通常の状態の場合「成年後見人」が本人に代わって各種契約や財産管理等を行い、本人を保護します。  |
| 保佐 | 判断能力が著しく不十分な場合、財産に関する一定の行為において「保佐人」の同意を条件とすることにより本人保護を図ります。また、必要に応じて「保佐人」に本人に代わって契約等をする権限が認められることがあります。 |
| 補助 | 判断能力が不十分な場合、財産に関する特定の行為において「補助人」の同意を条件としたり、「補助人」が本人に代わって特定の契約等をする権限により本人保護を図ります。                        |

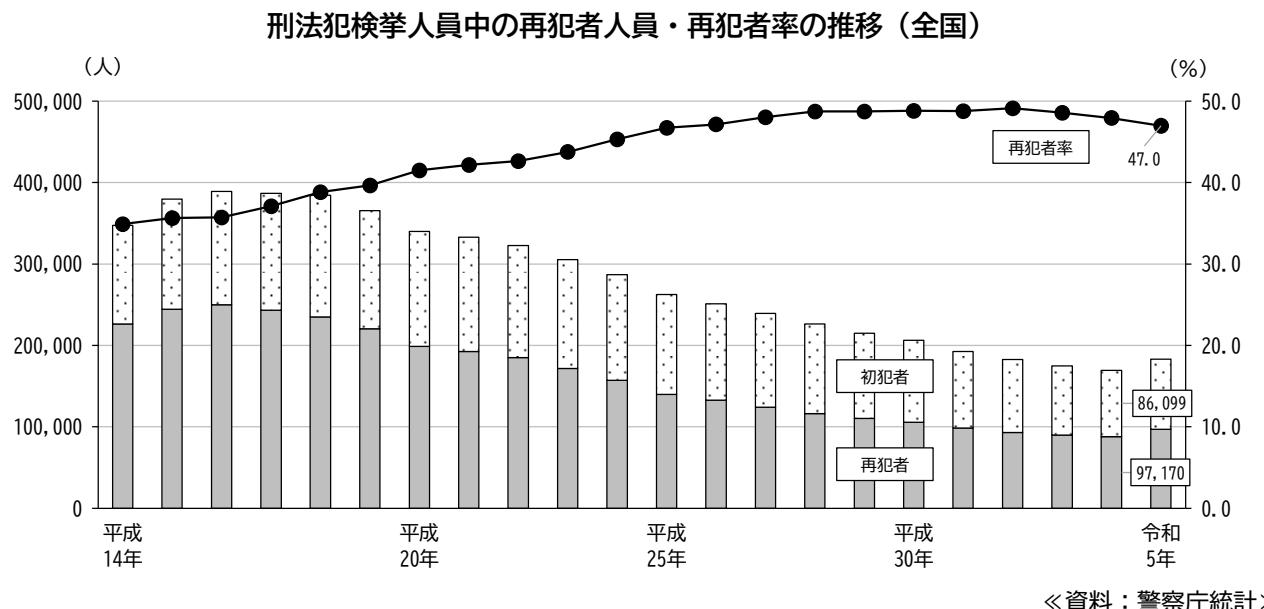
### (3) 再犯防止推進計画

近年、全国的に刑法犯の検挙者数が減少している一方で、検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は増加を続けており、全国の刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は、令和5年には47.0%となっています。

ほとんどの受刑者は、刑事施設出所を控えた気持ちとして、「立ち直りたい」と思っていますが、立ち直りには様々な壁が存在します。就労が困難、身元保証人を得られず適当な住居を確保できることは、再犯へのリスクとなります。また、高齢であること、障害があること、薬物依存の適切な治療や相談支援が受けられないと、孤独、相談相手がないことは、本人の立ち直りへの意志を妨げます。

このような中、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行されました。この法律において、国及び地方公共団体は再犯防止施策を進める責務があり、国の「再犯防止推進計画」を勘案して「地方再犯防止推進計画」を定める努力義務があることが明記されました。

本町では、犯罪や非行からの立ち直りを支援し、犯罪や非行を生まない、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを推進するため、「美里町再犯防止推進計画」を「第3次美里町地域福祉計画」と一体化して策定します。



※ 犯罪統計データについて

法務省提供の統計資料は警察署単位であり、美里町は、児玉警察署の管轄区域であるため、本計画では児玉警察署管内における犯罪統計データを用いています。

## 2 地域福祉と地域共生社会について

### (1) 「地域福祉」とは

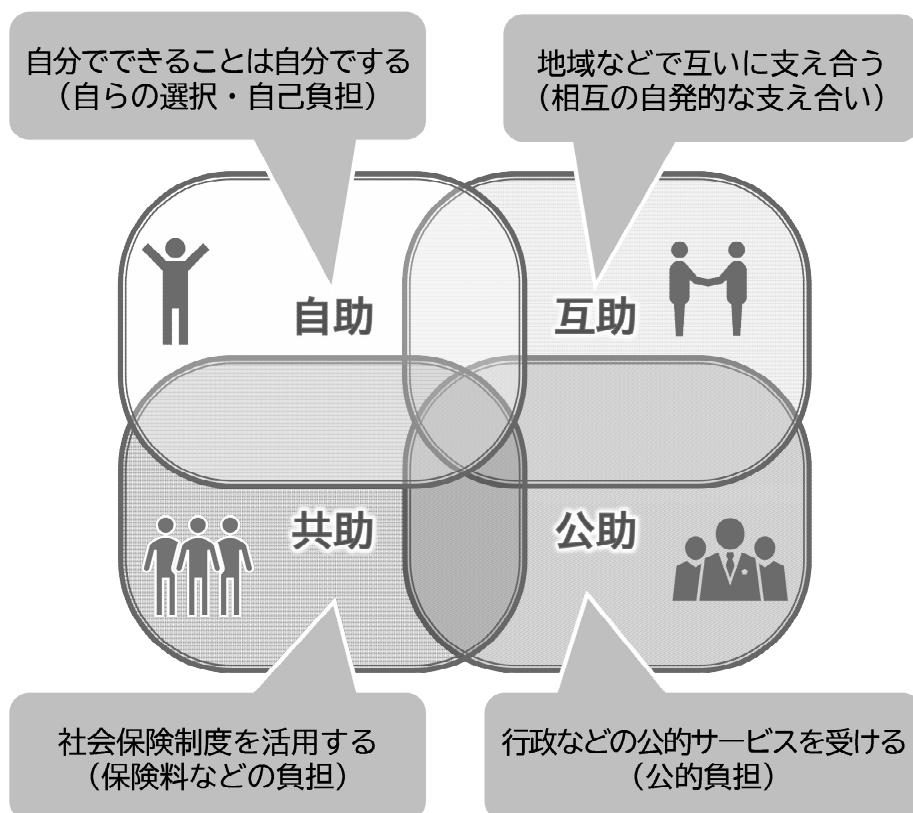
一般に福祉というと、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など対象者ごとに分かれたものを思い浮かべる人が多いのではないでしょうか。それは、こうした対象者ごとにそれぞれの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきたからです。

しかし、地域福祉とは、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みを作っていくことです。

これからの中づくりは、こどもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みを作り、それを持続させていくことが求められています。

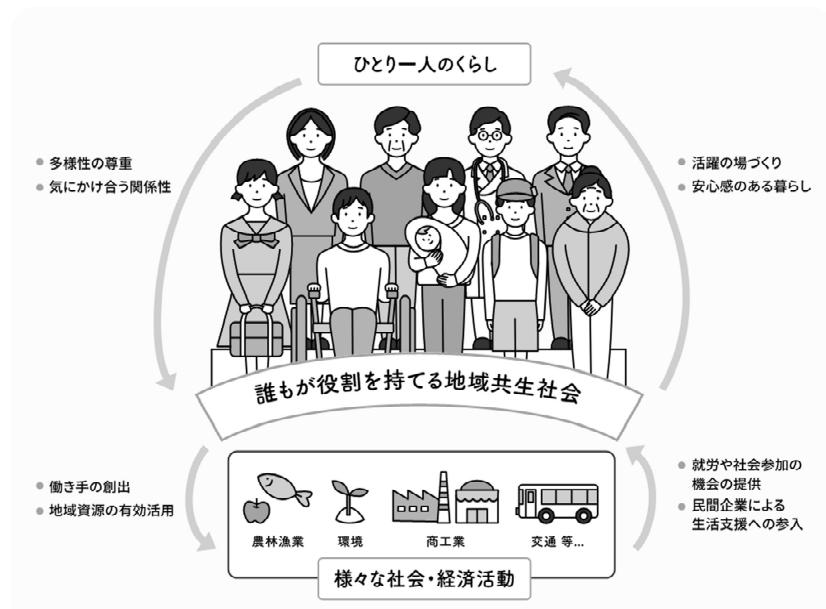
そのためには、様々な生活課題について住民一人ひとりの努力(自助)、近隣の助け合いやボランティアなど、住民同士の相互扶助(互助)、介護保険を始めとした、社会保険など制度化された相互扶助(共助)、公的な制度(公助)の連携によって解決していくとする取組が必要です。

こうした背景には、それぞれ異なる個性を持った人々が、その個性を尊重しながら他の人や行政などに過度に依存せず自立した生活を送ることができ、その上で互いに協力して、お互いの不足を補いながら協働できる地域社会を作るということが前提となっています。



## (2) 「地域共生社会」とは

地域共生社会とは、制度や分野による「縦割り」や「受け手」と「支え手」という関係を超えて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会をいいます。



«資料：厚生労働省»

地域共生社会の実現に向けて、市町村には、包括的支援体制の整備が求められています。社会福祉法第106条の3では、「市町村は(略)、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」とうたわれており、町は、地域住民自身が地域福祉を推進し、また、他の住民の相談・情報提供にあたれるようにするための環境整備に努めることとされています。

### (3) 重層的支援体制の整備

令和2年6月の社会福祉法改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等による継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

本町においても、この「重層的支援体制整備事業」の趣旨を踏まえ、実施に向けた検討を進めています。今後は府内関係課や関係機関・各種団体等との連携を図りながら、本町の実情に沿った地域住民一人ひとりの生活課題に的確に対応できる包括的な支援体制の構築を推進していきます。



《資料：厚生労働省》

#### (4) SDGsへの対応

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)は、誰一人取り残さない、持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標であり、平成27年の国連サミットにおいて全会一致で採択されました。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12年を一つの期限として17の国際目標(その下に169のターゲットと231の指標が決められている)が設けられました。

誰一人取り残さないというSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の考え方につながることから、本計画はこのSDGsの視点も踏まえたものとします。



### 3 計画の位置づけ

#### (1) 法的位置づけ

本計画は社会福祉法第107条の規定に基づき、「市町村地域福祉計画」として策定する行政計画で、総合的な観点から地域福祉を推進するために、町民と行政の協働により、実現を目指す地域福祉の理念と、体制づくりの指針を示す計画です。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条の規定に基づき策定する「成年後見制度利用促進計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項の規定に基づき策定する「再犯防止推進計画」を包含する計画として策定します。

#### ■ 社会福祉法（抜粋）

##### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映せざるを以てするよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努める。

#### ■ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

##### （市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### ■ 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

##### （地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

## ■ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正に関する法律（令和2年6月12日公布）の概要

### 【改正の趣旨】

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

### 【改正の概要】

#### 1. 住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

#### 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】

①認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。

②市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。

③介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

#### 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

①介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。

②医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供できることとする。

③社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

#### 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

①介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。

②有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。

③介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

#### 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

### 【施行期日】

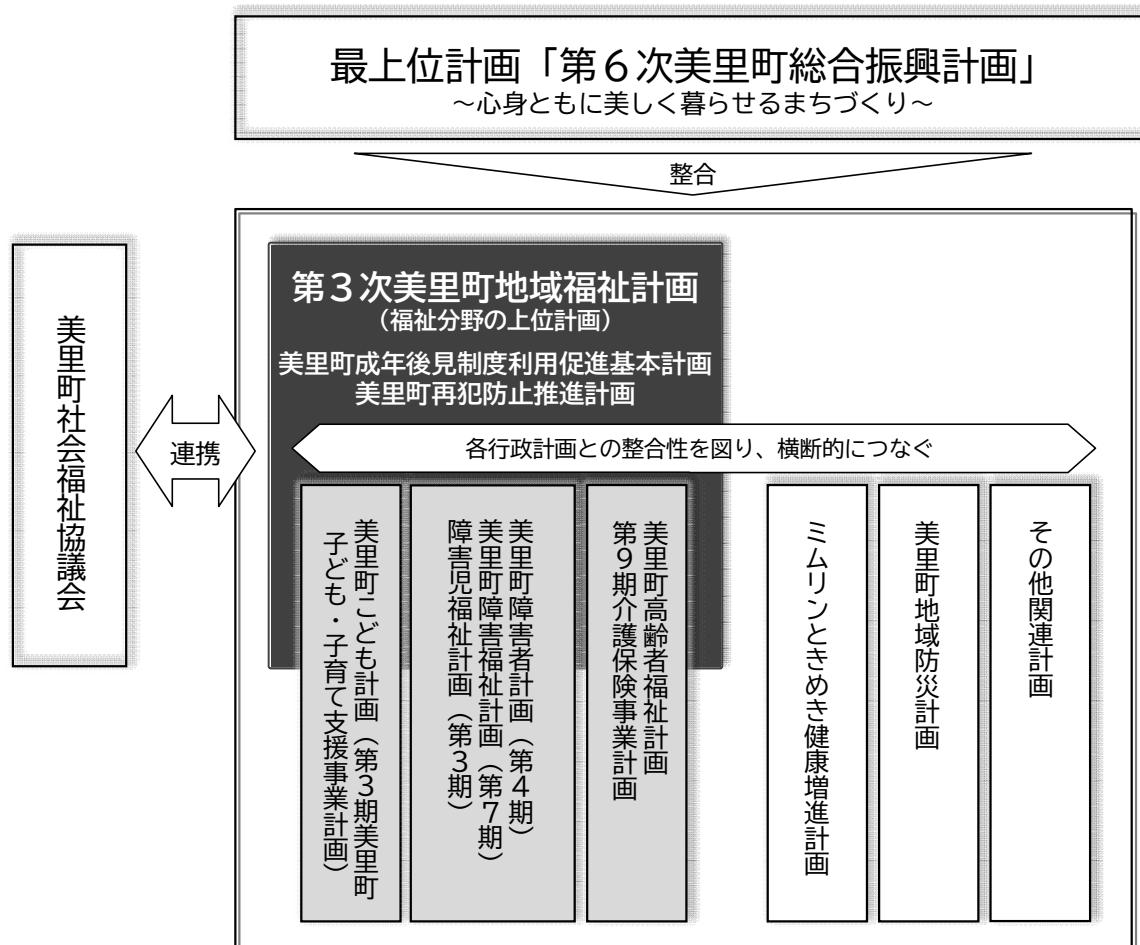
令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

«資料：厚生労働省»

## (2) 他計画との関係

本計画は第6次美里町総合振興計画を上位計画とし、福祉分野の上位計画として高齢者、障害者、子どもの各計画との整合を図るとともに、各計画の狭間にあたるケースや横断的に取り組むことが必要なケースに対応すべく、基本となる取組等を位置づけ、さらに他分野、関連計画とも一体的な展開・連携を図り、地域福祉の推進を図る計画です。

### ■ 他計画との関係



## 4 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお今後の社会情勢の変化や法制度の改正などが生じた場合、必要に応じて見直しを行うものとします。

### ■ 各計画の計画期間



## 5 計画の策定体制

---

計画の策定に際しては、「美里町地域福祉計画策定委員会」での審議を中心に、町民の意見が広く反映されるよう、町民を対象としたアンケート調査や、パブリック・コメントを実施しました。

### (1) 美里町地域福祉計画策定委員会

計画内容等に関する事項を審議するため、関係各機関、団体の代表等で構成する「美里町地域福祉計画策定委員会」を設置しました。

### (2) 町民アンケート調査の実施

町民の地域における活動の実態や意向を把握し、計画検討の基礎資料とするため、令和7年7月に町民アンケート調査を実施しました。

### (3) パブリック・コメントの実施

計画案に対し、広く町民から意見を求めるため、令和8年2月2日から3月3日までパブリック・コメントを実施しました。

## 第2章 地域福祉をめぐる本町の現状

---

---



# 1 統計からみる現状

## (1) 人口

本町の人口は令和7年1月1日現在、10,685人（住民基本台帳）となっています。令和2年からの推移をみると、人口は微減傾向が続いており、この5年間で520人減少しました。

年齢階層別にみると、年少人口（0～14歳）が1,075人（構成比10.1%）、生産年齢人口（15～64歳）が5,938人（同55.6%）、高齢者人口（65歳以上）が3,672人（同34.4%）となっています。年少人口、生産年齢人口が減少するなかで、高齢者人口は増加傾向が続いており、高齢化率はこの5年間で、2.4ポイント増加しています。

高齢化率を埼玉県、全国と比較すると、埼玉県を7.4ポイント、全国を5.5ポイント上回っています。

### ■ 美里町の人口推移

単位：実数（人）、構成比（%）

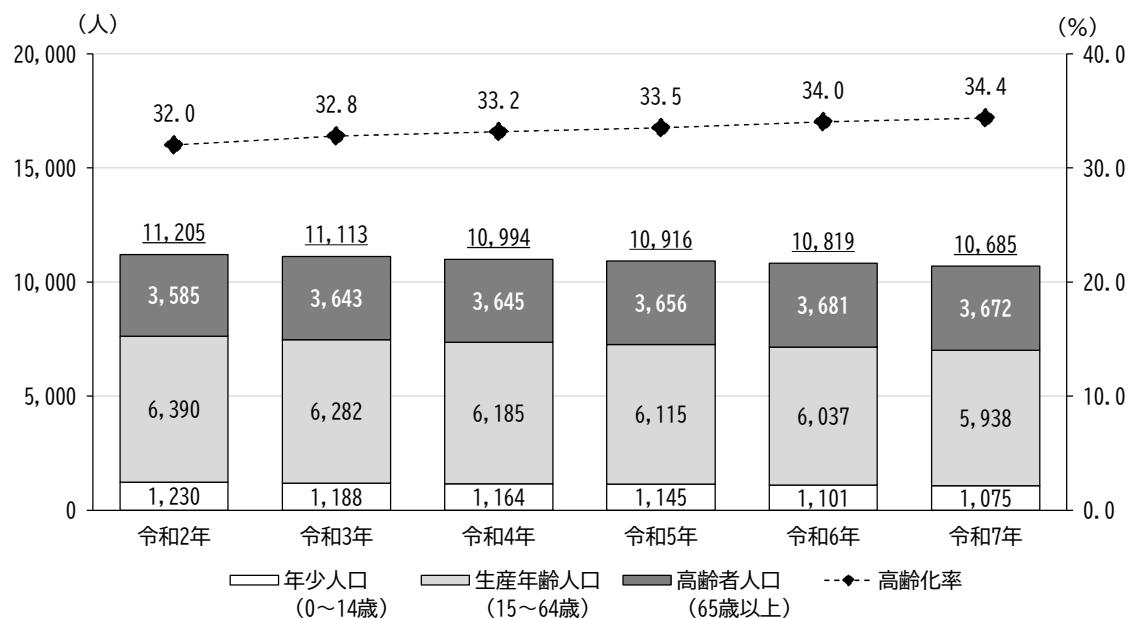
| 区分                 |     | 美里町    |        |        |        |        |        | 埼玉県<br>(千人) | 全国<br>(千人) |
|--------------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|------------|
|                    |     | 令和2年   | 令和3年   | 令和4年   | 令和5年   | 令和6年   | 令和7年   |             |            |
| 年少人口<br>(0～14歳)    | 実数  | 1,230  | 1,188  | 1,164  | 1,145  | 1,101  | 1,075  | 826         | 14,024     |
|                    | 構成比 | 11.0   | 10.7   | 10.6   | 10.5   | 10.2   | 10.1   | 11.2        | 11.3       |
| 生産年齢人口<br>(15～64歳) | 実数  | 6,390  | 6,282  | 6,185  | 6,115  | 6,037  | 5,938  | 4,559       | 74,389     |
|                    | 構成比 | 57.0   | 56.5   | 56.3   | 56.0   | 55.8   | 55.6   | 61.8        | 59.8       |
| 高齢者人口<br>(65歳以上)   | 実数  | 3,585  | 3,643  | 3,645  | 3,656  | 3,681  | 3,672  | 1,988       | 35,916     |
|                    | 構成比 | 32.0   | 32.8   | 33.2   | 33.5   | 34.0   | 34.4   | 27.0        | 28.9       |
| 前期高齢者<br>(65～74歳)  | 実数  | 1,799  | 1,879  | 1,856  | 1,792  | 1,760  | 1,696  | 839         | 15,252     |
|                    | 構成比 | 16.1   | 16.9   | 16.9   | 16.4   | 16.3   | 15.9   | 11.4        | 12.3       |
| 後期高齢者<br>(75歳以上)   | 実数  | 1,786  | 1,764  | 1,789  | 1,864  | 1,921  | 1,976  | 1,149       | 20,664     |
|                    | 構成比 | 15.9   | 15.9   | 16.3   | 17.1   | 17.8   | 18.5   | 15.6        | 16.6       |
| 総人口                | 実数  | 11,205 | 11,113 | 10,994 | 10,916 | 10,819 | 10,685 | 7,373       | 124,329    |

«資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）»

※1：構成比は小数点第2位を四捨五入しているため、内訳の合計と合計が一致しない場合があります。

※2：全国の高齢者人口は100の位を四捨五入してあるため、内訳の合計が合計と一致しません。

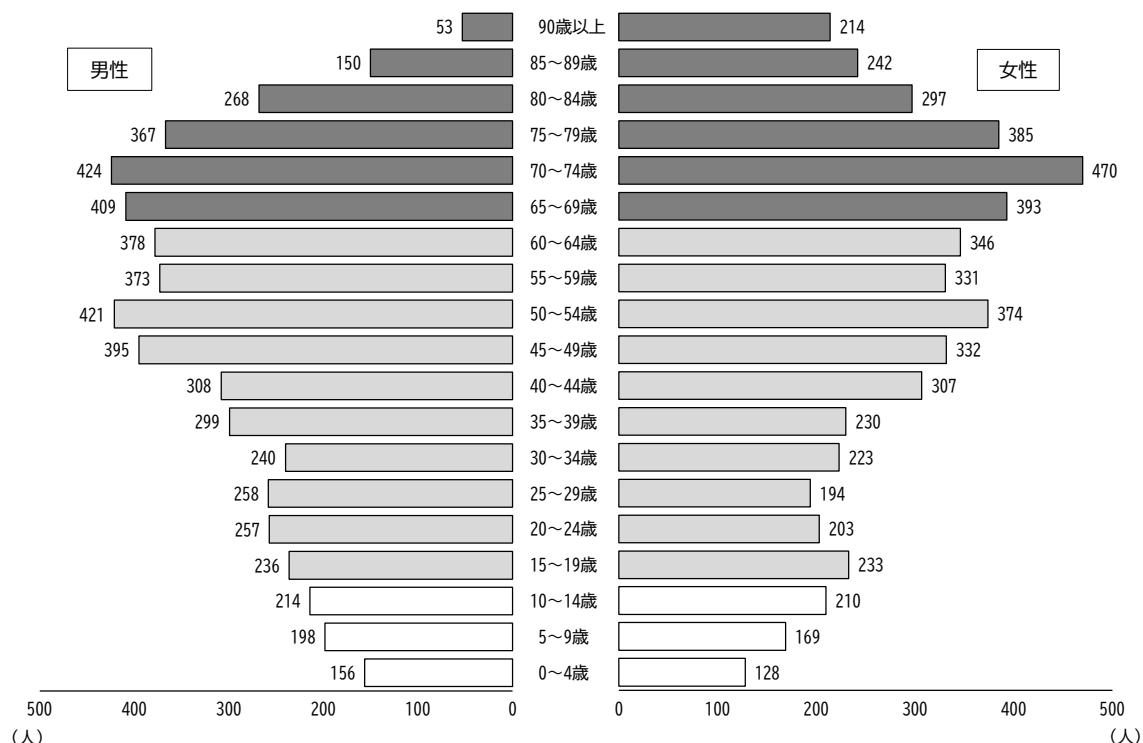
## ■ 美里町の人口と高齢化率



«資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）»

令和7年1月1日現在の人口ピラミッドでは、男女とも前期高齢者の「70~74歳」が最も多くなっています。

## ■ 人口ピラミッド



«資料：住民基本台帳（令和7年1月1日現在）»

## (2) 世帯

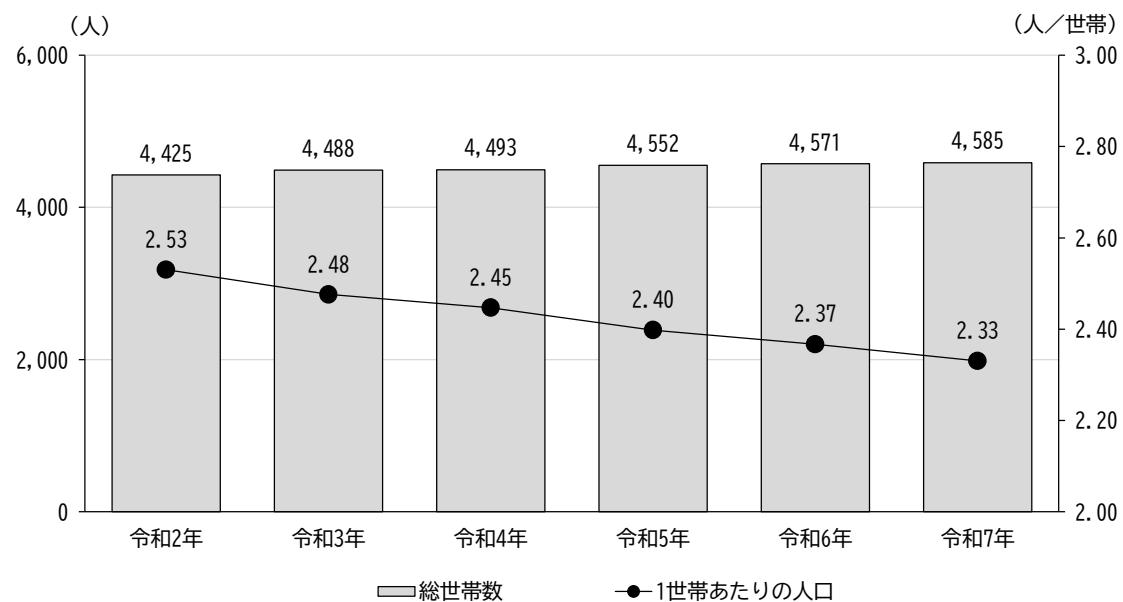
### ① 総世帯数及び1世帯あたり人口

令和7年の総世帯数は4,585世帯、1世帯あたりの人口は2.33人／世帯となっています。令和2年からの推移をみると、総世帯数は微増傾向が続いており、この5年間で160世帯増加しました。1世帯あたりの人口は減少傾向が続いており、この5年間で0.20ポイント減少しています。

#### ■ 総世帯数、1世帯あたりの人口の推移

単位：総世帯数（世帯）、1世帯あたりの人口（人／世帯）

| 区分        | 美里町   |       |       |       |       |       | 埼玉県<br>(千世帯) | 全国<br>(千世帯) |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|-------------|
|           | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  | 令和5年  | 令和6年  | 令和7年  |              |             |
| 総世帯数      | 4,425 | 4,488 | 4,493 | 4,552 | 4,571 | 4,585 | 3,555        | 61,287      |
| 1世帯あたりの人口 | 2.53  | 2.48  | 2.45  | 2.40  | 2.37  | 2.33  | 2.07         | 2.03        |



«資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）»

## ② 高齢者のいる世帯

本町の高齢者のいる世帯は、令和2年が2,100世帯（国勢調査）で、一般世帯総合計の54.8%を占めます。内訳をみると、高齢者夫婦世帯565世帯（一般世帯総合計の14.7%）、高齢者単身世帯408世帯（同10.6%）、その他の高齢者のいる世帯1,127世帯（同29.4%）となっています。

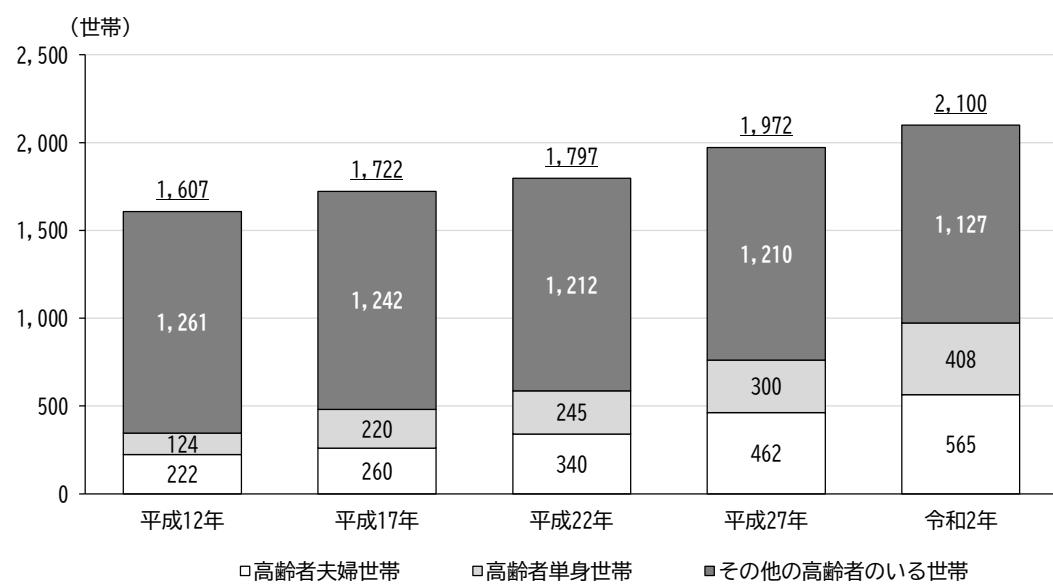
高齢者のいる世帯の構成比を埼玉県、全国と比較すると、埼玉県を15.5ポイント、全国を14.1ポイント上回っています。

平成12年から令和2年までの20年間の推移をみると、高齢者のいる世帯は6.2ポイント増加しています。

### ■ 高齢者のいる世帯の推移

単位：実数（世帯）、構成比（%）

| 区分           | 実数  | 美里町   |       |       |       |       | 埼玉県<br>(千世帯) | 全国<br>(千世帯) |
|--------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|-------------|
|              |     | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年  |              |             |
| 高齢者のいる世帯     | 実数  | 1,607 | 1,722 | 1,797 | 1,972 | 2,100 | 1,241        | 22,655      |
|              | 構成比 | 48.6  | 50.3  | 50.9  | 54.9  | 54.8  | 39.3         | 40.7        |
| 高齢者夫婦世帯      | 実数  | 222   | 260   | 340   | 462   | 565   | 395          | 6,848       |
|              | 構成比 | 6.7   | 7.6   | 9.6   | 12.9  | 14.7  | 12.5         | 12.3        |
| 高齢者単身世帯      | 実数  | 124   | 220   | 245   | 300   | 408   | 333          | 6,717       |
|              | 構成比 | 3.7   | 6.4   | 6.9   | 8.3   | 10.6  | 10.5         | 12.1        |
| その他の高齢者のいる世帯 | 実数  | 1,261 | 1,242 | 1,212 | 1,210 | 1,127 | 513          | 9,090       |
|              | 構成比 | 38.1  | 36.3  | 34.3  | 33.7  | 29.4  | 16.2         | 16.3        |
| 一般世帯総合計      | 実数  | 3,307 | 3,422 | 3,530 | 3,593 | 3,833 | 3,158        | 55,705      |



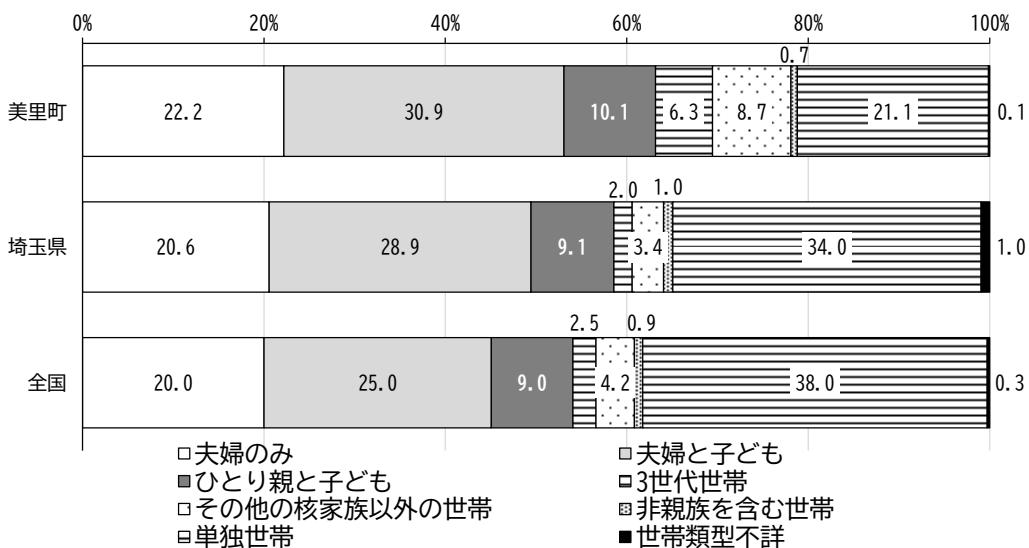
※資料：国勢調査（令和2年）

### ③ 世帯の家族類型

令和2年の国勢調査による一般世帯の家族類型別の世帯については、「夫婦と子ども」が30.9%で最も高く、「夫婦のみ」22.2%、「単独世帯」21.1%、「ひとり親と子ども」10.1%と続いている。

家庭類型別を埼玉県、全国と比較すると、「単独世帯」が大幅に下回り、「3世代世帯」、「その他の核家族以外の世帯」が大幅に上回っています。

#### ■ 家庭類型別の世帯



«資料：国勢調査（令和2年）»

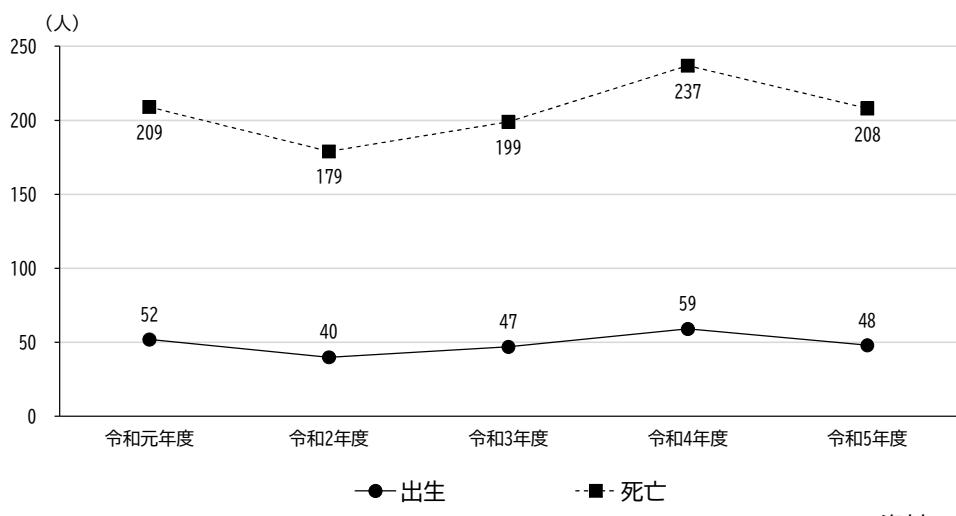
### （3）人口動態

#### ① 自然動態の推移

本町の令和5年度の出生数は48人、死亡数は208人となっており、死亡数は出生数の4倍以上となっています。

令和元年度からの5年間の推移をみると、出生数は50人前後で横ばい傾向を示し、死亡数は令和2年度に179人まで減少、令和4年度には237人まで増加しており、増減を繰り返しています。

#### ■ 自然動態（出生、死亡）の推移



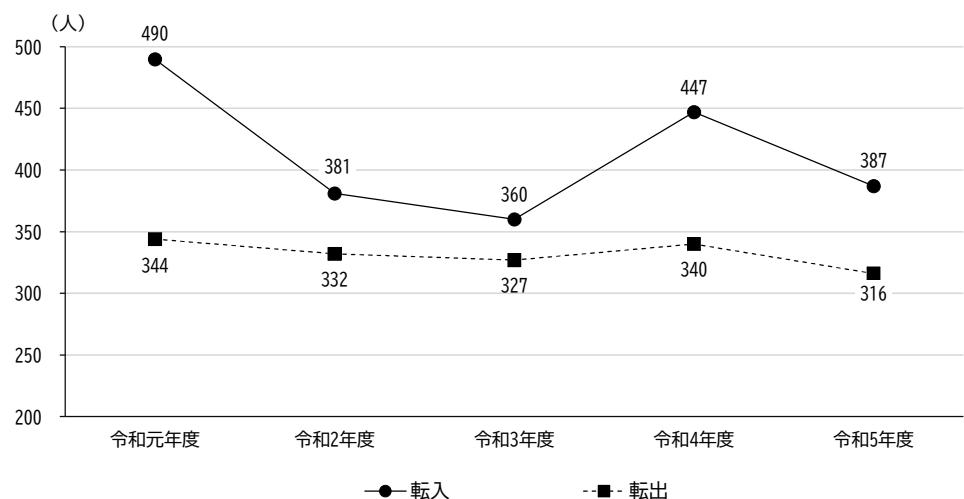
«資料：人口動態統計»

## ② 社会動態の推移

本町の令和5年度の転入は387人、転出は316人と、転入が転出を71人上回っています。

令和元年度からの5年間の推移をみると、転入は増減を繰り返しており、令和元年度から令和6年度にかけて103人減少しています。一方で、転出は、全体的に減少傾向が続いている、令和元年度から令和6年度にかけて26人減少しています。

### ■ 社会動態の推移



«資料：人口動態統計»

## (4) 高齢者の要介護認定状況

令和6年9月末の第1号被保険者（65歳以上高齢者）の要介護認定者数は549人で、第1号被保険者の15.9%を占めています。埼玉県、全国と比較すると、埼玉県を1.8ポイント、全国を3.8ポイント下回っています。

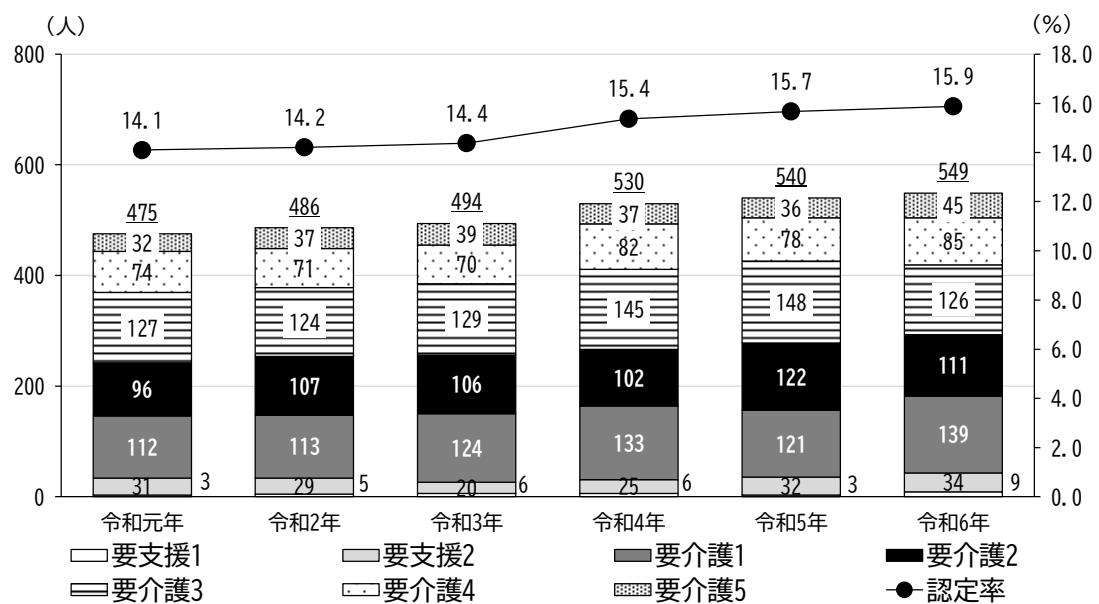
令和元年からの6年間の推移をみると、認定者数は74人増加し、認定率は1.8ポイント増加しています。認定別にみると、要介護3のみ減少していますが、その他はすべて増加しています。

## ■ 介護保険認定者の推移

単位：人数（人）、割合・認定率（%）

|           |    | 令和元年  | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  | 令和5年  | 令和6年  |
|-----------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 第1号被保険者   | 人数 | 3,369 | 3,420 | 3,436 | 3,449 | 3,445 | 3,459 |
| 第1号要介護認定者 | 人数 | 475   | 486   | 494   | 530   | 540   | 549   |
|           | 割合 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 要支援1      | 人数 | 3     | 5     | 6     | 6     | 3     | 9     |
|           | 割合 | 0.6   | 1.0   | 1.2   | 1.1   | 0.6   | 1.6   |
| 要支援2      | 人数 | 31    | 29    | 20    | 25    | 32    | 34    |
|           | 割合 | 6.5   | 6.0   | 4.0   | 4.7   | 5.9   | 6.2   |
| 要介護1      | 人数 | 112   | 113   | 124   | 133   | 121   | 139   |
|           | 割合 | 23.6  | 23.3  | 25.1  | 25.1  | 22.4  | 25.3  |
| 要介護2      | 人数 | 96    | 107   | 106   | 102   | 122   | 111   |
|           | 割合 | 20.2  | 22.0  | 21.5  | 19.2  | 22.6  | 20.2  |
| 要介護3      | 人数 | 127   | 124   | 129   | 145   | 148   | 126   |
|           | 割合 | 26.7  | 25.5  | 26.1  | 27.4  | 27.4  | 23.0  |
| 要介護4      | 人数 | 74    | 71    | 70    | 82    | 78    | 85    |
|           | 割合 | 15.6  | 14.6  | 14.2  | 15.5  | 14.4  | 15.5  |
| 要介護5      | 人数 | 32    | 37    | 39    | 37    | 36    | 45    |
|           | 割合 | 6.7   | 7.6   | 7.9   | 7.0   | 6.7   | 8.2   |
| 1号要介護認定率  |    | 14.1  | 14.2  | 14.4  | 15.4  | 15.7  | 15.9  |
| 埼玉県認定率    |    | 15.3  | 15.6  | 16.0  | 16.6  | 17.1  | 17.7  |
| 全国認定率     |    | 18.5  | 18.6  | 18.8  | 19.1  | 19.3  | 19.7  |

«資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）»



«資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）»

## (5) 障害者手帳所持者

### ① 身体障害者（身体障害者手帳所持者）の推移

令和6年度の身体障害者合計は368人で、令和2年度からの5年間の推移をみると、44人減少しています。等級別にみると、1級が123人（構成比33.4%）で最も多く、4級92人（同25.0%）、3級60人（同16.3%）、2級52人（同14.1%）、6級22人（同6.0%）、5級19人（同5.2%）と続いています。5年間で最も変化が大きいのは、4級で15人減少しています。

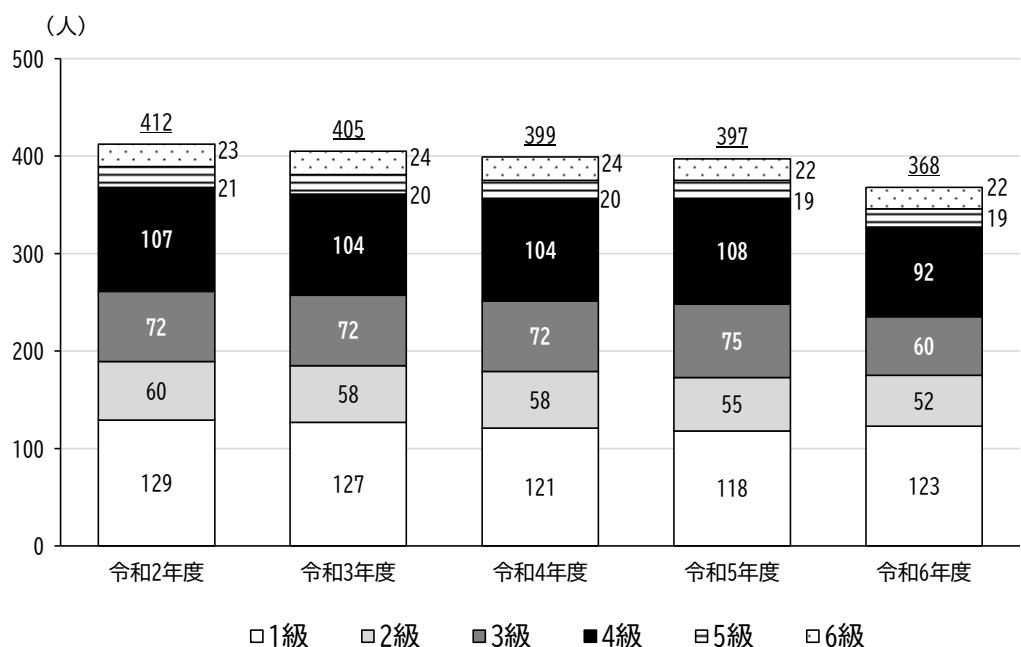
部位別にみると、肢体不自由が176人（構成比47.8%）で最も多く、内部障害130人（同35.3%）、聴覚・言語47人（同12.8%）、視覚15人（同4.1%）と続いており、肢体不自由が約半数を占めています。年間の推移をみると、肢体不自由、視覚が減少しています。

### ■ 等級別身体障害者数の推移

単位：実数（人）、構成比（%）

| 区分      |     | 美里町   |       |       |       |       |
|---------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
|         |     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 身体障害者合計 | 実数  | 412   | 405   | 399   | 397   | 368   |
|         | 構成比 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 1級      | 実数  | 129   | 127   | 121   | 118   | 123   |
|         | 構成比 | 31.3  | 31.4  | 30.3  | 29.7  | 33.4  |
| 2級      | 実数  | 60    | 58    | 58    | 55    | 52    |
|         | 構成比 | 14.6  | 14.3  | 14.5  | 13.9  | 14.1  |
| 3級      | 実数  | 72    | 72    | 72    | 75    | 60    |
|         | 構成比 | 17.5  | 17.8  | 18.0  | 18.9  | 16.3  |
| 4級      | 実数  | 107   | 104   | 104   | 108   | 92    |
|         | 構成比 | 26.0  | 25.7  | 26.1  | 27.2  | 25.0  |
| 5級      | 実数  | 21    | 20    | 20    | 19    | 19    |
|         | 構成比 | 5.1   | 4.9   | 5.0   | 4.8   | 5.2   |
| 6級      | 実数  | 23    | 24    | 24    | 22    | 22    |
|         | 構成比 | 5.6   | 5.9   | 6.0   | 5.5   | 6.0   |

«資料：美里町調べ»



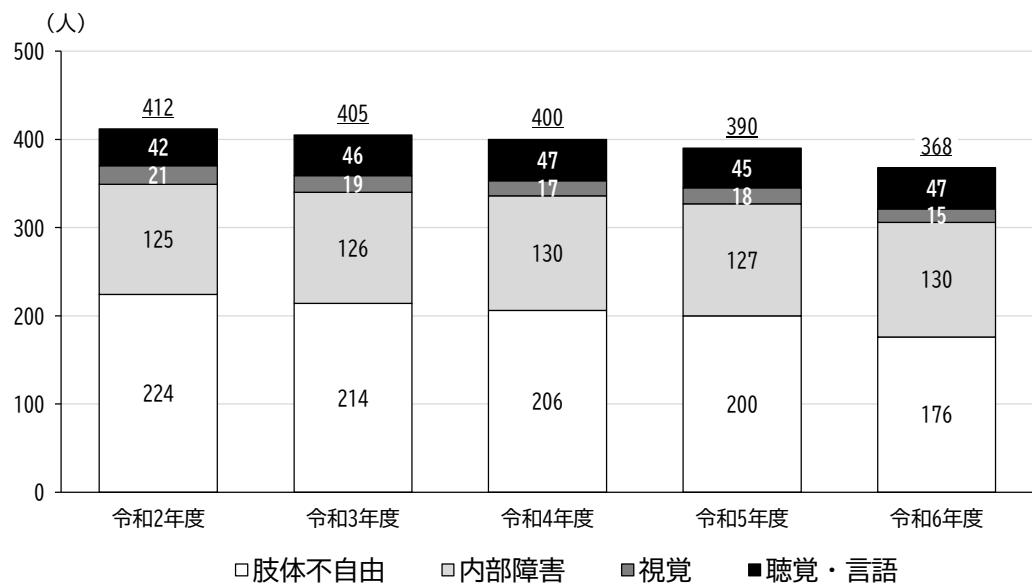
«資料：美里町調べ»

## ■ 部位別身体障害者数の推移

単位：実数（人）、構成比（%）

| 区分      |     | 美里町   |       |       |       |       |
|---------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
|         |     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 身体障害者合計 | 実数  | 412   | 405   | 400   | 390   | 368   |
|         | 構成比 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 肢体不自由   | 実数  | 224   | 214   | 206   | 200   | 176   |
|         | 構成比 | 54.4  | 52.8  | 51.5  | 51.3  | 47.8  |
| 内部障害    | 実数  | 125   | 126   | 130   | 127   | 130   |
|         | 構成比 | 30.3  | 31.1  | 32.5  | 32.6  | 35.3  |
| 視覚      | 実数  | 21    | 19    | 17    | 18    | 15    |
|         | 構成比 | 5.1   | 4.7   | 4.3   | 4.6   | 4.1   |
| 聴覚・言語   | 実数  | 42    | 46    | 47    | 45    | 47    |
|         | 構成比 | 10.2  | 11.4  | 11.8  | 11.5  | 12.8  |

«資料：美里町調べ»



«資料：美里町調べ»

## ② 知的障害者（療育手帳所持者）の推移

令和6年度の知的障害者合計は125人で、等級別にみると、Ⓐ（最重度）20人（構成比16.0%）、A（重度）32人（同25.6%）、B（中度）36人（同28.8%）、C（軽度）37人（同29.6%）となっています。

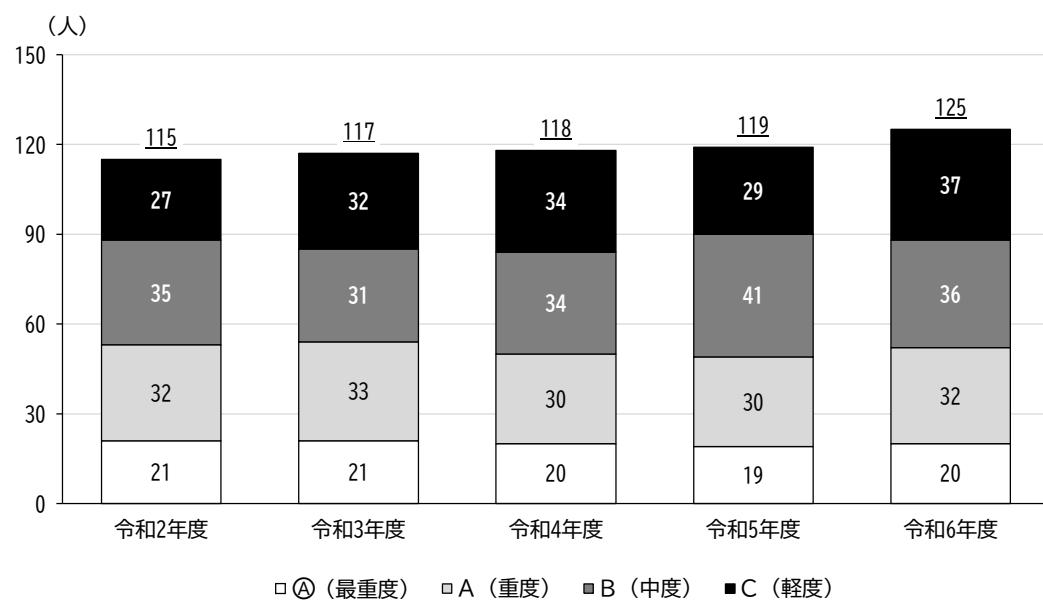
令和2年度からの5年間の推移をみると、増加傾向となっており、この5年間で10人増加しています。

### ■ 等級別知的障害者数の推移

単位：実数（人）、構成比（%）

| 区分      |     | 美里町   |       |       |       |       |
|---------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
|         |     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 知的障害者合計 | 実数  | 115   | 117   | 118   | 119   | 125   |
|         | 構成比 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| Ⓐ（最重度）  | 実数  | 21    | 21    | 20    | 19    | 20    |
|         | 構成比 | 18.3  | 17.9  | 16.9  | 16.0  | 16.0  |
| A（重度）   | 実数  | 32    | 33    | 30    | 30    | 32    |
|         | 構成比 | 27.8  | 28.2  | 25.4  | 25.2  | 25.6  |
| B（中度）   | 実数  | 35    | 31    | 34    | 41    | 36    |
|         | 構成比 | 30.4  | 26.5  | 28.8  | 34.5  | 28.8  |
| C（軽度）   | 実数  | 27    | 32    | 34    | 29    | 37    |
|         | 構成比 | 23.5  | 27.4  | 28.8  | 24.4  | 29.6  |

«資料：美里町調べ»



«資料：美里町調べ»

### ③ 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の推移

令和6年度の精神障害者合計は83人で、等級別にみると、1級10人（構成比12.0%）、2級50人（同60.2%）、3級23人（同27.7%）となっています。

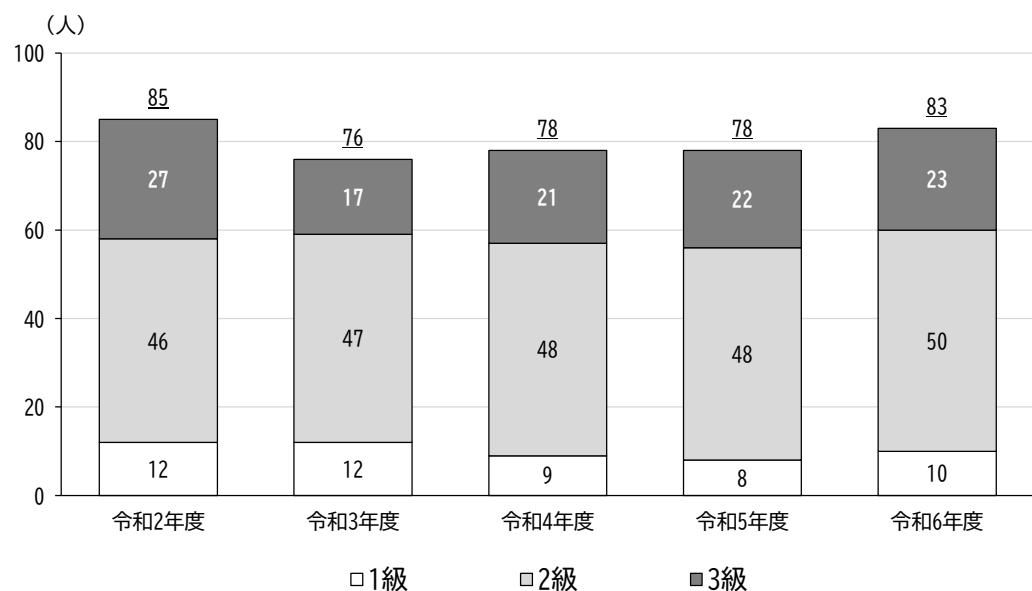
令和2年度からの5年間の推移をみると、合計は2人減少しています。

#### ■ 等級別精神障害者数の推移

単位：実数（人）、構成比（%）

| 区分      |     | 美里町   |       |       |       |       |
|---------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
|         |     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 精神障害者合計 | 実数  | 85    | 76    | 78    | 78    | 83    |
|         | 構成比 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 1級      | 実数  | 12    | 12    | 9     | 8     | 10    |
|         | 構成比 | 14.1  | 15.8  | 11.5  | 10.3  | 12.0  |
| 2級      | 実数  | 46    | 47    | 48    | 48    | 50    |
|         | 構成比 | 54.1  | 61.8  | 61.5  | 61.5  | 60.2  |
| 3級      | 実数  | 27    | 17    | 21    | 22    | 23    |
|         | 構成比 | 31.8  | 22.4  | 26.9  | 28.2  | 27.7  |

«資料：美里町調べ»



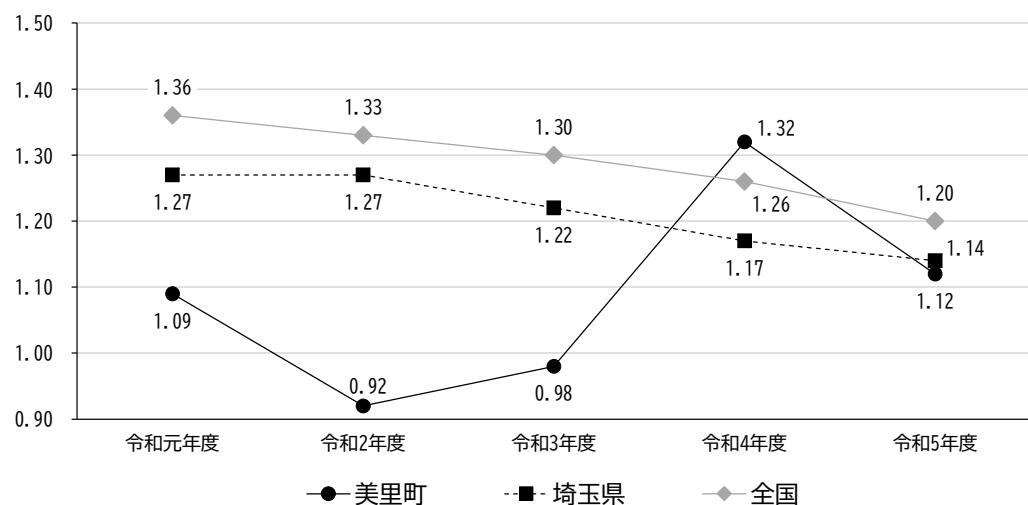
«資料：美里町調べ»

## (6) 子育て

### ① 合計特殊出生率の推移

本町の令和5年度合計特殊出生率は1.12となっており、埼玉県を0.02ポイント、また、国を0.08ポイント下回っています。

#### ■ 合計特殊出生率の推移

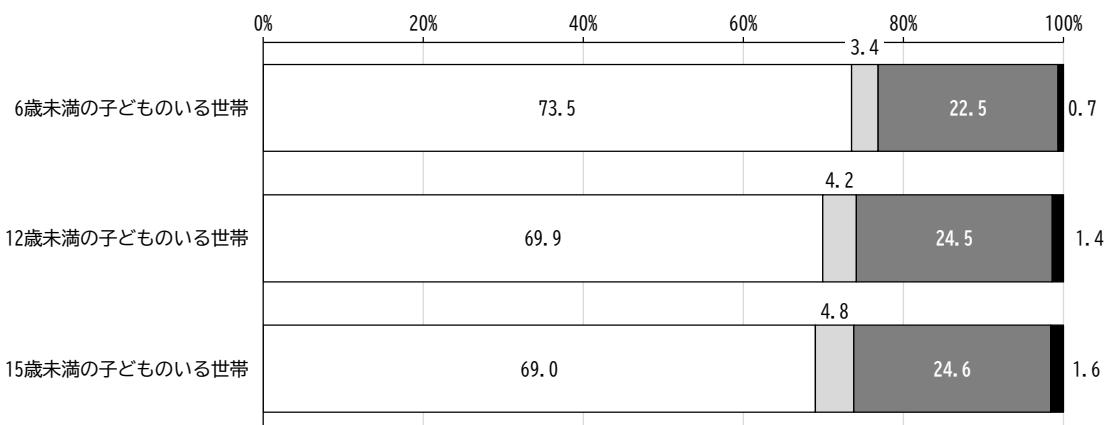


«資料：人口動態統計»

### ② 子どものいる世帯の家族類型

本町の子どものいる世帯の家族類型（国勢調査）をみると、「夫婦と子ども」と「ひとり親と子ども」を合わせた核家族が、6歳未満の子どものいる世帯では76.9%、12歳未満の子どものいる世帯では74.1%、15歳未満の子どものいる世帯では73.8%となっており、子どもの年齢が高くなるほど核家族の比率が低くなっています。「夫婦と子ども以外」は15歳未満の子どものいる世帯が最も高い比率となっています。

#### ■ 子どものいる世帯の家庭類型



□夫婦と子ども □ひとり親と子ども ■夫婦と子ども以外 ■その他

«資料：国勢調査（令和2年）»

## (7) 生活保護世帯

令和6年度の生活保護世帯合計は43世帯で、世帯別にみると、高齢者世帯が27世帯（構成比62.8%）と約6割を占め、障害者世帯9世帯（同20.9%）、その他の世帯6世帯（同14.0%）、母子世帯1世帯（同2.3%）となっています。

令和2年度からの5年間の推移をみると、合計は40世帯前後で推移していますが、世帯別にみると、高齢者世帯が7世帯増加しています。

### ■ 生活保護世帯の推移

単位：実数（世帯）、構成比（%）

| 区分       |     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 生活保護世帯合計 | 実数  | 42    | 44    | 42    | 35    | 43    |
|          | 構成比 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 高齢者世帯    | 実数  | 20    | 25    | 22    | 22    | 27    |
|          | 構成比 | 47.6  | 56.8  | 52.4  | 62.9  | 62.8  |
| 母子世帯     | 実数  | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
|          | 構成比 | 2.4   | 2.3   | 2.4   | 2.9   | 2.3   |
| 障害者世帯    | 実数  | 7     | 7     | 8     | 6     | 9     |
|          | 構成比 | 16.7  | 15.9  | 19.0  | 17.1  | 20.9  |
| 傷病者世帯    | 実数  | 9     | 1     | 1     | 0     | 0     |
|          | 構成比 | 21.4  | 2.3   | 2.4   | 0.0   | 0.0   |
| その他の世帯   | 実数  | 5     | 10    | 10    | 6     | 6     |
|          | 構成比 | 11.9  | 22.7  | 23.8  | 17.1  | 14.0  |

«資料：美里町調べ»

## (8) 成年後見制度

### ① 本町の成年後見制度の利用状況

さいたま家庭裁判所の資料によると、令和6年12月末時点の本町における成年後見制度の利用者は40人となっています。

これを類型別にみると、後見が最も多く33人、保佐6人、補助1人となっており、成年後見人の40人のうち12人が親族による後見となっています。

また、申立件数は、後見が3件となっており、そのうち2件が親族によるものです。

なお、被成年後見人等について、後見開始等の審判を申立てる親族等がいない場合や、親族の協力が得られない場合に市町村長が申立人となる「町長申立て」が可能です。令和6年度においては0人でした。

また、成年後見制度を利用にあたり、費用の負担が困難な方に対して町が申立て費用や後見人等への報酬を支払う「美里町成年後見制度利用支援事業」についても、令和6年度の利用実績は、申立費用の負担・報酬等の支払いとともに0人でした。

### ■ 令和6年度市区町村別成年後見制度利用者数一覧（管内別・類型別）※美里町部分抜粋 単位：人

| 法定後見（下段：うち親族） |    |    |    | 任意後見 |
|---------------|----|----|----|------|
| 法定後見合計        | 後見 | 保佐 | 補助 |      |
| 40            | 33 | 6  | 1  | 1    |
| 12            | 10 | 1  | 1  |      |

«資料：さいたま家庭裁判所（令和6年12月末時点）»

### ■ 令和6年度市区町村別成年後見制度申立件数一覧（管内別・類型別）※美里町部分抜粋 単位：人

| 法定後見（下段：うち親族） |    |    |    | 任意後見 |
|---------------|----|----|----|------|
| 法定後見合計        | 後見 | 保佐 | 補助 |      |
| 3             | 3  | 0  | 0  | 0    |
| 2             | 2  | 0  | 0  | 0    |

«資料：さいたま家庭裁判所（令和6年12月末時点）»

### ■ 年度別成年後見制度における町長申立支援人数 単位：人

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年9月時点 |
|-------|-------|-------|----------|
| 1     | 1     | 0     | 0        |

«資料：美里町調べ»

### ■ 美里町成年後見制度利用支援事業人数 単位：人

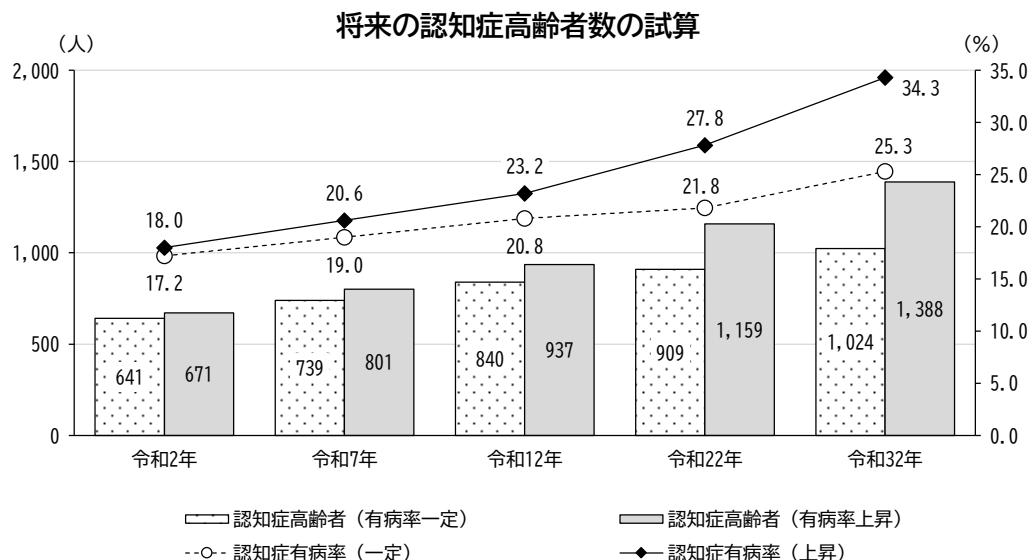
|        | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年9月時点 |
|--------|-------|-------|-------|----------|
| 町長申立費用 | 0     | 1     | 0     | 0        |
| 報酬等    | 0     | 0     | 0     | 0        |

«資料：美里町調べ»

## ② 成年後継制度の利用需要の拡大

人生 100 年の長寿社会を迎えるにあたり、今後認知症高齢者や親亡き後の障害者は急増することが見込まれます。本町の認知症高齢者は、令和 12 年には 840 人～937 人、令和 32 年には 1,024 人～1,388 人になると試算されます。

こうした将来の状況から、成年後見制度の利用需要は急速に拡大することが予想され、制度利用の体制整備が急務になっています。



«資料：国新オレンジプランの認知症有病率と社会保障人口問題研究所の将来人口推計より独自試算»

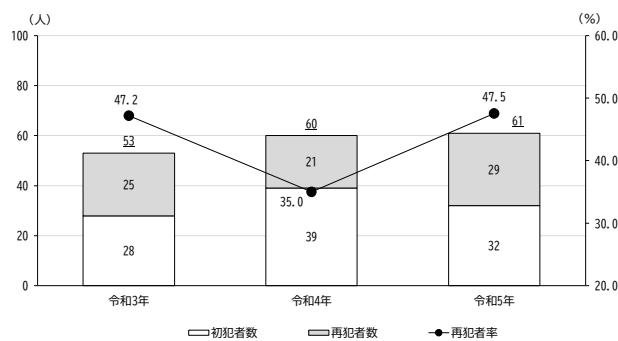
## (9) 再犯者数

令和5年の児玉警察署管内における刑法犯での検挙者数は61人となっています。その内訳は、初犯者数32人、再犯者数29人で、再犯者率は47.5%となっています。令和3年から令和5年までの3年間における再犯者率平均を埼玉県、全国と比較してみると、児玉警察署管内は43.2%で、埼玉県を7.3ポイント、全国を6.3ポイント下回っています。

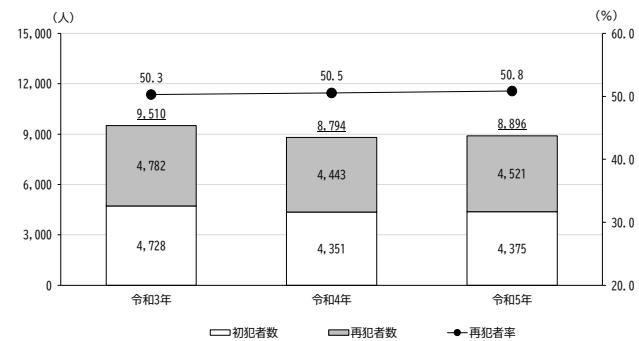
令和5年の検挙者を年齢別にみると、最も多いのが20～29歳の16人（構成比26.2%）となり、次いで65歳以上の14人（構成比23.0%）となっています。また、性別にみると、男性が50人（同82.0%）、女性が11人（同18.0%）の構成となっています。

### 過去3年間刑法犯・検挙者数及び再犯者率の推移

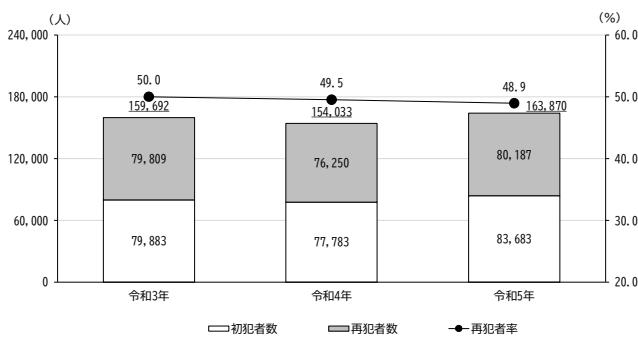
#### ■ 児玉警察署管内



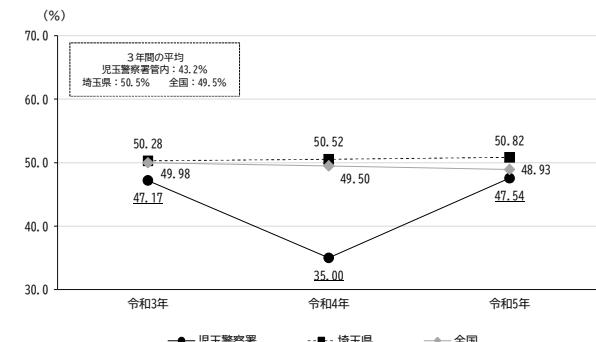
#### ■ 埼玉県内



#### ■ 全国

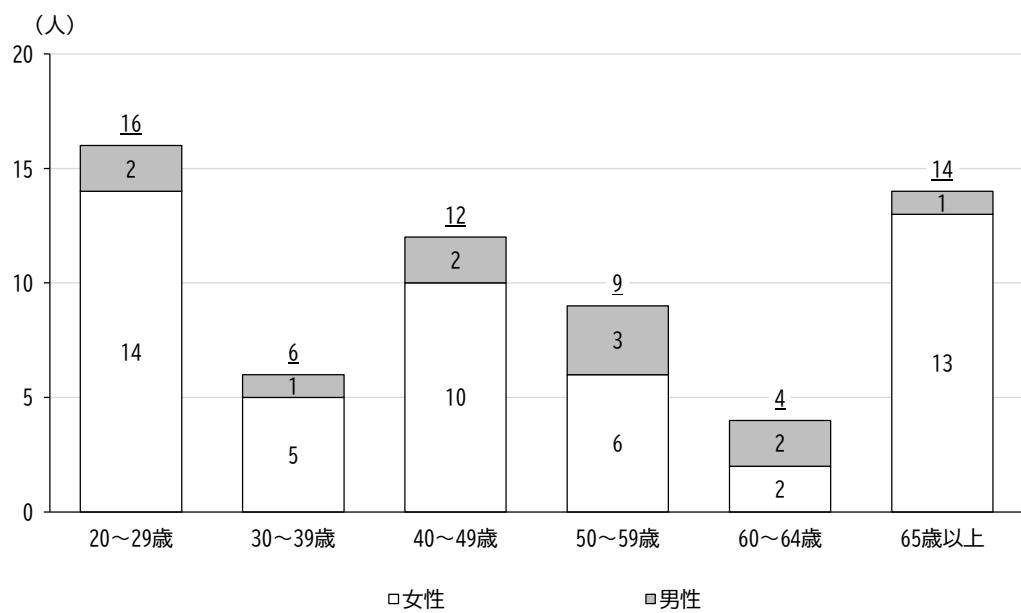


#### ■ 再犯率の推移（児玉警察署管内、埼玉県、全国）



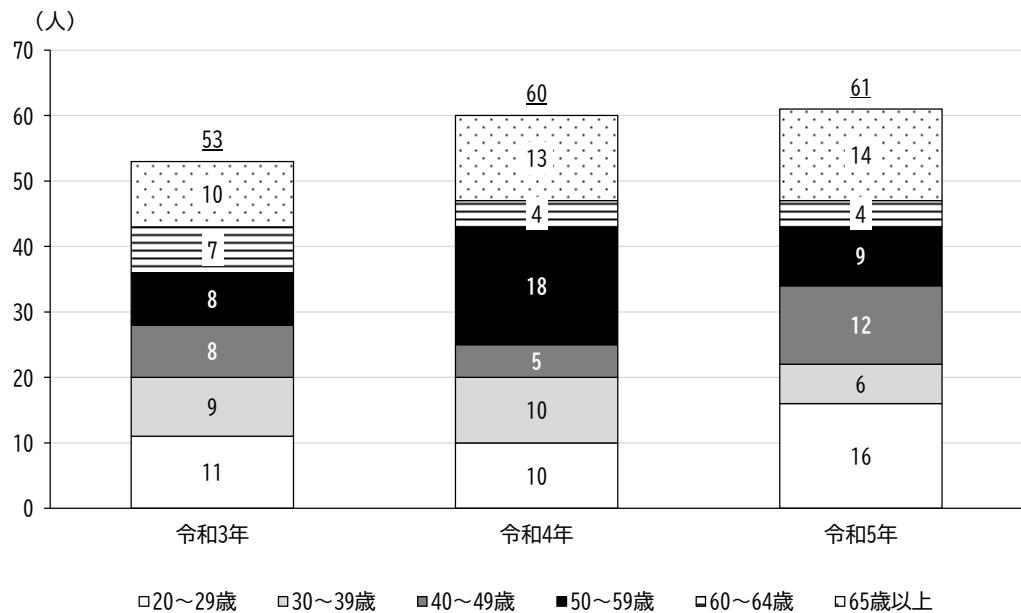
«資料：法務省提供資料»

### 児玉警察署管内の男女別年齢別刑法犯検挙者数



«資料：法務省提供資料»

### 児玉警察署管内の年齢別刑法犯検挙者数の推移



«資料：法務省提供資料»

## 2 地域福祉の担い手の現状

### (1) 行政区等

行政区は、各地域の様々な課題を町民自らが共同で解決していく、最も身近な自治組織であり、地域の「催し」や地域住民の様々なコミュニティ活動の実施主体になっています。本町は23行政区で構成されています。

### (2) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法により「民生委員は社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」と規定され、厚生労働大臣と都道府県知事から委嘱された、非常勤特別職の地方公務員になります。

児童委員は、児童福祉法により「民生委員は児童委員に充てられたものとする」となっており、一部の児童委員は児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」の委嘱を受けています。

民生委員・児童委員は、生活困窮者をはじめ低所得階層の方、高齢者・障害者の在宅福祉、母子・父子家庭等、様々な理由によって援助を必要とする方に対し、相談支援、訪問支援、支援組織への連絡調整等の活動を行っています。令和7年度は29名の民生委員・児童委員と、児童に関する事を専門的に担当する2名の主任児童委員が活動しています。(令和7年12月現在)

令和6年度の活動実績をみると、相談支援が年間131件、訪問支援は年間2,988回、連絡調整は年間292回、その他の活動は年間2,256件となっています。令和2年度からの5年間の推移をみると、相談支援の件数、訪問支援の回数、連絡調整の回数は大きく減少していますが、その他の活動の件数は増加しています。

#### ■ 民生委員・児童委員の活動の推移

| 区分     | 単位   | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 相談支援   | 年間件数 | 406   | 528   | 404   | 183   | 131   |
| 訪問支援   | 回数   | 3,288 | 3,523 | 3,512 | 3,046 | 2,988 |
| 連絡調整   | 回数   | 560   | 817   | 568   | 264   | 292   |
| その他の活動 | 年間件数 | 1,204 | 1,517 | 1,813 | 2,221 | 2,256 |

«資料：美里町調べ»

### (3) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条により、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、設置される民間福祉団体（社会福祉法人）です。まさに、地域福祉活動を推進する中心組織であり、本町では昭和 59 年に社会福祉法人美里町社会福祉協議会（以下「美里町社協」という。）が正式に設立されました。

町民をはじめ、町内外の関係機関や団体と連携を図り、高齢者や障害者、子育て世代の支援、ボランティアセンターの運営、福祉資金等貸付事業、共同募金運動への協力など、地域の特性に応じた福祉の充実に取り組んでいます。

### (4) ボランティアグループ

本町では、高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉、子育て支援、介護予防、健康づくり等、様々な分野を対象としていたボランティア団体・個人が、それぞれ奉仕の精神に基づき、自主的な社会貢献活動を行っています。また、美里町ボランティアセンターでは、ボランティア団体の活動推進を図っています。

令和 6 年度の活動者数は 564 人となっており、令和 2 年度からの 5 年間の推移をみると、30 人減少しています。

#### ■ ボランティア活動者数

| 区分   | 単位 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|------|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 活動者数 | 人  | 594     | 439     | 445     | 232     | 564     |

«資料：美里町調べ»

### (5) 老人クラブの活動状況

老人クラブは高齢者の健康増進や、生きがいづくりを推進する組織です。

本町では、令和 6 年度、4 団体が連合会を組織して活動しています。令和 2 年度からの 5 年間の推移をみると、クラブ数で 4 団体、登録者数で 161 人減少しています。

#### ■ 老人クラブの活動状況

| 区分     | 単位 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|--------|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 活動クラブ数 | 団体 | 8       | 8       | 6       | 5       | 4       |
| 登録者数   | 人  | 248     | 207     | 171     | 105     | 87      |

«資料：美里町調べ»

## **(6) シルバー人材センター**

シルバー人材センターは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、原則として市町村の区域ごとに設置されています。定年退職者等の高年齢者のライフスタイルに合わせた就業、または特別な知識、技能を必要とする就業や、ボランティア活動を通じて、高年齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の活性化に貢献する組織です。

国や県、町の助成を受けて運営する営利を目的としない公益法人で、高齢社会を支える大きな役割を果たしている公共的・公益的性格を有する団体です。また、「会員による自主的・主体的な運営をすること（自主・自立）」、「会員の一人ひとりが豊かな経験と知識、専門的技術を生かし、協力してともに働きともに助けあうこと（共働・共助）」を理念としています。

令和7年12月現在、110名が会員登録をしており、日々、豊富な経験と知識・技能を生かし、仕事に励んでいます。

## **(7) 食生活改善推進員**

食生活改善推進員は、美里町食生活改善推進員連絡協議会に加入し、組織的に活動を行っています。「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、「生涯における健康づくり活動を食を通して地域において推進する」ことを目的に、ボランティア活動を行っています。

令和7年12月現在の推進員数は52人で、定例調理実習（減塩レシピ）、一人暮らし高齢者配食サービスのお弁当づくりなどの活動を行っています。

## **(8) 地域包括支援センター**

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるよう、高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として、各市町村が設置しています。

地域包括支援センターでは、介護予防サービスの相談など高齢者に関する様々なご相談をお受けし、必要なサービスにつないだり、権利や安全を守る制度のご案内などを行っています。本町では平成20年3月に設置しました。

## **(9) 子育て包括支援センター**

子育て包括支援センターは安心して妊娠、出産、子育てができるよう、総合的な相談窓口として、令和元年、保健センター内に開設されました。妊娠届時の専門職による面接、妊娠婦ケース検討会議、妊娠中・出産後の電話相談、乳児全戸訪問、乳児期の保護者相談、母親同士の仲間づくりなど、切れ目のない様々な支援を行っています。

### 3 町民意識調査からみる現状

#### (1) 意識調査の概要

本計画策定にあたり、地域福祉に関する町民の意識や要望・意見等を把握し、計画策定のための基礎資料を得ることを目的に、「美里町の地域福祉に関する意識調査」を行いました。調査の概要は次の通りです。

##### ① 調査対象者

| 対象者           | 抽出数  | 抽出方法  |
|---------------|------|-------|
| 本町在住の18歳以上の男女 | 500人 | 無作為抽出 |

##### ② 実施概要

| 項目      | 詳細                    |
|---------|-----------------------|
| 調査対象地域  | 美里町全域                 |
| 調査形式    | アンケート調査               |
| 配布・回収方法 | 郵送配布・郵送回収及びWEB回収      |
| 調査時期    | 令和7年7月15日(火)～7月31日(木) |

##### ③ 調査項目

| 項目                      | 設問数 |
|-------------------------|-----|
| 1. あなたご自身のことについて(回答者属性) | 6   |
| 2. ご自身またはご家族の意識について     | 3   |
| 3. 近所との関わりについて          | 11  |
| 4. ボランティア活動や福祉教育について    | 5   |
| 5. 美里町の福祉サービスについて       | 17  |
| 6. 災害時の対応について           | 5   |
| 7. 成年後見制度について           | 4   |
| 8. 再犯防止について             | 6   |
| 9. 今後の福祉施策について          | 2   |

##### ④ 回収結果

| 対象者           | 調査票配布数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|---------------|--------|-------|-------|
| 本町在住の18歳以上の男女 | 500件   | 168件  | 33.6% |

| 項目      | 10歳代   | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 | 80歳以上 | 無回答 | 合計  |       |
|---------|--------|------|------|------|------|------|------|-------|-----|-----|-------|
| 年代別回答者数 | 実数(人)  | 0    | 14   | 19   | 17   | 29   | 32   | 41    | 14  | 2   | 168   |
|         | 構成比(%) | 0    | 8.3  | 11.3 | 10.1 | 17.3 | 19.0 | 24.4  | 8.3 | 1.2 | 100.0 |

##### ⑤ グラフを見る際の留意事項

- ・構成比はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。このため比率の合計は100%にならない場合があります。
- ・複数回答の設問では、比率の合計が100%以上になる場合があります。
- ・グラフ内の「n =」は、回答者数合計の値を示しています。

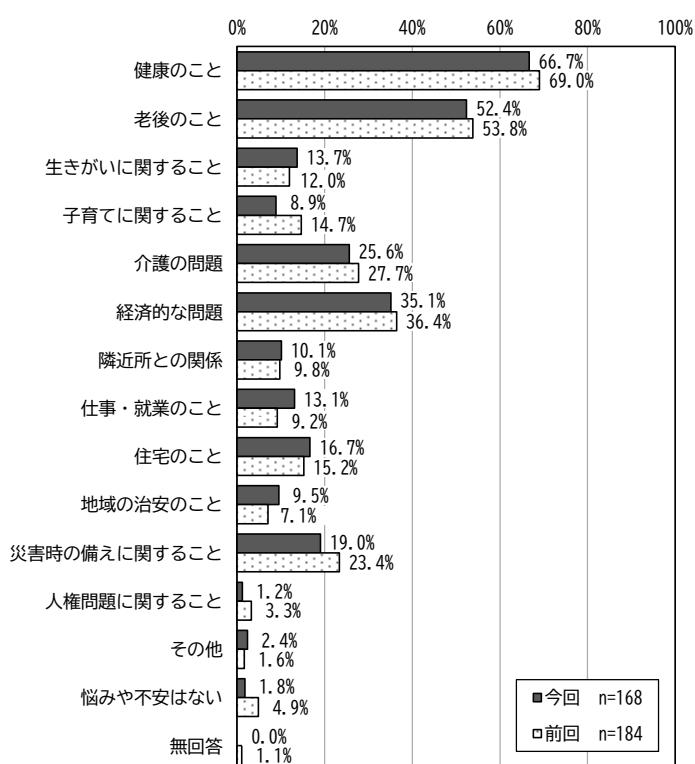
## (2) 主な調査結果

### ① ご自身またはご家族の意識について

#### a. 感じている悩みや不安の内容について

感じている悩みや不安の内容については、「健康のこと」が 66.7% と最も多く、次いで、「老後のこと」が 52.4%、「経済的な問題」が 35.1% となっています。また、「悩みや不安はない」は 1.8% となっています。

前回調査と比較すると、「仕事・就業のこと」が増加し、「子育てに関するここと」が減少しています。

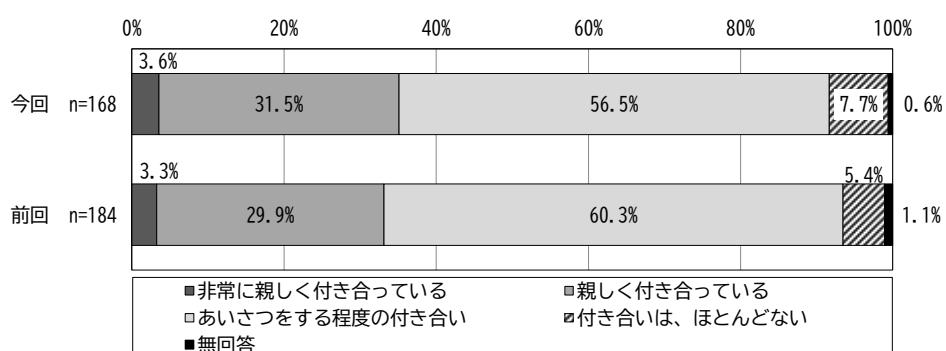


### ② 近所との関わりについて

#### a. 近所づきあいについて

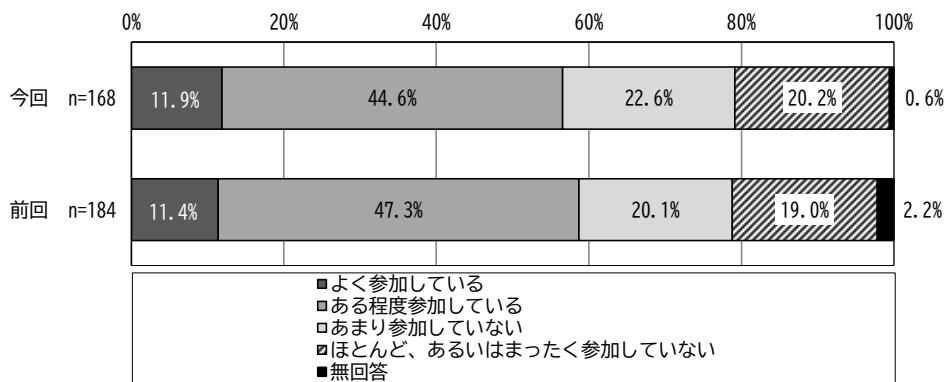
近所付き合いについては、「あいさつをする程度の付き合い」が 56.5% と最も多く、次いで、「親しく付き合っている」が 31.5%、「付き合いは、ほとんどない」が 7.7% となっています。

前回調査と比較すると、「あいさつをする程度の付き合い」が減少しています。



## b. 地域の行事や活動への参加について

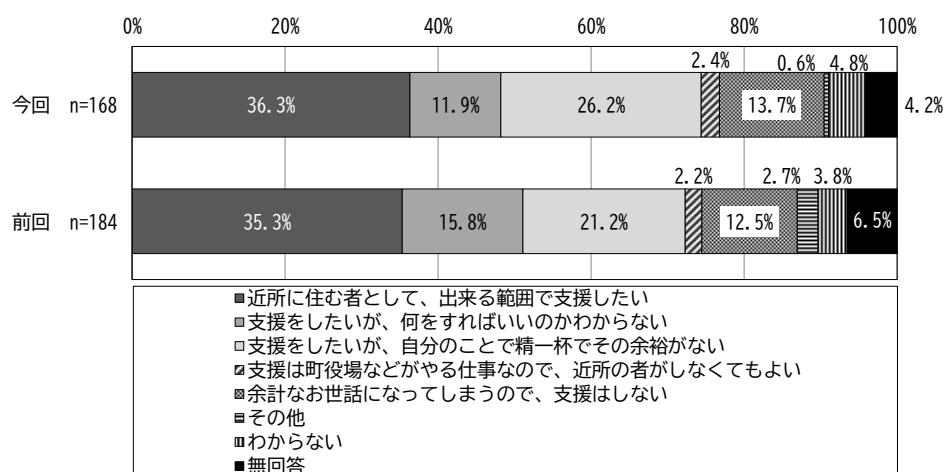
地域の行事や活動への参加については、「よく参加している(11.9%)」、「ある程度参加している(44.6%)」を合わせた『参加している(計)』が56.5%に対し、「あまり参加していない(22.6%)」、「ほとんど、あるいはまったく参加していない(20.2%)」を合わせた『参加していない(計)』が42.8%となっています。前回調査結果とおおむね同様の傾向となっています。



## c. 支援を必要としている方への手助けの考え方について

支援を必要としている方への考えについては、「近所に住む者として、出来る範囲で支援したい」が36.3%と最も多く、次いで、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が26.2%、「余計なお世話になってしまって、支援はしない」が13.7%となっています。

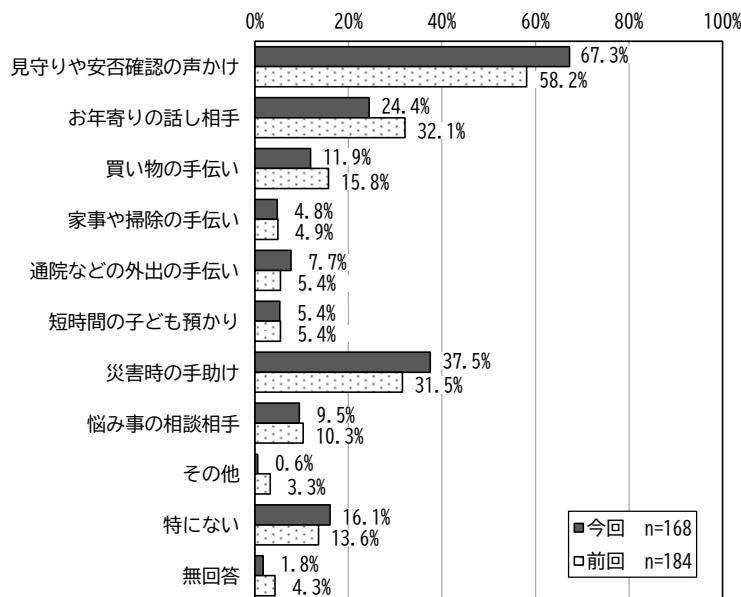
前回調査と比較すると、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が増加し、「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」が減少しています。



#### d. 支援を必要としている方にできる手助けについて

支援を必要としている方にできる手助けについては、「見守りや安否確認の声かけ」が67.3%と最も多く、次いで、「災害時の手助け」が37.5%、「お年寄りの話し相手」が24.4%となっています。

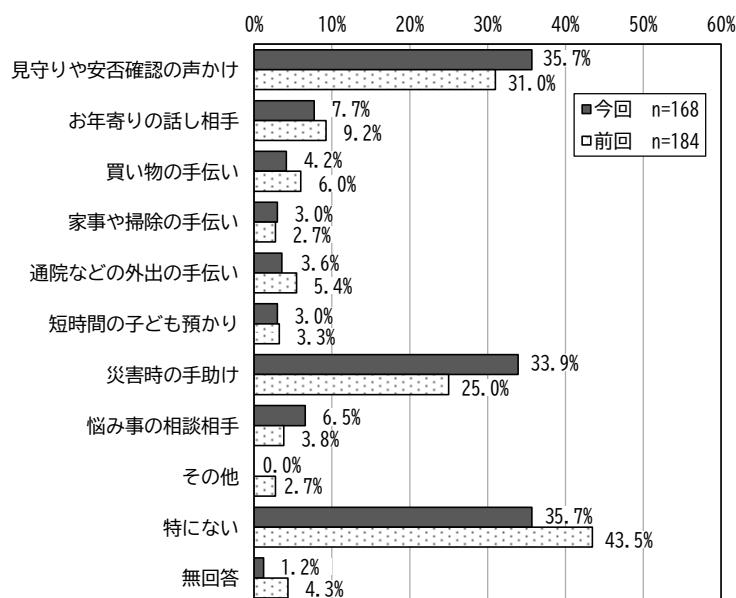
前回調査と比較すると、「見守りや安否確認の声かけ」、「災害時の手助け」が増加し、「お年寄りの話し相手」が減少しています。



#### e. 隣近所の方から受けたい支援について

隣近所の方から受けたい支援については、「見守りや安否確認の声かけ」が35.7%と最も多く、次いで、「災害時の手助け」が33.9%、「お年寄りの話し相手」が7.7%となっています。また、「特ない」が35.7%となっています。

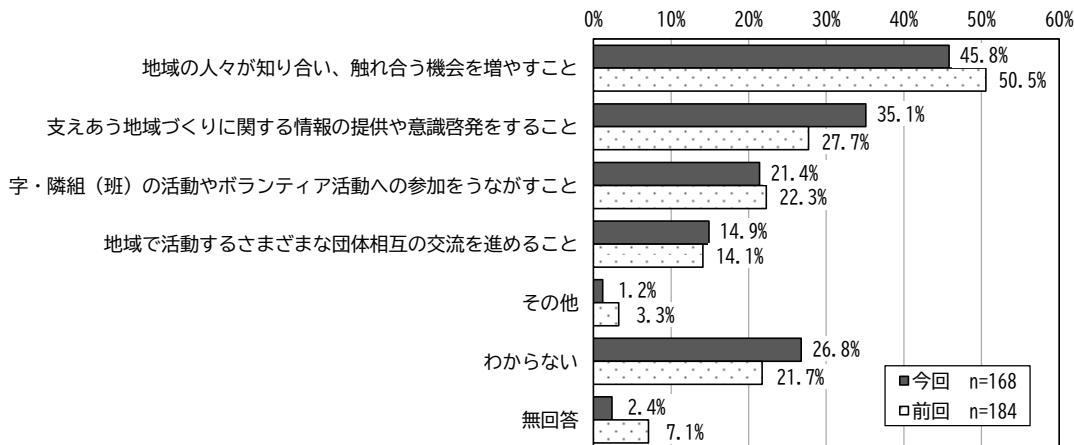
前回調査と比較すると、「見守りや安否確認の声かけ」、「災害時の手助け」が増加し、「特ない」が減少しています。



#### f. 支え合う地域づくりに必要なことについて

支えあう地域づくりに必要なことについては、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」が45.8%と最も多く、次いで、「支えあう地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」が35.1%、「わからない」が26.8%となっています。

前回調査と比較すると、「支えあう地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」が増加し、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」が減少しています。

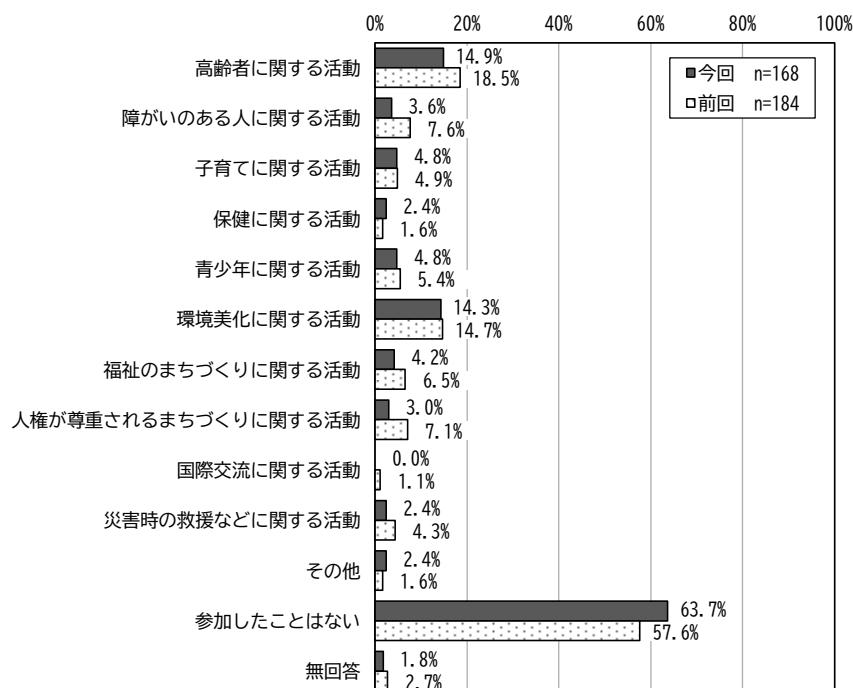


#### ③ ボランティア活動や福祉教育について

##### a. 参加したいNPOやボランティア活動について

参加したことがあるNPOやボランティア活動については、「高齢者に関する活動」が14.9%と最も多く、次いで、「環境美化に関する活動」が14.3%となっています。また、「参加したことない」が63.7%となっています。

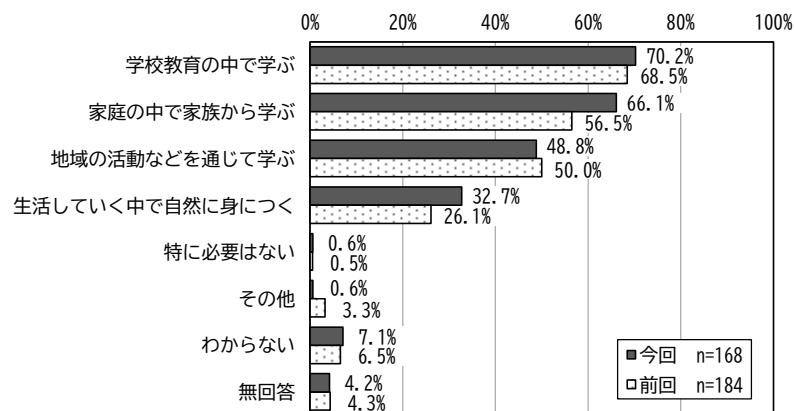
前回調査と比較すると、「参加したことない」が増加し、「人権が尊重されるまちづくりに関する活動」、「障がいのある人に関する活動」が減少しています。



## b. 福祉教育を行う環境について

福祉教育を行う環境については、「学校教育の中で学ぶ」が70.2%と最も多い、次いで、「家庭の中で家族から学ぶ」が66.1%、「地域の活動などを通じて学ぶ」が48.8%となっています。

前回調査と比較すると、「家庭の中で家族から学ぶ」、「生活していく中で自然に身につく」が増加しています。

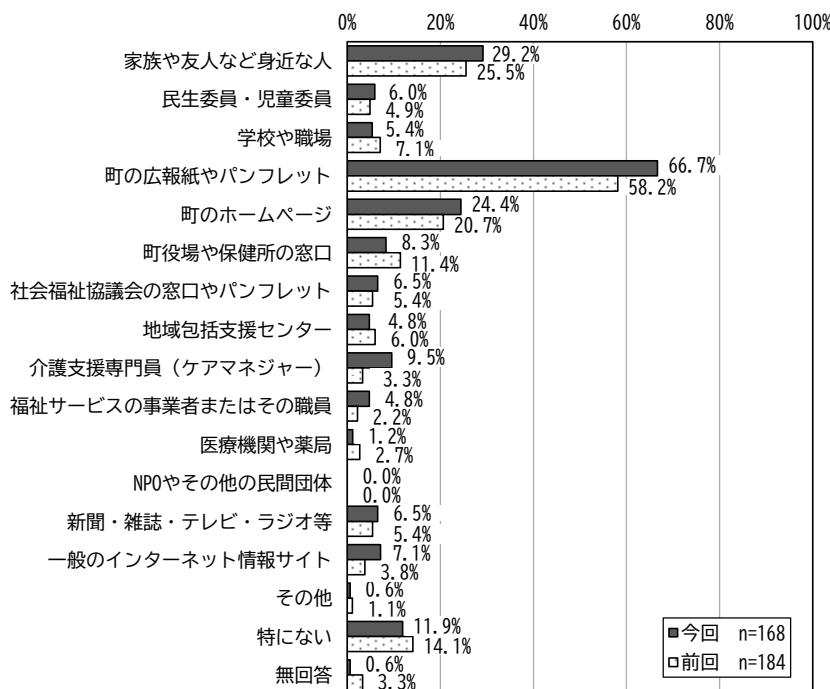


## ④ 美里町の福祉サービスについて

### a. 充実すると良いと思う情報提供の場所について

福祉サービスに関する情報の入手方法については、「町の広報紙やパンフレット」が66.7%と最も多い、次いで、「家族や友人など身近な人」が29.2%、「町のホームページ」が24.4%となっています。

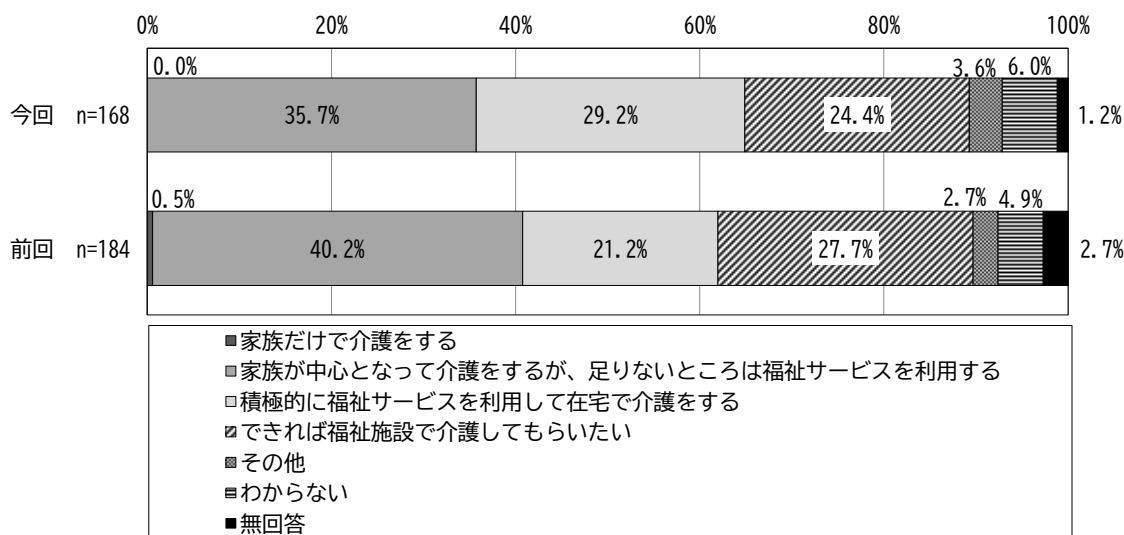
前回調査と比較すると、「町の広報紙やパンフレット」、「介護支援専門員（ケアマネジャー）」が増加し、「町役場や保健所の窓口」が減少しています。



### b. 家族に介護が必要になった場合の考え方について

家族に介護が必要になった場合の考え方については、「家族が中心となって介護をするが、足りないところは福祉サービスを利用する」が 35.7%と最も多く、次いで、「積極的に福祉サービスを利用して在宅で介護をする」が 29.2%、「できれば福祉施設で介護してもらいたい」が 24.4%となっています。

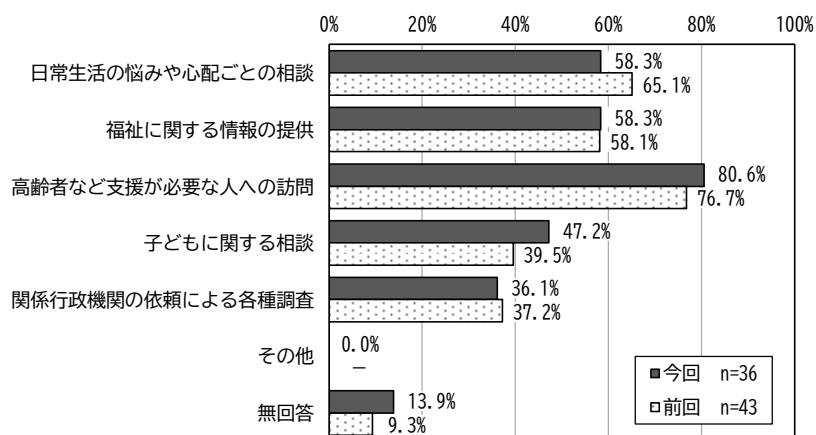
前回調査と比較すると、「積極的に福祉サービスを利用して在宅で介護をする」が増加し、「家族が中心となって介護をするが、足りないところは福祉サービスを利用する」が減少しています。



### c. 民生委員・児童委員を知っているか、知っている民生委員・児童委員の活動内容について

民生委員・児童委員を知っているかについては、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」が 61.9%と最も多く、次いで、「名前も活動の内容もよく知っている」が 21.4%、「名前も活動の内容も知らない」が 14.9%となっています。

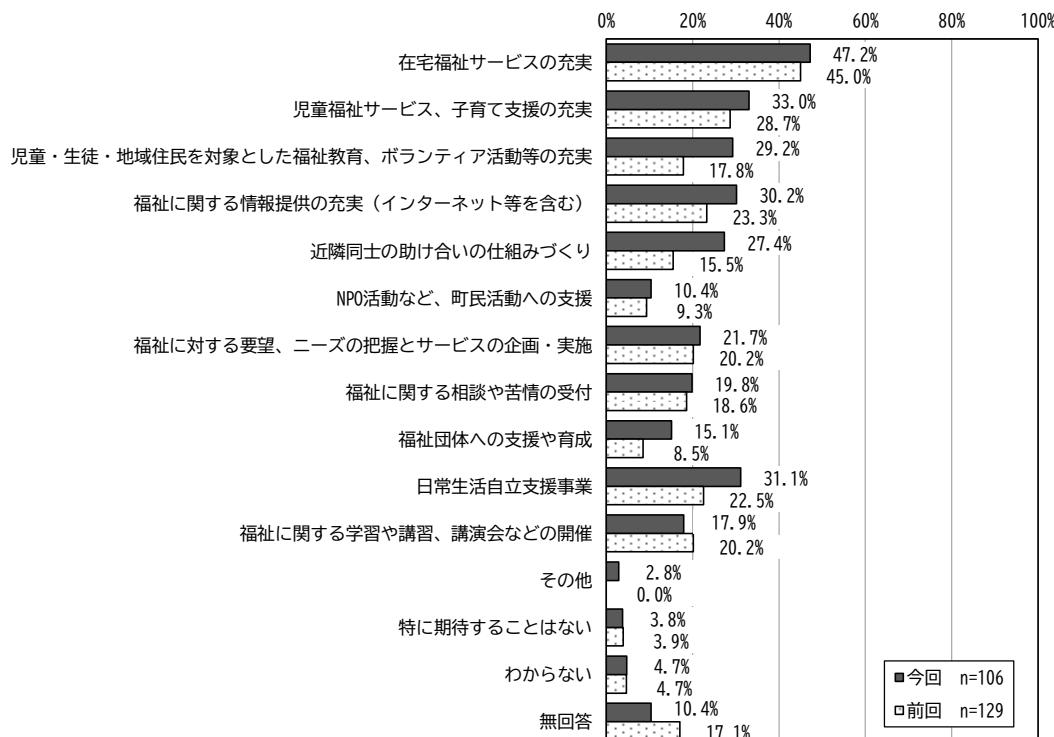
前回調査と比較すると、「名前も活動の内容も知らない」が増加しています。



#### d. 社会福祉協議会に期待することについて

社会福祉協議会に期待することについては、「在宅福祉サービスの充実」が47.2%と最も多く、次いで、「児童福祉サービス、子育て支援の充実」が33.0%、「日常生活自立支援事業（認知症の高齢者や知的障がいのある人など、一人で判断することが難しい方に対する金銭管理等のサービスや福祉サービス等の利用支援）」が31.1%となっています。

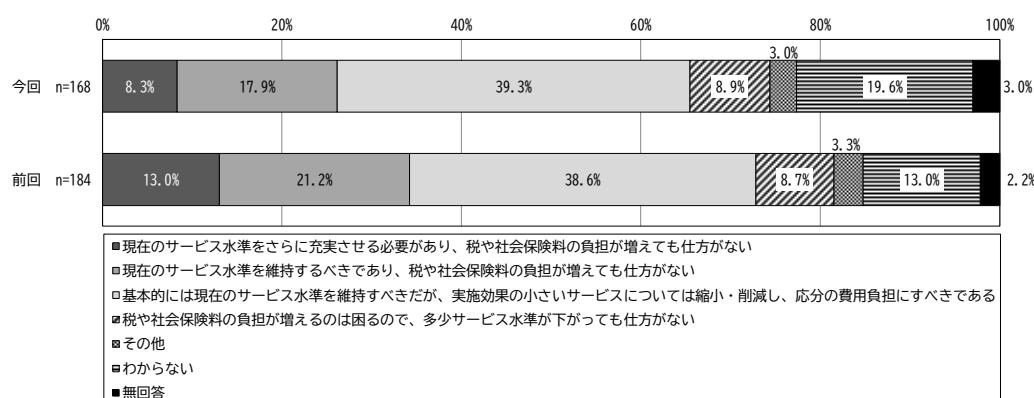
前回調査と比較すると、「近隣同士の助け合いの仕組みづくり」、「児童・生徒・地域住民を対象とした福祉教育、ボランティア活動等の充実」、「日常生活自立支援事業」が増加しています。



#### e. 福祉サービスの水準と費用負担の関係について

福祉サービスの水準と費用負担の関係については、「基本的には現在のサービス水準を維持すべきだが、実施効果の小さいサービスについては縮小・削減し、応分の費用負担にすべきである」が39.3%と最も多く、次いで、「わからない」が19.6%、「現在のサービス水準を維持するべきであり、税や社会保険料の負担が増えても仕方がない」が17.9%となっています。

前回調査と比較すると、「わからない」が増加し、「現在のサービス水準をさらに充実させる必要があり、税や社会保険料の負担が増えても仕方がない」が減少しています。

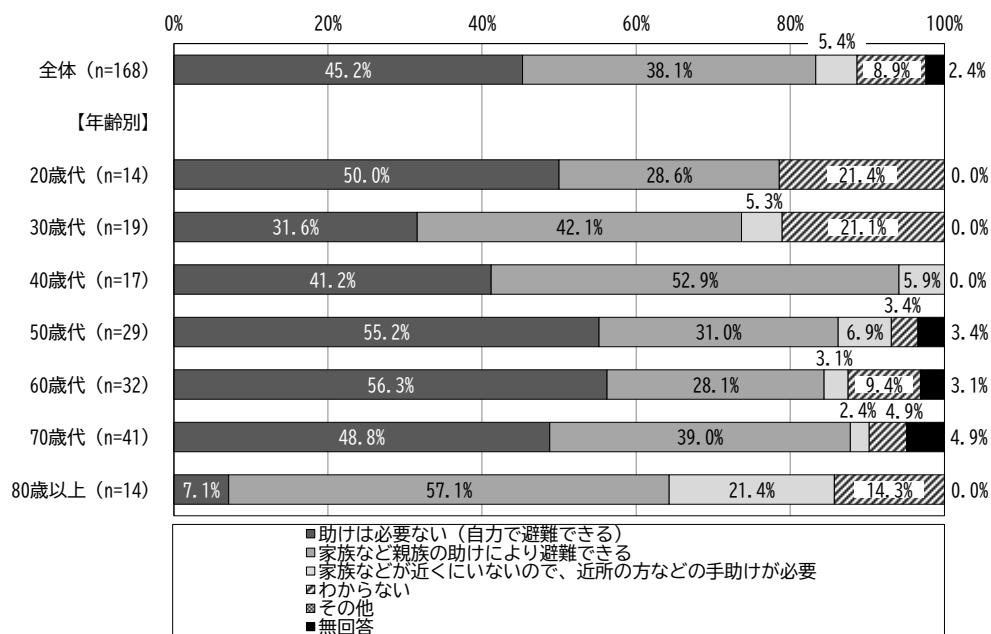


## ⑤ 災害時の対応について

### a. 災害時等手助けをしてくれる人について

災害等の緊急時に手助けをしてくれる人については、「助けは必要ない（自力で避難できる）」が45.2%と最も多く、次いで、「家族など親族の助けにより避難できる」が38.1%、「わからない」が8.9%となっています。

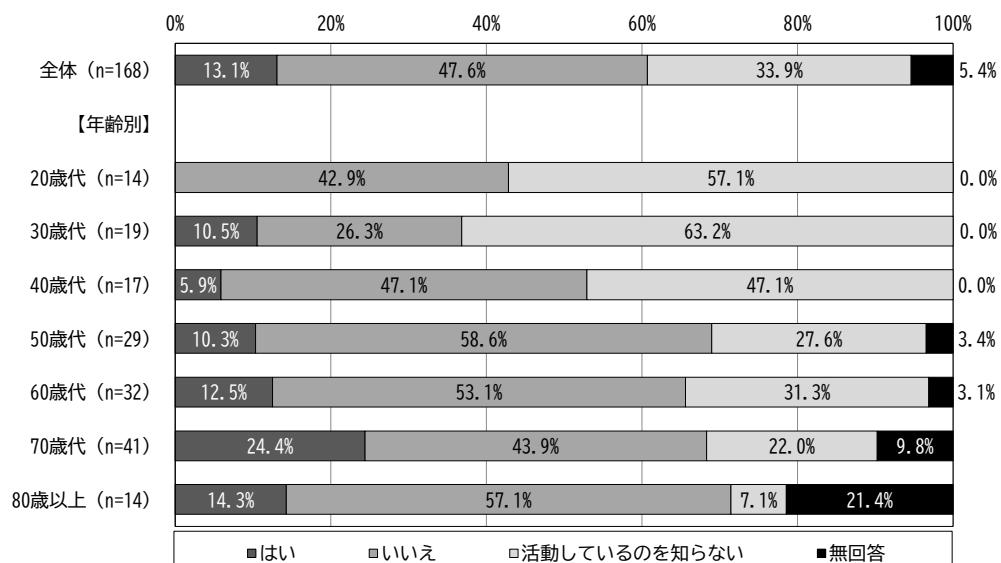
年齢別でみると、「助けは必要ない」の割合は、20歳代、50歳代から60歳代で5割以上と多く、「家族などが近くにいないので、近所の方などの手助けが必要」では、80歳以上が多くなっています。



### b. 日頃から防災活動や訓練に参加しているかについて

日頃から防災活動や訓練に参加しているかについては、「いいえ」が47.6%と最も多く、次いで、「活動しているのを知らない」が33.9%、「はい」が13.1%となっています。

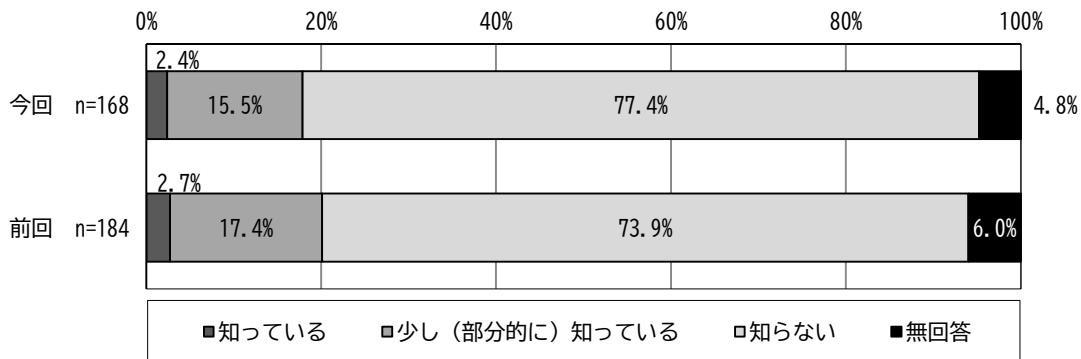
年齢別でみると、「はい」では、70歳代が多くなっています。「活動しているのを知らない」の割合は、20歳代から30歳代が5割以上と多くなっています。



### c. 災害時要支援者支援制度について知っているかについて

災害時要支援者制度を知っているかについては、「知らない」が77.4%と最も多い、次いで、「少し(部分的に)知っている」が15.5%、「知っている」が2.4%となっています。

前回調査と比較すると、「知らない」が増加しています。

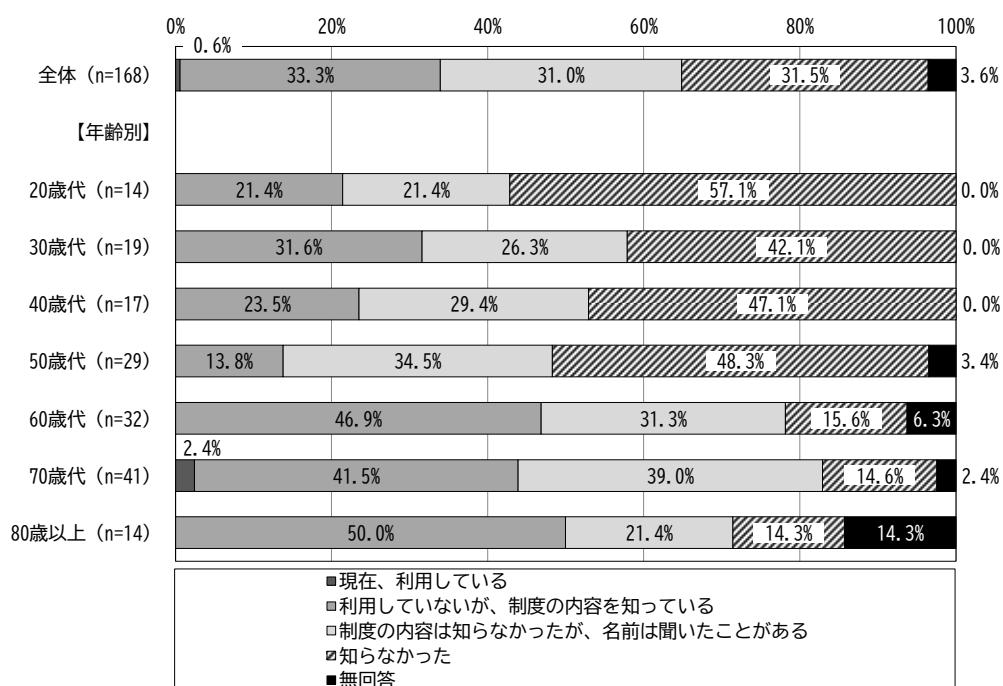


## ⑥ 成年後見制度について

### a. 成年後見制度の認知度について

成年後見制度を知っているかについては、「利用していないが、制度の内容を知っている」が33.3%と最も多い、次いで、「知らなかった」が31.5%、「制度の内容は知らなかったが、名前は聞いたことがある」が31.0%となっています。

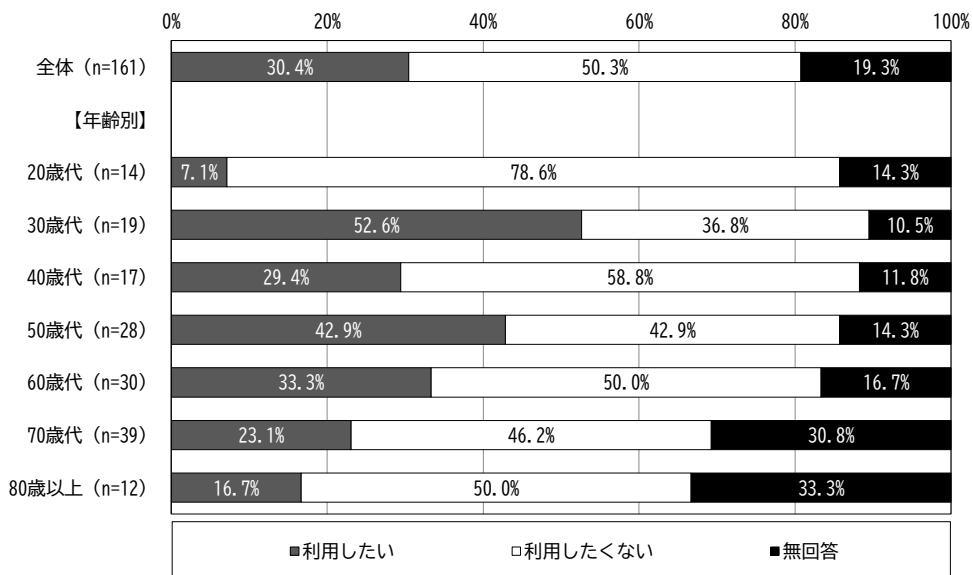
年齢別でみると、20歳代から50歳代の4割から5割が「知らなかった」と回答し、60歳以上の4割から5割が「利用していないが、制度の内容を知っている」と回答しています。



## b. 成年後見制度の利用意向について

成年後見制度の利用意向については、「利用したい」が30.4%に対し、「利用したくない」が50.3%となっています。

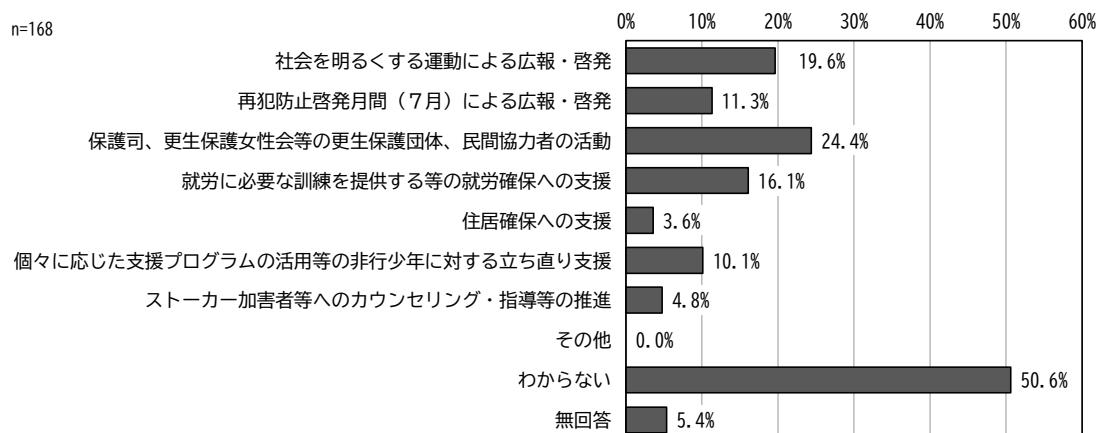
年齢別でみると、「利用したい」では30歳代が最も多く、年齢が上がるほど減少する傾向がみられます。



## ⑦ 再犯防止について

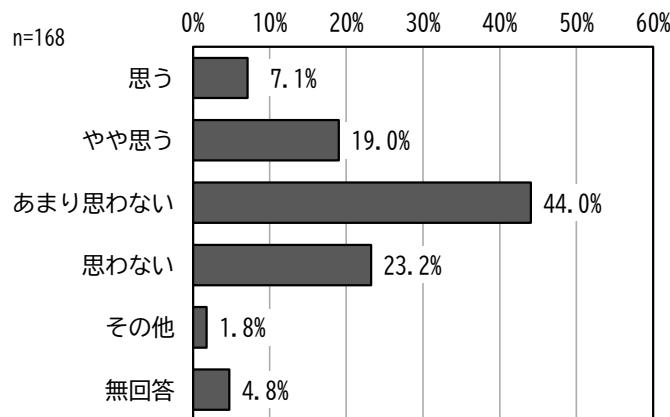
### a. 再犯防止の取組の認知度について

再犯防止の取組を知っているかについては、「わからない」が50.6%と最も多く、次いで、「保護司、更生保護女性会等の更生保護団体、民間協力者の活動」が24.4%、「社会を明るくする運動による広報・啓発」が19.6%となっています。



## b. 犯罪をした人の立ち直りに協力したいかについて

犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うかについては、「思う(7.1%)」、「やや思う(19.0%)」を合わせた『思う(計)』が26.1%に対し、「あまり思わない(44.0%)」、「思わない(23.2%)」を合わせた『思わない(計)』が67.2%となっています。

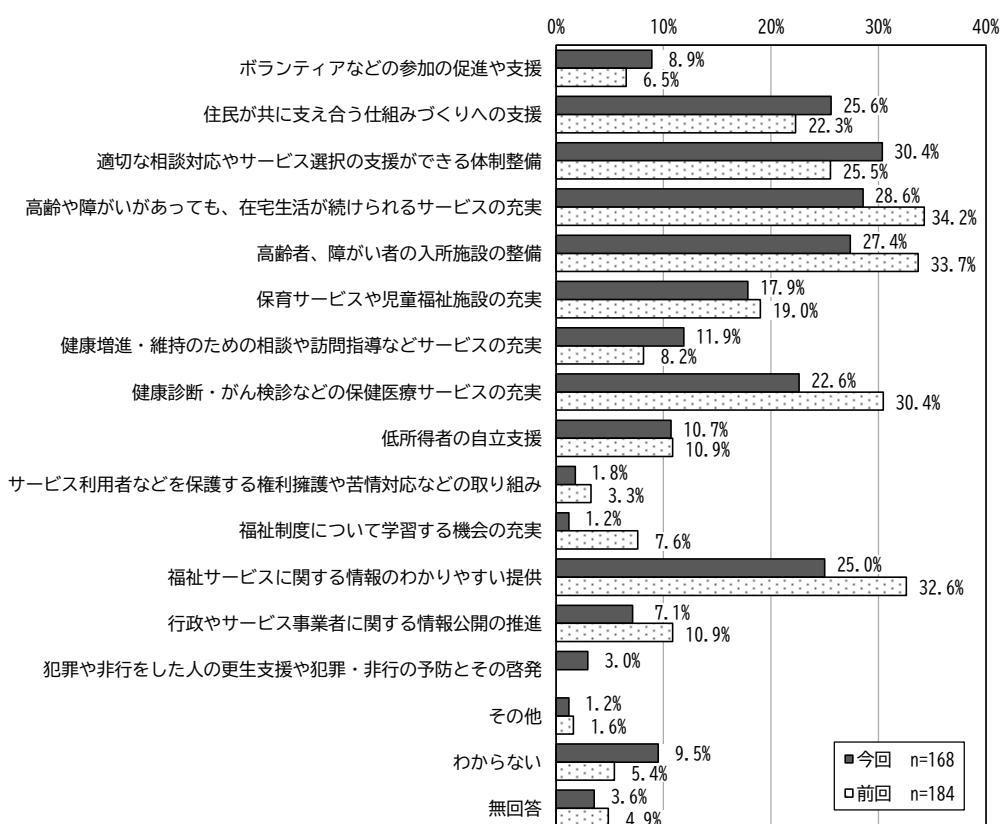


## ⑧ 今後の福祉施策について

### a. 充実を図るべきと思う施策について

充実を図るべきと思う施策については、「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制整備」が30.4%と最も多く、次いで、「高齢や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が28.6%、「高齢者、障がい者の入所施設の整備」が27.4%となっています。

前回調査と比較すると、「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制整備」が増加し、「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」が減少しています。





# 第3章 計画の基本的な考え方

---

---



## 1 基本理念

第2次の美里町地域福祉計画では、まちづくりの最上位計画である第5次総合振興計画の基本理念、将来像、基本目標のもと、地域福祉の部門計画として、これまでに積み重ねてきたまちづくり施策を踏まえ、計画理念を「みんなが支え合い、思いやる 安心・安全なまち『みさと』」と掲げ、地域福祉のまちづくり施策を推進してきました。

本計画では、第2次計画をより深化させるべく、施策の継続性、一貫性の観点から第2次計画の基本理念を踏襲することとし、より深化したまちづくり施策を推進します。

みんなが支え合い、思いやる  
安心・安全なまち「みさと」

## 2 基本目標

計画の基本理念のもと、地域福祉計画に求められる事項を達成するために、これまでの施策・事業の実績を踏まえ、計画の基本目標を次のように設定します。

### 基本目標1 住民による支え合い・見守りの地域づくり

近年、家族形態の変化や地域のつながりの希薄化により、誰もが生活の中で孤立や不安を感じる可能性が高まっています。また、地域には子どもや高齢者、障害のある方、外国人、子育て家庭など、様々な立場の人が暮らしており、それぞれが抱える生活課題も多様化しています。基本目標1では、誰もが地域の一員として尊重され、「支える側」にも「支えられる側」にもなり得るという相互理解のもと、住民同士が日常的に見守り合い、思いやりの気持ちでつながる地域づくりを進めます。そのために、人権教育や福祉教育を通じて意識を育み、地域活動やコミュニティの場づくりを支援することで、「支え合い」が自然と根付く地域共生社会の実現を目指します。

#### 【取組】

1. 意識の啓発・醸成
2. 人権教育・福祉教育の推進
3. コミュニティ活動の推進

## 基本目標2 地域福祉を支える担い手づくり

地域住民同士が支え合い、安心して暮らせる地域社会を実現していくためには、地域福祉を担う多様な人材の育成と、活動を支える仕組みづくりが重要です。少子高齢化が進む中で、地域の支援力を高めるためには、福祉に関心を持つ住民やボランティア、地域活動団体など、多様な主体が役割を持って活躍できる環境を整えていくことが求められています。

基本目標2では、福祉人材の育成・確保をはじめ、社会福祉協議会やボランティア団体への支援、さらに地域で活動する民間団体の育成を通じて、地域福祉の担い手づくりを進めていきます。町民一人ひとりが地域福祉の一員として、主体的に関わることができるように、学びと参加の機会を広げていきます。

### 【取組】

1. 人材の育成・確保
2. 社会福祉協議会、ボランティアの支援
3. 民間活動団体の育成

## 基本目標3 安心して利用できる福祉サービスの充実

少子高齢化や暮らし方の多様化が進む中で、町民一人ひとりの生活課題も複雑・多様になっていきます。誰もが住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、その人に必要な福祉サービスに確実につながり、安心して利用できる体制が不可欠です。

基本目標3では、町民の様々なニーズに対応できるよう、サービス提供体制や相談支援体制の充実を図ります。また、判断能力が不十分な方の権利を守るための権利擁護体制の整備を進めるとともに、犯罪をした人の再出発を支える支援を通じて、地域での安心した暮らしを支援します。誰もが自分らしく生きられる地域社会をめざして、必要な支援にきちんとつながる仕組みづくりを推進します。

### 【取組】

1. サービス提供体制の充実
2. 相談支援体制の充実
3. 権利擁護体制の充実（美里町成年後見制度利用促進基本計画）
4. 再犯防止の支援（美里町再犯防止推進計画）

## 基本目標4 安心・安全で住み続けられるまちづくり

高齢化や人口減少が進むなかで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりが求められています。特に、災害時における支援の行き届きやすさ、防犯対策の強化、高齢者や障害のある人を含む誰もが移動しやすい道路環境など、安全・安心に関わる取組の重要性が高まっています。

基本目標4では、地域の防災力や防犯意識の向上を図るとともに、移動に不安のある方でも安心して外出できる環境整備を進めます。また、日々の生活の中で快適さや安心感を実感できるような、清潔で整ったまちづくりを推進することで、すべての住民が「このまちで暮らし続けたい」と思える地域づくりを目指します。

### 【取組】

1. 災害対策の推進
2. 防犯・事故対策の推進
3. 安全な移動手段と道路環境の整備
4. 快適な生活環境の推進

### 3 計画の体系

| 基本理念                        | 基本目標                  | 取組  |
|-----------------------------|-----------------------|---|
| みんなが支え合い、思いやりの安心・安全なまち「みさと」 | 1 住民による支え合い・見守りの地域づくり | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 意識の啓発・醸成</li><li>2. 人権教育・福祉教育の推進</li><li>3. コミュニティ活動の推進</li></ol>  |
|                             | 2 地域福祉を支える担い手づくり      | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 人材の育成・確保</li><li>2. 社会福祉協議会、ボランティアの支援</li><li>3. 民間活動団体の育成</li></ol>   |
|                             | 3 安心して利用できる福祉サービスの充実  | <ol style="list-style-type: none"><li>1. サービス提供体制の充実</li><li>2. 相談支援体制の充実</li><li>3. 権利擁護体制の充実<br/>(美里町成年後見制度利用促進基本計画)</li><li>4. 再犯防止の支援<br/>(美里町再犯防止推進計画)</li></ol> |
|                             | 4 安心・安全で住み続けられるまちづくり  | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 災害対策の推進</li><li>2. 防犯・事故対策の推進</li><li>3. 安全な移動手段と道路環境の整備</li><li>4. 快適な生活環境の推進</li></ol>                                     |

## 第4章 計画の具体的な取組

---

---



# 基本目標1 住民による支え合い・見守りの地域づくり

---

## 1. 意識の啓発・醸成

### (1) 現状と課題

少子高齢化や人口減少、核家族化の進行、高齢者のみの世帯の増加、女性の社会進出など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした変化により、地域が抱える課題はより多様化・複雑化しています。こうした状況の中で、制度や分野による「縦割り」や「受け手」と「支え手」という関係を超えて、地域に暮らす誰もが主体的に関わり合う「地域共生社会」の実現が求められています。

アンケート調査では、地域の行事や活動への参加状況について「よく参加している（11.9%）」、「ある程度参加している（44.6%）」を合わせた『参加している（計）』人は56.5%である一方、「あまり参加していない（22.6%）」、「ほとんど、あるいはまったく参加していない（20.2%）」を合わせた『参加していない（計）』人も42.8%となっています。特に、20歳代では『参加していない（計）』割合が8割を超えており、若年層の地域活動への参加の少なさが課題となっています。一方で、60歳代では7割が『参加している（計）』と回答しており、世代による意識や関わり方に大きな違いがあることがうかがえます。

こうした現状を踏まえ、住民一人ひとりが地域づくりを「我が事」として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながるために、まず住民の意識啓発や情報提供の充実、交流の機会づくりが必要です。

### (2) 施策の方向性

「我が事・丸ごと」の考えに立って、地域共生社会を実現するために、町民が地域福祉に対する理解を深め、主体的に参画しようとする意識を醸成することが大切であり、各種広報・啓発活動等に取り組みます。

### (3) 町の取組

#### ① 地域福祉に対する理解促進と意識の醸成

- ▶ 本町の「広報みさと」や「町のホームページ」、各種活動のパンフレット、チラシなど、様々な広報活動を通し、地域福祉に関する町の事業、美里町社協の事業、美里町民生委員・児童委員協議会等の様々な活動を紹介し、町民が地域福祉に対する理解を深めるとともに、意識の醸成を図ります。
- ▶ 本町の主要なイベントにおいて、地域福祉に関する活動を紹介するなど、普及啓発を推進します。
- ▶ 認知症や障害者等、支援が必要な方への正しい理解を深め、意識の醸成を図るために、「広報みさと」や「町のホームページ」等を活用し、普及啓発を推進します。

#### ② 寄付・募金文化の醸成

- ▶ 赤い羽根共同募金や地域歳末たすけあいの募金運動、日本赤十字社の社資や義援金募集、更生保護女性会が行う愛の募金等、その目的の周知や募金活動を通じて、寄付、募金文化を醸成します。

#### （4）町民・地域に期待される取組

---

- ▶ 日頃より、「広報みさと」や「町のホームページ」に目を通しましょう。
- ▶ 地域の出来事や福祉に关心を持ち、正しい知識を身につけましょう。
- ▶ 様々な機会に町が発信する福祉情報を収集しましょう。
- ▶ 町から発信している情報は身近な地域の人に伝え、共有しましょう。

## 2. 人権教育・福祉教育の推進

### （1）現状と課題

---

互いを尊び、ともに支え合う心を育む人権教育・福祉教育は、心豊かな地域社会を形成する上で大変重要であり、地域福祉を推進する基礎となります。本町の小中学校では、人権意識を培う学校教育の在り方について、教職員が研究活動を行い、教育現場で実践しています。また、社会教育の場において、研修会や講演会を開催するなど、町民の人権意識の醸成に取り組んでいます。

福祉の分野においては、幼児教育、学校教育を通して、ボランティア体験学習、世代間交流活動等に取り組み、福祉の心を養う教育活動を行っています。また、美里町社協を中心に、民間ボランティア団体等において、町民を対象としたボランティア体験学習や、美里町地域包括支援センターによる認知症サポーター養成講座等を通して、福祉の心の醸成、地域福祉活動への参加の促進に取り組んでいます。

しかし、地域や家庭を取り巻く環境の変化、生活意識の多様化等により、地域に対する意識は希薄化しており、地域福祉活動は停滞しているのが現状です。

将来の町を担う子どもたちの心を育み、地域福祉を担う町民の意識を醸成するために、学校、家庭、地域が一体となって人権教育、福祉教育のさらなる充実と教育力の向上が求められています。

### （2）施策の方向性

---

学校教育、社会教育の場で人権尊重、地域福祉の心の教育を充実するとともに、学校、家庭、地域が一体となって教育力の向上を図ります。

### （3）町の取組

---

#### ① 人権教育の充実

- ▶ 小中学校における人権教育の在り方等の研究活動、研修活動を推進し、教育内容の充実を図ります。
- ▶ 公民館が中心となり、講習会、学習講座等を開催し、町民の人権尊重の心の醸成を図ります。
- ▶ 認知症や障害者等の人権尊重を推進するため、認知症状、障害に対する理解の促進や相談体制の充実を図ります。
- ▶ 「認知症サポーター養成講座」を開催し、サポーターを育成するとともに、見守り活動等への参加を促進します。
- ▶ 児童虐待やDV等の防止に向け、啓発活動を推進するとともに、相談窓口の充実、関係機関との連携を強化します。

#### ② 社会貢献の心の醸成

- ▶ 美里町社協と連携し、共同募金や被災地支援の義援金等地域福祉活動を支える寄付活動を促進し、社会貢献意識の醸成を図ります。
- ▶ 広報活動、様々なイベントを通し、寄付への理解促進、寄付文化の定着を図ります。

### （4）町民・地域に期待される取組

---

- ▶ 本町や美里町社協等で開催する人権教育講座、地域福祉に関する講座、講演会に積極的に参加し、人権尊重、地域福祉に対する理解を深めましょう。
- ▶ 人権教育、ボランティア体験学習で学んだ、「他人事」は「我が事」の心を地域福祉活動で実践しましょう。
- ▶ 美里町地域包括支援センターで開催する「認知症サポーター養成講座」を受講し、見守り活動等の地域福祉活動に参加しましょう。
- ▶ 近所で困っている人、生活課題を抱える人を発見する「気づき」の力を養い、課題解決に取り組むコーディネーターとしての役割を担いましょう。
- ▶ 寄付活動に積極的に参加し、社会貢献の意識を高めましょう。

### 3. コミュニティ活動の推進

#### （1）現状と課題

最も身近な地域活動の単位として行政区があり、そのなかに老人会、子ども会等が組織され、地域のコミュニティ活動が行われています。しかし近年、町民の生活意識やライフスタイルの多様化等により、地域における近隣関係は希薄化し、行政区の活動に参加していない町民が少なくありません。また、組織役員の高齢化等により、活動の低迷を余儀なくされています。

アンケート調査では、住民同士がともに支えあう地域づくりに必要なことについて、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」が45.8%と最も多く、次いで「支えあう地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」が35.1%となっています。

こうした現状を踏まえ、地域活動の活性化に向けては、住民が気軽に参加できる機会や、活動内容をわかりやすく発信する工夫が求められます。また、若年層や子育て世代をはじめとする多様な世代が、それぞれの生活スタイルに合った形で関われるよう、柔軟で参加しやすい地域づくりが必要です。

#### （2）施策の方向性

身近な地域コミュニティの大切さを周知・啓発し、助け合いの意識の醸成を図るとともに、行政区等の地域自治組織活動の参加を促進し、組織体制の充実、活動の活性化を図ります。

#### （3）町の取組

##### ① コミュニティ活動への参加の促進

- ▶ 行政区の魅力ある活動づくりを支援し、活動への加入を働きかけます。
- ▶ 地域住民の関係づくりを促す「あいさつ・ありがとう」運動等の活動を支援します。
- ▶ 「広報みさと」や「町のホームページ」に、行政区の防災訓練等の地域の活動を紹介し、町民の活動参加を促進します。
- ▶ 転入者に対する行政区加入を案内する等、行政区加入を啓発します。
- ▶ 世代や立場を超えて誰もがつながる居場所づくりを支援します。

##### ② コミュニティ活動に対する支援の充実

- ▶ 行政区等運営を推進するため、行政区が行う活動を支援します。
- ▶ 地域福祉活動を推進する講演会等により、助け合いの意識を醸成します。
- ▶ 災害や感染症拡大等の緊急時のコミュニティ活動の在り方、活動支援の在り方を検討します。

#### （4）町民・地域に期待される取組

- ▶ 日頃から隣近所との「あいさつ・ありがとう」の声かけを行いましょう。
- ▶ 行政区等の役割を理解し、活動に参加しましょう。
- ▶ 行政区は組織体制の改善、活動の魅力開発を進め、住民の加入を呼び掛けましょう。

## 基本目標2 地域福祉を支える担い手づくり

---

### 1. 人材の育成・確保

#### (1) 現状と課題

ライフスタイルの多様化や人とのつながりの希薄化により、行政区や自治会など地域組織への参加が減少しています。地域福祉を支える民生委員・児童委員についても、高齢化や担い手不足が進行しており、活動件数の減少や役割の偏りが見られます。

令和6年度の相談支援件数は、令和3年度と比べて約4分の1まで減少し、訪問支援や連絡調整も減少傾向にあります。一方で「その他の活動」は増加しており、委員一人ひとりの負担が多様化している状況です。また、ボランティア活動者数は年度によって大きく変動しており、安定的な人材確保が難しい現状があります。

このような中、地域を支える人材の層を厚くし、多様な世代や立場の人が関わる仕組みづくりが求められています。

アンケート調査では、NPOやボランティア活動に、「参加したことがない」と回答した人が63.7%と過半数を占めています。一方で、今後の参加意向については、「自分にあった時間や活動内容であれば参加したい」とする回答が55.4%と半数を超えており、「自分の仕事や特技を活かせること」(23.2%)や「友人や家族と一緒に活動」(10.7%)など、参加への意欲や関心は一定程度あることがうかがえます。

こうした結果から、住民一人ひとりのライフスタイルに合った柔軟な関わり方を提示することや、参加のきっかけづくりを進めていくことが重要です。

#### (2) 施策の方向性

地域の住民一人ひとりが、自分のできることから地域活動に参加し、地域福祉の担い手になっていくよう、人材の育成・確保を図ります。

### （3）町の取組

---

#### ① 人材の育成・確保

- ▶ 地域の住民が参加するような魅力ある自治活動、運営が展開されるよう、行政区などの自治組織活動を支援し、将来の自治組織の担い手となる人材の育成・確保を促進します。
- ▶ ボランティアについては、ボランティア体験の機会を提供したり、ボランティア活動講習会等を開催する美里町社協の取組を支援し、ボランティアの育成・確保を促進します。
- ▶ 定年退職した元気な高齢者を地域福祉の現場に迎える工夫や、民生委員・児童委員の候補者の発掘等、各分野で活躍できる様々な人材の確保を促進します。
- ▶ 認知症センター等、様々な分野で活躍する人材の育成・確保するために、養成講座の開催を推進します。
- ▶ 美里町社協と連携し、各種講座、ボランティア体験活動を通し、地域の課題をみんなで解決に結びつける地域のコーディネーター人材の育成に取り組みます。

### （4）町民・地域に期待される取組

---

- ▶ 自らが地域福祉活動の担い手であることを認識し、積極的に地域活動に参加しましょう。
- ▶ 自分の知識や経験を地域活動やボランティア活動に生かしましょう。

## 2. 社会福祉協議会、ボランティアの支援

### （1）現状と課題

---

社会福祉協議会は社会福祉法第109条により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、設置される民間福祉団体（社会福祉法人）であり、地域福祉活動を推進する中心組織です。本町では、昭和59年に社会福祉法人美里町社会福祉協議会が正式に設立されました。

町民をはじめ、町内外の関係機関や団体と連携を図り、高齢者や障害者の支援、ボランティアセンターの運営、福祉資金等貸付事業、共同募金運動への協力など、地域の特性に応じた福祉の充実に取り組んでいます。

社会問題が多様化・複雑化し、地域福祉の需要が高まる中で、美里町社協の果たす役割はますます重要になっており、組織体制の整備、活動の充実が求められています。

### （2）施策の方向性

---

美里町社協を本町の地域福祉を推進する中心組織として位置づけ、組織、活動の充実を支援するとともに、本町との緊密な連携のもとに、地域福祉活動の推進を図ります。

### （3）町の取組

---

#### ① 美里町社協の充実

- ▶ 社協会員の拡大、組織の充実を支援するとともに、活動の活性化のために、補助金等の助成を行います。
- ▶ 本町と美里町社協が連携し、イベントの開催、高齢者、障害者等の支援活動を共催します。

#### ② ボランティア団体の活用・相談事業の強化

- ▶ ボランティア団体、NPO団体等が地域福祉活動を積極的に行われるよう、団体が必要とする福祉情報を提供します。
- ▶ 美里町社協との連携体制を構築し、ボランティア活動の活性化を図ります。

### （4）町民・地域に期待される取組

---

- ▶ 地域の活動に関する情報を積極的に収集しましょう。
- ▶ 地域の活動に積極的に参加し、地域に住む人と人との絆づくりに努めましょう。
- ▶ 地域のみんなで参加しやすい雰囲気を広げ、活動への参加を誘い合いましょう。

## 3. 民間活動団体の育成

### （1）現状と課題

---

地域が抱える問題・課題は、年々多様化・複雑化しており、高齢化、ひとり暮らしの増加、子育て世代の孤立、災害対策の必要性など、多方面にわたっています。これらの地域生活課題やそれに対する福祉ニーズを早期に発見し、きめ細やかに対応していくためには、行政サービスや行政区、民生委員・児童委員の活動、美里町社協の活動に加え、民間の地域活動団体、ボランティア団体、NPO団体等の民間団体の活動が不可欠です。

しかし、各団体の会員確保は難しく、さらに会員の高齢化が進み、若い世代の参加が少ないとから活動の持続性に課題が生じています。また、一部の団体では活動の低迷や縮小が懸念されています。このため、団体間の連携強化や新たな担い手の発掘・育成、そして地域全体での支援体制の構築が求められています。

また、多様なニーズに応えるためには、人手を増やすだけでなく、情報共有や相談支援体制の充実、研修や交流の場の提供によって団体の専門性や対応力を高めることも重要となります。

### （2）施策の方向性

---

民間の地域活動団体、ボランティア団体、NPO団体等が行う地域福祉活動を支援し、町民の多様なニーズに対応した生活支援の確保を図ります。

### （3）町の取組

---

#### ① 活動団体の広報支援

- ▶ コミュニティセンターや各地区公民館等、公的施設において「サークル活動紹介コーナー」を設けるなど、活動の紹介、会員募集等の支援を行います。

#### ② 活動の支援

- ▶ 地域活動団体等の活動支援を行います。
- ▶ 新しい民間活動団体の立ち上げ支援等、地域における新しい活動に対し支援を行います。
- ▶ 美里町社協と協力し、ボランティア活動中の事故等を補償するボランティア活動保険制度の整備、斡旋等の支援を行います。

### （4）町民・地域に期待される取組

---

- ▶ SNS、地域での活動紹介等により、本町で活動する民間活動団体について理解を深めましょう。
- ▶ 興味ある活動や自分の経験が生かせる活動等に積極的に参加しましょう。

## 基本目標3 安心して利用できる福祉サービスの充実

---

### 1. サービス提供体制の充実

#### (1) 現状と課題

本町においても、全国的な傾向と同様に少子高齢化が進行しており、高齢者人口は年々増加しています。特に、高齢者のみの世帯や高齢者単身世帯の増加が顕著であり、日常生活における支援や見守り体制の強化が求められています。令和7年には、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となり、今後は介護や医療サービスの需要が一層高まることが見込まれます。

また、出生数の低下が続く中、子どもたちの健やかな成長を支えるための保育・子育て支援の充実、働く家庭を支える柔軟な支援体制の構築も課題です。物価上昇や雇用の不安定化、地域でのつながりの希薄化といった社会的背景も相まって、障害者や生活困窮者、孤立する高齢者など、多様で複合的な課題を抱える人々への対応が求められています。

そのためには、福祉・医療・教育・地域が連携した包括的な支援体制の整備が不可欠です。さらに、新型コロナウイルス感染症の経験からも、災害や感染症などの非常時にも支援が途切れない体制づくりの重要性が再認識されています。

アンケートの結果では、町が優先的に取り組み、充実を図るべきと思う施策については、「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制整備」が30.4%と最も多くなっています。これは、複雑化・多様化する生活課題に対して、的確な相談支援や情報提供を通じて、必要なサービスにつなげる機能が強く求められていることを示しています。

今後は、地域住民が安心して暮らし続けられるよう、相談支援機能の強化や見守り体制の構築など、地域全体で支える仕組みの整備が必要です。

#### (2) 施策の方向性

高齢者、障害者、子育てに対する制度に基づく福祉サービスのさらなる充実を図るとともに、多様化・複雑化する生活困窮者に対し、異なる専門性を持ったスタッフが、協働して課題解決に取り組む体制づくり、支援の充実を図ります。

#### (3) 町の取組

##### ① 高齢者・障害者・子育て支援等の福祉サービスの充実

- ▶ 高齢者や障害者、子どもの各分野別に定めた「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「こども計画」等の計画を定期的に見直し、これらの計画に従って各種福祉サービスの充実を図ります。
- ▶ サービスの利用を希望する町民が、自ら希望する福祉サービスを適切に選択して利用できるよう、情報提供や相談支援体制の充実を図ります。
- ▶ 質の高いサービスが提供されるよう、サービス提供事業者の研修活動、人材確保を支援します。

## ② 生活困窮者支援の充実

- ▶ 民生委員・児童委員をはじめ、美里町社協や埼玉県福祉事務所・アスポート相談支援センター、福祉まるごと相談等、関係機関との連携を図り、生活困窮者の相談体制の充実に努めます。
- ▶ 生活保護制度や生活困窮者自立支援事業等、関係機関との連携により、生活困窮者の生活の安定と自立に向けた相談・指導等、体制の充実を図ります。

## ③ 健康づくりの推進

- ▶ ミムリン健幸ポイント事業を主軸とした、健康づくり事業を推進します。
- ▶ 妊婦健診、乳幼児健診、各種がん検診、特定健康診査などの各種健（検）診を実施し、疾病の予防、早期発見に努めます。また、予防接種や各種助成事業などの保健サービスの充実を図ります。
- ▶ 「ミムリンときめき健康増進計画」を定期的に見直し、計画に従って生活習慣病対策や生活改善、食育等、町民の健康づくりを推進します。
- ▶ 町民の健康づくりに関連する各種教室や研修会活動を関係団体と連携し、実施します。
- ▶ 健康に関連する各種イベントを関係機関と連携し、実施します。

## （4）町民・地域に期待される取組

- ▶ 高齢者や障害者、子ども等、各分野の福祉サービスの制度、サービス内容を正しく理解しましょう。
- ▶ 本町やサービス事業者が発信する情報を収集し、最適なサービスの選択をしましょう。
- ▶ 住民活動団体の支援活動の情報を収集し、支援活動を理解し、サービス利用や活動参加につなげましょう。

## 2. 相談支援体制の充実

### （1）現状と課題

少子高齢化や人口減少、核家族化による高齢者のみの世帯の増加、そして近隣社会のつながりの希薄化など、地域社会の姿は大きく変化しています。こうした中で、「8050問題」（80代の親が50代の引きこもりの子どもの生活を支える問題）や「ダブルケア」問題（子育てと高齢者介護を同時に担う問題）など、複雑で複合的な課題を抱える世帯が増加しています。これらは従来の福祉制度の枠組みでは対応が難しい「制度の狭間の問題」として社会的に大きな課題となっています。

これまで福祉サービスの相談体制は、高齢者には「地域包括支援センター」、障害者には「障害者相談支援事業所」、子育て世帯には「子育て包括支援センター」が中心となって取り組んできました。しかし、問題の複雑化・多様化により、一か所での対応が困難なケースが増えており、これらの多面的な課題を包括的に相談・支援できる体制の整備が求められています。

アンケート調査では、地域住民の相談支援に対する認知度は低く、「福祉まるごと相談窓口」を「知らなかった」と回答した人が72.6%、「アスポート相談支援センター」に至っては82.7%と、認知度の低さが課題となっています。

生活の困りごとや、不安や心に悩みを抱えた人が必要な支援につながりやすくなるよう、気軽に相談できる体制の充実と相談窓口の周知が必要です。

### （2）施策の方向性

分野ごとに相談窓口が変わるものではなく、様々な課題に対応でき適切に、早期に対応できる相談体制づくりを検討・整備します。また、高齢者や障害者、子育て、生活困窮者等の各施策・事業を総合的かつ包括的に推進できるよう、様々な機関が協力・連携し、問題・課題の解決に取り組んでいきます。

### （3）町の取組

#### ① 各種相談体制の整備

- ▶ 就労支援員による福祉まるごと相談を実施し、対面相談及び電話相談において、生活困窮者や就労や生活の困りごとや不安をかかえた方の必要な支援につなぐための相談体制を整えます。
- ▶ 公認心理師によるこころの相談を実施し、対面相談において心の悩みを抱えた方の相談に応じ、助言や指導を行い、必要な支援につなぐための相談体制を整えます。
- ▶ 保健師・栄養士による健康相談を実施し、健康に関する相談体制を整えます。
- ▶ 主に未就学児を対象に、作業療法士や言語聴覚士による発達相談やことばの相談を実施し、子どもの発達に関する相談体制を整えます。
- ▶ 保育施設や小中学校に通う発達等が気になる子どもについて状況を把握し、支援方法について助言等を行う巡回支援専門員等による巡回相談を実施します。

## ② 重層的支援体制整備事業の検討

- ▶ 複合課題にも対応できるよう、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の支援ニーズに対応する重層的な支援体制を検討します。
- ▶ 美里町社協での相談支援事業、また、民生委員・児童委員の相談活動、NPO法人等の地域活動団体が行う相談活動についても、従来の機能の充実を促進するとともに、緊密な連携体制に努めます。
- ▶ 相談機関の分かりやすいチラシやしおりを作成し、相談しやすい環境づくりに努めます。

## ③ 他機関の協働による包括的支援体制の整備

- ▶ 地域包括ケア会議、障害者自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会等の関係者が、協働して包括的に協議を行う、多機関協働の地域包括的支援体制の強化に努めます。
- ▶ 複合的な課題と判断された案件に対し、多機関協働の包括的支援体制のもと、迅速な支援活動を行います。

## （4）町民・地域に期待される取組

- ▶ 相談機関についての正しい知識、理解を身につけましょう。
- ▶ どこに相談すればよいかわからないときは、ひとりで悩まず役場窓口を訪ねるようにしましょう。
- ▶ 悩みを抱えている人、生活に困窮している人を見かけたら、美里町社協や民生委員・児童委員、その他相談機関を紹介しましょう。

# 3. 権利擁護体制の充実（美里町成年後見制度利用促進基本計画）

## （1）現状と課題

近年、認知症や障害等により判断能力が不十分な人への支援の重要性が増す中で、成年後見制度や虐待防止に関する取組は、権利擁護の観点から大きな課題となっています。成年後見制度は、本人に代わって成年後見人等が財産管理等を行うことで本人の権利を守り生活を支援するための制度ですが、アンケート調査では、成年後見制度を知っているかについて、「現在、利用している」、「利用していないが、制度の内容を知っている」と回答した割合は33.9%となっており、「利用を希望する人」は30.4%と関心や理解が十分とは言えません。

一方、全国的に養護者や施設職員による高齢者や要介護者、障害者、子ども等への虐待が深刻化しており、早期発見と予防の取組が急務となっています。本町では、埼玉県や児童相談所と連携し、虐待防止の普及・啓発に取り組んでいます。また、高齢者、障害者、子どもを対象とした個別の福祉計画において、それぞれの分野で取組を推進しています。

これらの課題に対応するためには、制度や相談窓口の周知を図り、町民一人ひとりが制度のメリットを理解し、安心して利用できる環境を整備するとともに、人権が尊重される「福祉文化」を地域に根付かせることが重要です。そのためには、福祉教育や啓発活動を通じて福祉意識を高め、関係機関が連携して、本人の意思を尊重した支援や早期対応につなげる体制整備が求められます。

## （2）施策の方向性

---

本町では少子高齢化の進行や家族関係の希薄化により、これまでのように家族内でお互いに支え合うことが難しくなり、制度に対するニーズが高まることが予想されます。

認知症や障害を持った人も含め、すべての人がその人らしく、住み慣れた地域で生活し続けるためには、判断能力が十分でない方が不利益を被ることなく、安心して暮らすことができる権利擁護に関する体制づくりが必要不可欠です。

町民の権利擁護、成年後見制度に関する理解を深めるとともに、関係機関との連携により、権利擁護の推進、成年後見制度の普及に努めます。

## （3）町の取組

---

### ① 権利擁護、成年後見制度の周知と利用促進

- ▶ すべての人が、住み慣れた地域でお互いに思いやり、支え合いながら、尊厳をもってその人らしく生活を継続できるよう、権利擁護支援及び成年後見制度等の周知に努めます。
- ▶ 関係機関との連携により早期発見・早期相談につなげ、本人の意思を尊重した支援を推進します。
- ▶ 利用者がメリットを実感できるよう、権利擁護支援や成年後見制度等の相談支援体制を整備し、利用促進を図ります。

### ② 成年後見制度に関する相談・利用支援事業の推進

- ▶ 高齢者及び障害者の金銭管理、不動産、相続、成年後見等に関する相談について、専門職による電話相談及び対面相談を実施します。
- ▶ 相談事業の周知を強化するとともに、申立支援や、町長申立を含む支援の整理・運用改善を進め、必要な人が必要な時に制度利用につながる体制を推進します。

### ③ 地域連携ネットワークづくりの推進

- ▶ 地域、福祉、行政に司法を加えた地域連携ネットワークの構築を推進します。
- ▶ 権利擁護支援チーム、協議会及び中核機関の整備を通じて、相談支援、申立支援、受任調整、後見開始後の支援まで切れ目のない権利擁護支援体制を整備します。

### ④ 「あんしんサポートねっと」の利用促進

- ▶ 福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等、高齢者や障害者の日常生活を支援する福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」の利用促進を図ります。
- ▶ 「あんしんサポートねっと」のサービス利用にあたっては、埼玉県社会福祉協議会及び美里町社協との連携を強化し、適切な利用に努めます。
- ▶ 県や児童相談所、警察等、関係機関と連携し、より一層の虐待防止の普及・啓発活動を強化します。

## ⑤ 虐待の未然防止と早期発見・早期対応

- ▶ 県や児童相談所、警察等との連携強化を図り、情報伝達・共有、緊急時対応等、早期発見・早期対応の体制を強化します。
- ▶ 民生委員・児童委員を始め、地域住民による日常の見守り体制の強化を図るとともに、本町との情報伝達・共有等、連携体制の強化を図ります。
- ▶ 虐待に関する本町庁内の福祉、保健、教育等、虐待と関連する部局との連携強化を図り、日常の情報共有、相談対応の充実、発見時、緊急時の対応強化を図ります。
- ▶ 町内に設置されている要保護児童対策地域協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等における、虐待に対する専門性の強化を図り、組織の充実を図ります。

## （4）町民・地域に期待される取組

---

- ▶ 一人ひとりが人権を尊重し、すべての人に思いやりを持って接しましょう。
- ▶ 成年後見制度について正しい知識を身につけ、適切に利用しましょう。
- ▶ 虐待に対する正しい知識、理解を深め、隣近所のつながりを持ち、日頃から互いに見守り意識を高めましょう。
- ▶ 虐待の疑いを見つけたら、すぐに関係機関に連絡しましょう。

## 4. 再犯防止の支援（美里町再犯防止推進計画）

### （1）現状と課題

犯罪や非行をした人が立ち直るためにには関係機関、団体との連携や、薬物事犯者や高齢者・障害者等福祉による支援が必要な方などが、再び犯罪や非行をしてしまうことを防ぐため、適切な医療や支援につなげるとともに、就労や住居の確保など生活困窮に陥らないための支援等も必要です。

一方、安心・安全な暮らしを実現するためには、本来、犯罪や非行のない地域社会を目指すべきです。我が国の刑法犯の認知件数は長期的に見れば減少傾向にありますが、検挙人員に占める再犯者の割合は、約半数に達しています。本町が含まれる児玉警察署管内においても、令和5年の刑法犯検挙者61人のうち再犯者は29人、再犯率は47.5%と約半数に達しており、依然として高い水準にあります。過去3年間（令和3～5年）の平均再犯率は43.2%で、埼玉県（50.5%）や全国（49.5%）よりは低いものの、再犯防止に向けた取組の必要性は引き続き高いといえます。特に年齢別では、20～29歳が最も多く、次いで65歳以上の高齢者が多いことから、若年層と高齢者への支援体制の強化が課題となっています。

アンケート調査においても、再犯防止に力を入れるべき施策として、「犯罪の内容（性犯罪、薬物犯罪、振り込め詐欺など）の特性に応じた指導、支援」が54.2%と最も多く、次いで「警察署など関係機関との連携」（48.8%）、「保護司や協力雇用主などの民間協力者に対する支援」（31.0%）が挙げられており、支援の多様化や地域全体での連携の必要性に対する関心が高まっていることがうかがえます。

再犯防止のためには、地域社会がこうした人々の更生に対する理解を深め、孤立させない支援体制を構築することが求められます。今後は、「再犯防止推進法」および国の「再犯防止推進計画」に基づき、埼玉県が策定した「埼玉県再犯防止推進計画」との整合を図りながら、美里町においても包括的かつ実効性のある支援体制の構築を進めていく必要があります。

### （2）施策の方向性

再犯を防止するために、社会復帰をするための支援と社会が受け入れる体制づくりが重要です。誰もが社会の一員として互いを尊重し、支え合うことで、地域住民が立ち直ろうとする人への理解を深め、受け入れることのできる地域社会の実現を目指します。

本町では更生保護活動として、犯罪をした人や非行のある少年の更生支援や犯罪・非行の予防啓発について、保護司会等の関係団体や地域と連携し取組を推進します。

### （3）町の取組

---

#### ① 生活の基盤を確保するための支援

- ▶ 就労や住居の確保等、安定した生活のための相談体制を整備します。
- ▶ 協力雇用主、ハローワーク、保護司等と連携し、就労を支援します。

#### ② 保健・医療・福祉サービスの利用促進

- ▶ 保護観察所、保護司と連携し、支援が必要な対象者（高齢者、障害者等）の生活課題を共有し、保健・医療・福祉サービスの情報提供、相談支援を行い、サービスの利用促進を図ります。
- ▶ 保健・医療・福祉担当者、地域包括支援センター、美里町社協等の関係機関との連携を密にし、福祉サービスの円滑な提供や利用促進を図ります。

#### ③ 再犯防止に関する啓発活動の推進

- ▶ 犯罪や非行の防止と、立ち直りを支援する「社会を明るくする運動」を推進します。
- ▶ 更生保護関係団体（保護司会、更生保護女性会）の活動に対する支援を充実します。
- ▶ 再犯防止啓発月間（7月）において、「広報みさと」や「町のホームページ」で再犯防止等の取組について情報を発信し、町民の関心と理解を醸成します。

### （4）町民・地域に期待される取組

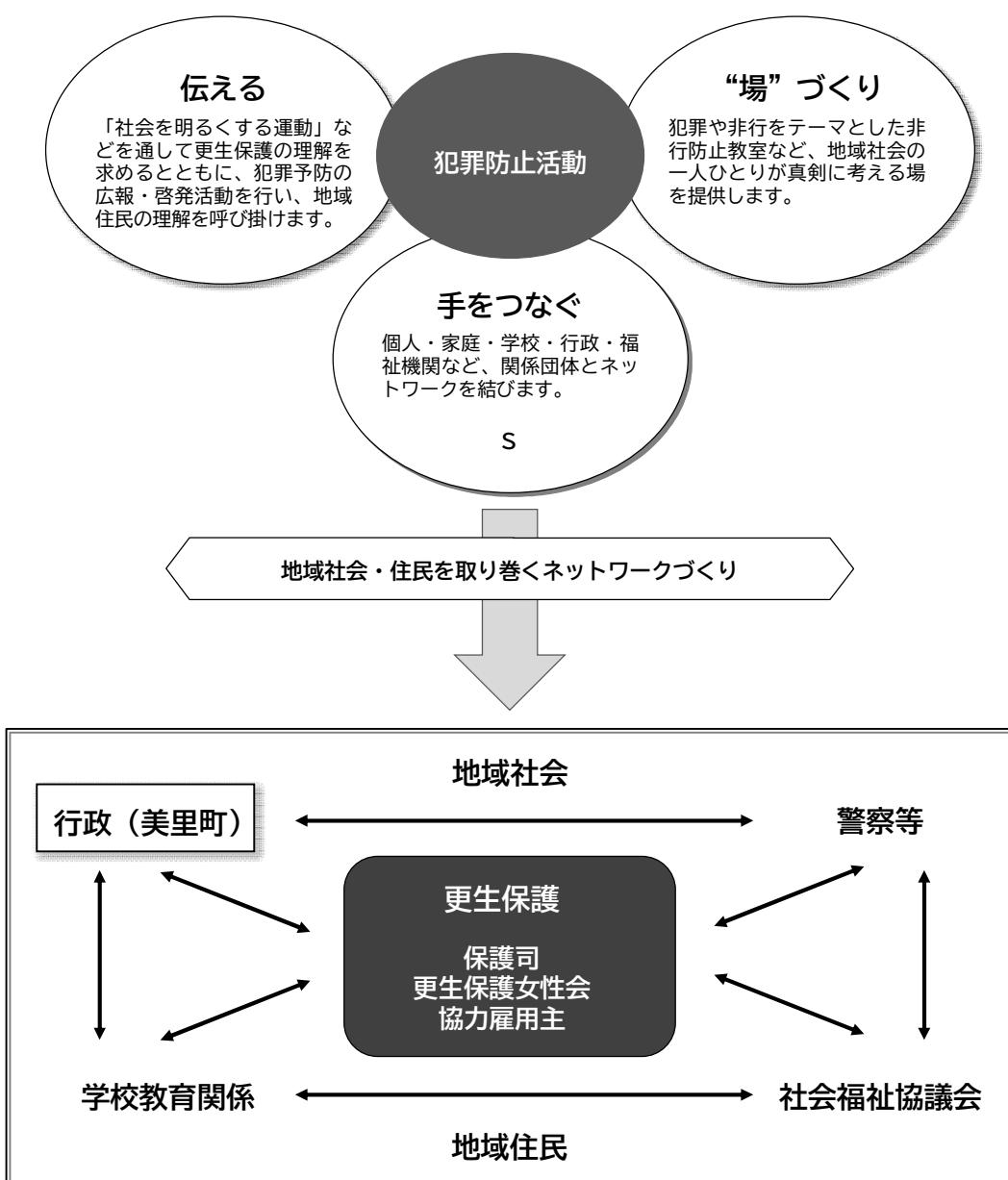
---

- ▶ 犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちへの理解を深めましょう。
- ▶ 非行を生まない地域社会をつくるため、地域全体で子どもたちを見守りましょう。
- ▶ 支援を必要としている身近な人に対し、生活情報の提供、困りごとへの相談、ちょっとした生活支援行動など、思いやりの支援をしましょう。

## 更生保護における犯罪予防活動とは

犯罪をした人や非行のある少年の改善更生について、地域社会の理解を求めるとともに、地域の犯罪や非行を抑止する力を増進し、犯罪や非行を未然に防ぐ観点から、更生保護では「社会を明るくする運動」、「学校との連携」などの犯罪予防活動を促進しています。

### ■ 更生保護における犯罪予防活動のイメージ図



## 【更生保護ボランティアについて】

### ● 更生保護とは

更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で、適切に処遇することによりその再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。更生保護行政は法務省の保護局が所管し、更生保護の事務をつかさどる地方支分部局として、地方更生保護委員会（全国8か所）と保護観察所（全国50か所）が設けられています。更生保護の活動は、国の機関だけでは十分な効果を上げることが難しく、保護司を始めとした更生保護ボランティアの協力を得て行われています。

### ● 保護司

保護司は、国家公務員である保護観察官と協働して、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。それぞれの地域にあって、地域の事情等をよく理解しているという特性を生かし、保護観察を受けている人と面接して助言や指導をしたり、刑事施設や少年院に入っている人の帰住先の生活環境の調整を行ったりするほか、地域の犯罪予防活動にも取り組んでいます。保護司は非常勤の国家公務員の身分を有していますが、給与は支給されません。全国で約4万6,000人、本町で7人（令和7年5月25日現在）の保護司が活動しています。

### ● 更生保護女性会

更生保護女性会は、女性としての立場から、地域の犯罪予防活動や更生支援を行うボランティア団体です。家庭や非行問題を考えるミニ集会のほか、子育て支援の活動など、多様な活動を展開しています。全国に約1,200の地区会があり、会員数は約11万4,000人です。本町では更生保護女性会の会員として、46人（令和7年4月1日現在）が活動しています。

### ● 協力雇用主

犯罪や非行をした人の立ち直りには、就労先の確保が必要です。協力雇用主には、犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、または雇用しようとする事業主です。全国で約2万5,000の事業主、本町では2つの事業主が協力雇用主となっています。なお特定非営利法人埼玉県就労支援事業者機構が、協力雇用主への支援事業などを実施しています。

## 基本目標4 安心・安全で住み続けられるまちづくり

---

### 1. 災害対策の推進

#### （1）現状と課題

近年、全国各地で台風や大雨などの自然災害が多く発生しています。本町でも、令和元年の台風19号で大きな被害を受けました。こうした災害を経験する中で、日ごろからの備えの大切さ、そして地域のつながりの力が改めて見直されています。

災害時には、避難や復旧の場面で、近所の方々との助け合いがとても重要になります。特に、ひとり暮らしの高齢者の方や、高齢夫婦世帯、障害のある方、小さなお子さんのいる家庭など、支援が必要な方々にとっては、地域の見守りや声かけが命綱になることもあります。

アンケート調査では、隣近所の方からどのような支援を受けたいと思うかについて、「災害時の手助け」が2番目に多い回答でした。また、日頃から地域の防災活動や訓練に参加しているかについて、「はい（参加している）」が13.1%、「いいえ（参加していない）」が47.6%、「活動しているのを知らない」が33.9%となっています。

地域における防災・防犯体制の整備に加え、日ごろから住民同士が顔の見える関係を築き、「いざ」というときに助け合える環境をつくることが重要です。そのためには、自然災害への備えの重要性を周知・啓発するとともに、防災訓練などの具体的な取組を継続的に行っていく必要があります。

#### （2）施策の方向性

災害時・緊急時に対する備え、近隣住民が互いに助け合える関係・仕組みづくりを構築し、いざという時に行動ができるよう、日頃の訓練等の対策を推進します。

#### （3）町の取組

##### ① 防災意識の啓発

- ▶ 防災ガイドブックを作成・配布するとともに、「広報みさと」や「町のホームページ」を活用し、災害時に対する情報を発信し、防災意識の啓発を図ります。
- ▶ 日頃の防災訓練、防災に関する講習会の参加を呼び掛け、訓練や講習を通して、防災意識の啓発を図ります。

##### ② 情報伝達体制の整備

- ▶ 避難場所、避難ルート、災害時の情報伝達の方法等、災害時の行動について、防災ガイドブック、「広報みさと」や「町のホームページ」等、あらゆる広報手段を活用し、町民に周知を図ります。
- ▶ 災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のほか、電子メール、「町のホームページ」等、あらゆる通信手段を活用して、迅速な町民への情報伝達手段を整備します。

### ③ 避難困難者、避難者への支援

- ▶ 一人暮らし高齢者や障害者等の「災害時要支援者」支援制度の周知を図り、登録名簿の作成を推進するとともに、行政区や民生委員・児童委員等へ提供し、情報の共有を図ります。
- ▶ 一般避難所では避難生活が困難な高齢者や障害者、妊婦等に災害時に必要な支援ができる福祉避難所の整備を推進します。
- ▶ 大規模な災害が発生した時のために、事前に民間事業者などと協定を締結し、人的・物的支援を受けられる体制を整備します。
- ▶ 感染症拡大時等の緊急時における避難の在り方、避難所等密集空間の整備の在り方等について検討し、いざという時に備え、体制の準備、施設の整備等について対策を推進します。

### ④ 自主防災組織への支援

- ▶ いざという時に、隣近所での助け合いを円滑に行うことができるよう、各地区の自主防災組織の活動を支援します。
- ▶ 自主防災組織の防災訓練を実施する等、日頃から災害時に対する備えを強化し、災害に強いまちづくりを推進します。

## （4）町民・地域に期待される取組

---

- ▶ 災害時の行動について、防災ガイドブックや「広報みさと」等から情報を得て、避難場所やお互いの連絡の取り方等、家族と話し合いましょう。
- ▶ いざという時に助け合いができるよう、隣近所との関係づくりをしましょう。
- ▶ 日頃より要支援者との関係をつくり、要支援者への支援の仕方について理解するようにしましょう。
- ▶ みんなで誘い合い、防災訓練に参加しましょう。

## 2. 防犯・事故対策の推進

### （1）現状と課題

町民の安心・安全な暮らしを守るために、本町では警察・消防と連携しながら、防犯や交通安全の対策に取り組んでいます。

美里町地域防犯推進委員を中心に、各地域で防犯パトロールを実施しているほか、交通指導員や小・中学校のPTA、見守りボランティアによる、子どもたちの通学時の見守り活動も行われています。

また、町内の小・中学校の協力のもと、防犯や交通安全をテーマにしたポスターを作成し、公共施設などに掲示することで、地域全体で意識を高める啓発活動も進めています。

しかし近年では、子どもや女性を狙った不審者による犯罪、高齢者を狙った特殊詐欺、さらには交通事故など、身近なところで危険や不安を感じる場面が増えています。

こうした状況の中で、一人ひとりが防犯・交通安全への意識を持ち、警察・消防・行政と力を合わせて取り組んでいくことが、これまで以上に重要となります。

### （2）施策の方向性

町民の安心・安全を確保するために、警察・消防、町民が一体となって、日常の防犯活動、交通事故防止など安全対策を強化します。

### （3）町の取組

#### ① 防犯活動を推進

- ▶ 各行政区の防犯パトロール、本町所有の青色回転灯装備車によるパトロール等を強化します。
- ▶ 各パトロール隊の連携強化など、パトロールの体制整備を図ります。

#### ② 防犯・交通安全に対する意識啓発

- ▶ 町の行事や町民の祭り等のイベントで防犯・交通安全の講習を実施し、町の要所に防犯・交通安全のポスターを掲示する等、町民の防犯・交通安全に対する意識啓発を行います。

#### ③ 安心・安全の見守り体制の整備

- ▶ 一人暮らし高齢者や虐待の疑いがある子どもなどの安心・安全な生活を見守るために、民生委員・児童委員を中心に、警察、町と協力して、町民による身近な見守り体制を整備します。
- ▶ 道に迷っている認知症の高齢者や障害者などの早期発見・保護につなげるために、町民、町、警察などが連携し、見守りネットワークを整備します。
- ▶ 小中学校の児童や生徒が安全に通学するために、交通指導員や見守りボランティアと連携し、通学路等で立哨を行います。

#### （4）町民・地域に期待される取組

---

- ▶ 道に迷っている高齢者や障害者を発見したら、声をかけ、手を差しのべ、警察や町に連絡しましょう。
- ▶ 不審な人を見かけたら、警察や町などにいち早く通報しましょう。
- ▶ 防犯パトロールや交通安全パトロールなど、町民の防犯・安全活動に参加しましょう。

### 3. 安全な移動手段と道路環境の整備

#### （1）現状と課題

---

本町では車の運転免許のない方等に対し、日常生活を営む上で必要な病院への通院や買物等の移動手段を確保するために、タクシー利用料金の助成を行っています。また、安全な道路環境を確保するために、生活道路の街路灯、カーブミラー、グリーンベルトの整備や、危険交差点への看板設置等を行っています。

現在、本町を通る路線バスは本庄駅南口～寄居車庫線の1本だけであり、町民の日常生活を支える公共交通としては不便なものとなっています。高齢者や障害者、妊婦や学生などの交通弱者のために、交通環境の対策が必要です。

#### （2）施策の方向性

---

町民の日常生活の基盤であり、社会活動に参加する上で必要な移動手段の確保に努めます。また、身近な生活道路の安全確保のために、道路整備を推進します。

#### （3）町の取組

---

##### ① 移動手段の整備

- ▶ 介護保険制度や障害福祉制度等の法制度により、移動サービスの整備・充実を図り、高齢者や障害者等の交通弱者の移動手段を確保します。
- ▶ タクシー利用料金の助成制度等、町独自の制度の利用促進を図るとともに、新たな移動手段として、地域住民との協働による支援体制の構築を推進します。
- ▶ ボランティア保険の加入等、町民が支援活動に参加しやすい環境整備を図ります。

##### ② 道路環境の整備

- ▶ 高齢者・障害者・車いす・ベビーカー等、誰もが安心して通行できるように、街路灯、カーブミラー、グリーンベルト等の整備を推進し、安全で快適な道路環境の確保を図ります。
- ▶ 放置自転車や違法駐車、迷惑駐車等を排除し、歩道等の安全な交通環境を確保します。

### ③ 交通マナー、交通安全教育の充実

- ▶ 警察と連携し、交通マナー教室や安全運転教室の開催、交通安全パンフレット等の配布等を行い、交通マナーの向上を図ります。
- ▶ 警察、小中学校、関係機関・団体と連携し、子どもたちへの交通安全教育の充実を図ります。

### （4）町民・地域に期待される取組

- ▶ 交通ルールを守った歩行、車の安全運転を励行しましょう。
- ▶ 助け合い、支え合いの心で、高齢者、障害者等、交通弱者の通行を手助けしましょう。

## 4. 快適な生活環境の推進

### （1）現状と課題

すべての町民が快適な生活環境で日常生活を送るためにには、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、多様な人が利用しやすい都市空間、生活空間が求められます。町役場や公民館、道路、公園、金融機関、病院などの公共・公益施設は、ユニバーサルデザインの考え方のもと、施設の建設、改修・修繕が行われており、今後もより一層、そのような生活空間の整備が求められています。

また、施設や道路・公園といったハード面の環境整備に加え、快適なまちづくりには人と人との関わり合いによるソフト面の環境づくりも欠かせません。町民一人ひとりが互いに思いやりを持ち、助け合い、共に地域社会を支える意識を高めることが重要です。日常のあいさつやルールの遵守、ごみの分別や清掃活動などの生活マナーを向上させることで、誰もが気持ちよく暮らせる地域環境が育まれます。こうした町民の生活マナーの向上は、今後ますます重要となります。

### （2）施策の方向性

町役場や公民館、道路、公園、金融機関、病院等の公共・公益施設を誰もが快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりの推進・啓発に努めます。また、心の通い合う町民同士の関わり、コミュニケーションを促進するために、町民の生活マナーの向上を図ります。

### （3）町の取組

#### ① ユニバーサルデザインの推進

- ▶ ユニバーサルデザインの考え方のもとに、公共施設の建設と既存施設のバリアフリー化の改修を行います。
- ▶ 病院・金融機関などの公益施設や商業施設などの民間施設のユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。

## ② 生活マナーの向上

- ▶ 町内の環境美化を図るために、クリーン美里を推進します。
- ▶ 各行政区などの清掃活動、ごみ拾い活動等、町民の環境美化活動を推進します。

## （4）町民・地域に期待される取組

---

- ▶ ごみの野外投棄はやめましょう。
- ▶ 行政区の環境美化活動に参加しましょう。

## 第 5 章 計画の推進と進行管理

---

---



# 1 地域福祉の担い手

---

## (1) 町民

町民は地域に暮らす社会の一員としての自覚を持ち、自分たちが生活する地域について考え、薄れつつある地域の絆を再構築し、固いものにすることが大切です。絆づくりにつながる事業・行事に参加し、身近な地域の人たちと交流し、日頃から困ったときに助け合える関係をつくることが大切であり、日常生活に地域福祉の考えを根付かせることが期待されます。

## (2) 美里町社会福祉協議会

市町村社会福祉協議会は社会福祉法第109条において、社会福祉を目的とする事業の企画から実施までを行う、地域福祉推進のための中核的な団体として、位置づけられています。

従って美里町社協は、本町をはじめ民生委員・児童委員協議会等の関係団体と連携し、本町の地域福祉活動をコーディネートするとともに、地域における福祉ニーズの把握や生活課題の解決に向けた取組を推進する等、本計画に盛り込まれた多くの施策を主体的に実施することが期待されます。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図る目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣传、連絡、調整及び助成
- 四. 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図るために必要な事業

### (3) 民生委員・児童委員

民生委員は厚生労働大臣から委嘱され、地域において住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々で、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は地域の子どもたちが元気に、安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどについて相談に応じ、支援を行います。また、一部の児童委員は、児童に関する仕事を専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

民生委員・児童委員は以下に示す活動を行う役割を担っており、地域の支援が必要な人たちの相談支援、情報提供するキーパーソンとして期待されます。

民生委員・児童委員協議会は、すべての民生委員・児童委員が所属する組織で、個々の委員の活動を支える役割を果たしています。

| 項目   | 内容                                     |
|------|--|
| 社会調査 | 住民がどのような福祉サービスを必要としているか調査・把握します。       |
| 相談   | 住民が抱える問題に対して相談に応じ、問題解決に努めます。           |
| 情報提供 | 福祉の制度やサービスについて、その内容や情報をお知らせします。        |
| 連絡通報 | 福祉サービスが受けられるよう、関係機関への橋渡しをします。          |
| 調整   | 適切なサービスが利用されるよう、関係機関と調整します。            |
| 生活支援 | 住民が求める生活支援を行い、声かけや安否確認などを行う体制づくりを進めます。 |
| 意見提起 | 問題点や改善策を取りまとめ、関係機関などに意見を提起します。         |

### (4) 行政区

本町は23の行政区で構成されています。町政を円滑に推進し、日頃から住民が「地域」を住みやすい環境にしていくために、助け合い、協力し合いながら、自主的で独自の取組を展開しています。

高齢者の見守り活動や災害時の避難などにおける協力等、今後ますます重要な地域活動を担う組織として期待されています。

### (5) 社会福祉法人等

社会福祉法人は社会福祉法第22条において、「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律に定めるところにより設立された法人」と定義され、第26条で「社会福祉事業のほか、公益事業、収益事業を行うことができる」とされています。

本町内の社会福祉法人及び社会福祉に関する事業者は、子どもや高齢者、障害者、認知症の人等へ、サービスを提供するとともに、地域へ貢献することを使命としており、事業所の勤務者が有する専門的知識やスキル・ノウハウ等を生かし、地域住民の相談に応じることなどへの期待が寄せられています。また、福祉避難所としての役割も期待されています。

## **(6) NPO法人、ボランティア団体等**

非営利で公益的な活動を行うNPO法人、ボランティアに登録された法人や個人は、地域に根差した活動はもとより、地域の枠にとらわれない活動の担い手として、活躍が期待されています。

## **(7) 老人クラブ、PTA、子ども会育成会等**

老人クラブ、PTA、子ども会育成会等の地域の任意団体は、それぞれの目的達成のために活動しており、地域住民活動の活性化に寄与しています。今後、行政区との連携により一層強化することで、地域福祉の重要な担い手として期待されています。

## **(8) 企業・商店等**

企業や商店は地域社会の一員として、本来の営業活動と地域における福祉ニーズを結び付けた、有償・無償の福祉サービスを提供することが求められます。また、高齢者や障害者等の生きがいや社会参加意欲を創出する雇用主としても、期待されています。

## 2 計画の周知

---

地域福祉計画は、町民と福祉関係事業者、活動団体、美里町社協及び、行政が互いに連携し、それぞれが自らの役割を担い、計画の目標に向かって活動していくことが重要です。

そのためには、本計画に係るすべての町民、組織・団体が本計画を十分理解しなければなりません。「広報みさと」や「町のホームページ」、パンフレット等、あらゆる媒体を活用し、広く町民に伝え、周知を図るとともに、関係団体・組織と緊密な連携・協議を重ね、計画への理解を深め、計画の実効性を確かなものとしていきます。

## 3 計画の推進体制

---

### (1) 地域の体制

計画に盛り込まれた取組を進めるには、町民、地域の組織・団体の緊密な連携が必要です。

町民、町内行政区、民生委員・児童委員、青少年育成推進員、老人クラブ、ボランティア団体、NPO法人、小中学校PTA、福祉事業所等、地域福祉の担い手となる様々な組織や団体と連携・調整を図り、それぞれの役割を担いながら、取組を推進していきます。

### (2) 町の体制

本計画は福祉・保健、教育、就労、交通、環境、まちづくり等、町民生活のあらゆる分野に関連します。計画を推進するにあたっては横のつながりを強化し、計画に盛り込まれた施策・事業について調整、協議を行いながら、計画を推進します。

### (3) 美里町社会福祉協議会との連携

美里町社協は地域福祉を推進する中核組織です。様々な福祉サービスを提供するとともに、ボランティアを育成し、様々な福祉情報の提供、相談業務など、町民の福祉サービスの向上のために活動を行っています。

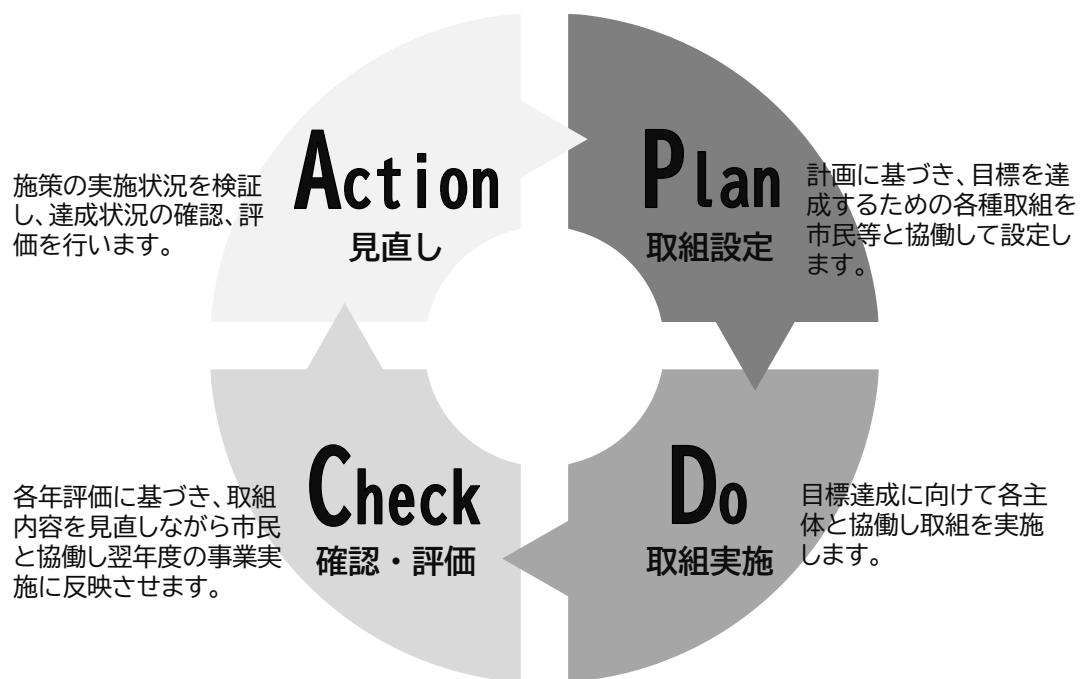
本計画においても美里町社協は中心となる組織であり、本町と緊密な連携を図り、両輪となって、計画を推進します。

## 4 計画の進行管理

各事業の所管課が事業の進捗状況を点検・評価します。この評価結果をもとに、必要な改善策について協議し、新たな事業計画に結びつけるP D C Aサイクルを展開することで、計画の進行管理を行います。

なお、本計画は、計画期間内において社会情勢等の変化等により計画改定が必要な場合は、計画終了期限を待たずに見直し、改定を行います。

### ■ 計画の進行管理（P D C Aサイクルの展開）





# 資料編

---



# 資料1 「美里町の地域福祉等に関する意識調査」票

## ～ 美里町の地域福祉等に関する意識調査 ～

### ◆◆ 調査ご協力のお願い ◆◆

町民の皆さまには、日ごろから地域福祉の推進にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

町では、令和3年3月に「第2次美里町地域福祉計画」を策定し、基本理念に「みんなが支え合い、思いやり、安心・安全なまち『みさと』」を掲げ、町民、関係機関・団体と行政が連携し、地域住民が互いに助け合い、支え合うまちづくりを推進してきました。そして、この計画は令和7年度が最終年度となっていることから、計画の改定が求められています。

計画の改定にあたり、町民の地域福祉活動の現状、考え方、意向等を把握するため、この意識調査を実施することいたしました。調査結果は、新しい「地域福祉計画」を検討するための貴重な資料とさせていただくとともに、今後の福祉施策の推進に役立てていきたいと考えております。

なお、今回の調査は、本町在住の18歳以上の方の中から、無作為に500人を選ばせていただきました。調査票は無記名で、統計的に処理します。また、ご記入いただいた個々の内容を公表したり、調査の目的以外に使用したりすることは一切ありませんので、ご安心ください。

ご多用の折、誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

令和7年7月

美里町長 原田 信次

### ◆◆ 地域福祉計画とは ◆◆

近年、私たちの地域では、少子高齢化とともに人口の減少や核家族化が進み、家庭や地域社会を巻きこむ環境は大きく変化しています。

こうした中、地域において安心して暮らしづけるためには、支援を必要とするお年寄りや介護者、被介護者、障がい者、子育て家庭の方々と行政のほかに、地域住民や福祉に関係する人、事業者等が力を合わせて推進していく必要があります。この組みが「地域福祉」そのものであり、その組みを形にしたものが「地域福祉計画」です。

### ◆◆ ご記入にあたっての注意事項 ◆◆

- 郵送またはインターネットのいずれかを選択してご回答ください。両方から回答することはできません。
- インターネット回答の場合は、別紙の2次元コードを読み込むか、URLをご入力ください。
- あて名の方ご本人がお答えください（ご家族と相談していただいても結構です）。また、ご本人が記入できない場合は、ご家族の方がご本人のお考えを聞きながら記入してください。

#### ○郵送の場合

- この調査票に直接記入します。回答は、あてはまる答えの番号を○で囲んでください。「その他」を選んだ場合は、その具体的な内容を（ ）のなかに記入してください。
- 選択する答えの数は【1つだけ】、【あてはまるものすべて】などの記述がありますので、指定しましたの記述方法で選択してください。
- ご記入後は、回答用紙を封筒の返信用封筒（切手不要）に入れ、**7月31日（木）まで**にご提出ください。ご住所、お名前を記入する必要はありません。

#### ○ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】美里町役場 介護福祉課 社会福祉係  
〒367-0194 美里町大字木部 323番地1  
TEL: 0495-76-5132 FAX: 0495-76-0909  
E-mail: s-fukushi@town.saitama-misato.lg.jp

### ◆◆ 1. あなたご自身のことについて ◆◆

#### 問1 あなたの性別をお教えてください。【○は1つだけ】

1. 男性 2. 女性 3. その他

#### 問2 あなたの年齢はおいくつですか。【○は1つだけ】

1. 10歳代 2. 20歳代 3. 30歳代  
4. 40歳代 5. 50歳代 6. 60歳代  
7. 70歳代 8. 80歳以上

#### 問3 あなたが現在お住いの地区はどこですか。【○は1つだけ】

1. 松久地区 2. 東児玉地区 3. 大沢地区  
4. わからない（→大字名（住所）: \_\_\_\_\_）

#### 問4 現在の地区に、何年住んでいますか。【○は1つだけ】

1. 1年未満 2. 1～5年未満 3. 5～10年未満  
4. 10～20年未満 5. 20～30年未満 6. 30～40年未満  
7. 40～50年未満 8. 50年以上

#### 問5 あなたの家族構成をお選びください。【○は1つだけ】

1. 単身 2. 夫婦のみ 3. 親子同居（二世帯家庭）  
4. 親と子と孫の同居（三世帯家庭） 5. その他（ ）

#### 問6 現在、あなたもしくは同居の家族に次のような方はいますか。

##### 【○はあてはまるものすべて】

1. 小学校入学前の乳幼児  
2. 小学生  
3. 中学生・高校生  
4. 65歳以上の方  
5. 介護を必要とする方  
6. 身体・知的・精神などの障がいのある方  
7. 15～59歳で、就業・通学・家事をしていない方  
8. いずれもいない

### ◆◆ 2. ご自身またはご家族の意識について ◆◆

#### 問7 あなたは、ご自身の「高齢期」をどのように過ごしたいとお考えですか。

##### 【○はあてはまるものすべて】※「高齢期」とは、年齢が65歳以上のことです。

- 経済的に自立するために、現役同様に働きたい
- 収入にこだわらないが、働くことは継続していきたい
- 趣味や余暇を楽しみたい
- 知識や教養を高め自分自身の向上に努めたい
- 地域に貢献できるようなボランティア活動などをしたい
- 特に何もないでのんびりと過ごしたい
- その他（ ）
- わからない

#### 問8 あなた、あるいはご家族は、日々の生活において、どのような悩みや不安を感じていますか。【○はあてはまるものすべて】

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| 1. 健康のこと         | 2. 老後のこと       |
| 3. 生きがいに関すること    | 4. 子育てに関すること   |
| 5. 介護の問題         | 6. 経済的な問題      |
| 7. 隣近所との関係       | 8. 仕事・就業のこと    |
| 9. 住むこと          | 10. 地域の治安のこと   |
| 11. 災害時の備えに関すること | 12. 人権問題に関すること |
| 13. その他（ ）       | 14. 憂みや不安はない   |

#### 問9 憂みや不安があるときは、誰に、もしもはどこに相談していますか。

##### 【○はあてはまるものすべて】

- |                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| 1. 家族・親族             | 2. 友人・知人                |
| 3. 近所の人              | 4. 字・隣組（地）の役員           |
| 5. 職場の上司や同僚          | 6. 町役場や保健所の相談窓口         |
| 7. 民生委員・児童委員         | 8. 人権擁護委員               |
| 9. 社会福祉協議会の相談窓口      | 10. 包括支援センター            |
| 11. 介護支援専門員（ケアマネジャー） | 12. 福祉サービスの事業者やその職員     |
| 13. 医療機関（医師・看護師等）や薬局 | 14. NPO・ボランティアやその他の民間団体 |
| 15. その他（ ）           | 16. どこに相談してよいかわからない     |

### ◆◆ 3. 近所との関わりについて ◆◆

問 10 あなたは、近所の人と、どの程度のお付き合いをしていますか。【○は1つだけ】

- 1. 非常に親しく付き合っている
- 2. 親しく付き合っている
- 3. あいさつをする程度の付き合い
- 4. 付き合いは、ほとんどない

問 11 あなたは、地域の行事や活動にどの程度参加していますか。【○は1つだけ】

- |                         |                                     |
|-------------------------|-------------------------------------|
| 1. よく参加している             | 問 11-(1)、(2)に答えたあと<br>問 12 に進んでください |
| 2. ある程度参加している           | 問 11-(3)に答えたあと<br>問 12 に進んでください     |
| 3. あまり参加していない           |                                     |
| 4. ほとんど、あるいはまったく参加していない |                                     |

問 11-(1) **問 11 で1または2と答えた方だけ**にお伺いします。

参 加 し て い る の は 、ど の よ う な 行 事 や 活 动 で す か。【○はあてはまるものすべて】

- |             |             |                 |
|-------------|-------------|-----------------|
| 1. 一斉清掃     | 2. 祭り       | 3. 地区運動会・スポーツ大会 |
| 4. 資源回収     | 5. 小中学校行事   | 6. 地区文化祭        |
| 7. 子ども会行事   | 8. 学校協力活動   | 9. 若者の活動        |
| 10. 老人クラブ活動 | 11. 女性団体活動  | 12. 防災訓練        |
| 13. 育児支援活動  | 14. その他 ( ) |                 |

問 11-(2) **問 11 で1または2と答えた方だけ**にお伺いします。

参 加 し て い る 理 由 は 何 で す か。【○はあてはまるものすべて】

- |                       |
|-----------------------|
| 1. 行事や活動内容に興味や関心があるから |
| 2. 地域団体や字・隣組(班)の役員だから |
| 3. 近所に住む者の義務だから       |
| 4. 大勢で活動するのが楽しいから     |
| 5. 近所の人や知り合いに誘われるから   |
| 6. なんとなく、昔からそうだったから   |
| 7. 参加しないと住みづらくなるから    |
| 8. 時間に余裕があるから         |
| 9. その他 ( )            |
| 10. わからない             |

3

### 問 11-(3) **問 11 で3または4と答えた方だけ**にお伺いします。

参 加 し て い な い 主 な 理 由 は 何 で す か。【○はあてはまるものすべて】

- 1. 何を、いつ、どこでやっているのかわからないから
- 2. 病気や障がいなど身体的な理由で、参加しづらいから
- 3. 一人で参加するのは心細いから
- 4. 役員などにならっていないから
- 5. 仕事や家事・介護・育児など、他にやることがあって忙しいから
- 6. 行事や活動の内容に興味や関心がなく、参加したいと思わないから
- 7. 自分の趣味や余暇活動を優先したいから
- 8. 付き合いがわざわざいから
- 9. その他 ( )
- 10. わからない

問 12 近所で支援を必要としている方（一人暮らしの高齢者・障がい者・介護者・子育て中の家族等）の日常生活上の手助けについて、あなたの考えに最も近いものはどれですか。【○は1つだけ】

- |                                   |
|-----------------------------------|
| 1. 近所に住む者として、出来る範囲で支援したい          |
| 2. 支援をしたいが、何をすればいいのかわからない         |
| 3. 支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない      |
| 4. 支援は町役場などがやる仕事なので、近所の者がしなくててもよい |
| 5. 余裕なお世話になってしまって、支援はしない          |
| 6. その他 ( )                        |
| 7. わからない                          |

問 13 隣近所に、高齢者や子育てなどで支援を必要としている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができますか。【○はあてはまるものすべて】

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| 1. 見守りや安否確認の声かけ | 2. お年寄りの話し相手  |
| 3. 買い物の手伝い      | 4. 家事や掃除の手伝い  |
| 5. 通院などの外出の手伝い  | 6. 短時間の子ども預かり |
| 7. 災害時の手助け      | 8. 臨み事の相談相手   |
| 9. その他 ( )      | 10. 特にない      |

問 14 あなたは、隣近所の方から、そのような支援を受けたいと思いますか。【○はあてはまるものすべて】

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| 1. 見守りや安否確認の声かけ | 2. お年寄りの話し相手  |
| 3. 買い物の手伝い      | 4. 家事や掃除の手伝い  |
| 5. 通院などの外出の手伝い  | 6. 短時間の子ども預かり |
| 7. 災害時の手助け      | 8. 臨み事の相談相手   |
| 9. その他 ( )      | 10. 特にない      |

4

### ◆◆ 4. ボランティア活動や福祉教育について ◆◆

問 15 あなたは、地域生活で起こる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思いますか。【○は1つだけ】

- |                  |                             |
|------------------|-----------------------------|
| 1. 協力関係は必要だと思う   | 問 16 に進んでください               |
| 2. 協力関係は必要だと思わない | 問 15-(1)に答えたあと問 16 に進んでください |
| 3. わからない         | 問 16 に進んでください               |

問 15-(1) **問 15 で2と答えた方だけ**にお伺いします。

必 要 と 思 な い 理 由 は 何 で す か。【○は1つだけ】

- |                                    |
|------------------------------------|
| 1. 他人とのかかわりをもたない、自分だけの静かな暮らしを求めている |
| 2. 個人の生活は、一人ひとりの責任・自覚の問題である        |
| 3. 住民同士の支えあいの活動に期待をしていない           |
| 4. 友人や知人の結びつきがあれば十分である             |
| 5. 地域社会の問題は、町役場などで全面的に対応すべきである     |
| 6. その他 ( )                         |

問 16 住民同士がともに支えあう地域づくりを進めるためには、どのようなことを行う必要があると思いますか。【○はあてはまるものすべて】

- |                                   |
|-----------------------------------|
| 1. 地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと        |
| 2. 支えあう地域づくりに関する情報の提供や意識啓発すること    |
| 3. 字・隣組(班)の活動やボランティア活動への参加をうながすこと |
| 4. 地域で活動するさまざまな団体相互の交流を進めること      |
| 5. その他 ( )                        |
| 6. わからない                          |

問 17 あなたは、今までにどのようなNPOやボランティア活動に参加したことがありますか。【○はあてはまるものすべて】

- |  |   |
|--|---|
| 1. 高齢者に関する活動（老人施設訪問など）                     | 2. 障がいのある人に関する活動<br>(手話や音読、点字読などによる支援や施設訪問など) |
| 3. 子育てに関する活動<br>(託児・子育て相談や読み聞かせボランティアなど)   | 問 17-(1)に答えたあと<br>問 18 に進んでください               |
| 4. 保健に関する活動<br>(健康教室等の支援、病院ボランティアとしての活動など) |   |
| 5. 青少年に関する活動（悩み相談、子ども会育成会活動など）             |   |
| 6. 環境美化に関する活動（自然愛護や美化、リサイクル運動など）           |   |
| 7. 福祉のまちづくりに関する活動（社会福祉協議会活動など）             |   |
| 8. 人格が尊重されるまちづくりに関する活動<br>(人権を考える町民の集いなど)  |   |
| 9. 国際交流に関する活動                              |   |
| 10. 災害時の救援などに関する活動                         |   |
| 11. その他 ( )                                |   |
| 12. 参加したことない                               |   |

問 17-(1) **問 17 で1~11と答えた方だけ**にお伺いします。

活動への参加の動機・きっかけはどのようなことですか。【○は3つまで】

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| 1. 人の役に立ちたいから        | 2. 自分たちのために必要な活動だから  |
| 3. 友人や知人、家族から誘われたから  | 4. 困っている人や団体から頼まれたから |
| 5. 余暇を有効に活用したいから     | 6. 趣味や特技を活かしたいから     |
| 7. 楽しそうだから、おもしろそうだから | 8. 付き合い上、やむを得ず       |
| 9. その他 ( )           |                      |

問 18 あなたは、今後、どのようなNPOやボランティア活動に参加したいですか。【○はあてはまるものすべて】

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| 1. 高齢者に関する活動      | 2. 障がいのある人に関する活動       |
| 3. 子育てに関する活動      | 4. 保健に関する活動            |
| 5. 青少年に関する活動      | 6. 環境美化に関する活動          |
| 7. 福祉のまちづくりに関する活動 | 8. 人格が尊重されるまちづくりに関する活動 |
| 9. 国際交流に関する活動     | 10. 災害時の救援などに関する活動     |
| 11. その他 ( )       | 12. 参加したい活動はない         |

5

6

問19 どのような条件が整えばNPOやボランティア活動に参加してみたいと思いますか。  
【○はあてはまるものすべて】

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 1. 自分にあった時間や活動内容    | 2. 自分の仕事や特技を活かすこと   |
| 3. 活動資金の補助、援助の充実    | 4. 友人や家族と一緒に活動      |
| 5. 家族や職場の理解         | 6. ボランティアグループの充実    |
| 7. 団体活動の内容に関する情報の提供 | 8. 参加に具体的なメリットがあること |
| 9. その他 ( )          | 10. わからない           |

※選択に有利、若干でも候補があるなど

問20 子どもたちに対する福祉教育(思いやりの心や福祉への理解と参加の心を育てる教育)について、どのように行なうべきだと思いますか。【○はあてはまるものすべて】

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 1. 学校教育の中で学ぶ     | 2. 家庭の中で家族から学ぶ     |
| 3. 地域の活動などを通じて学ぶ | 4. 生活していく中で自然に身につく |
| 5. 特に必要はない       | 6. その他 ( )         |
| 7. わからない         |                    |

#### ◆◆ 5. 美里町の福祉サービスについて ◆◆

問21 美里町では、高齢の方や障がいをお持ちの方、子育てをされている方などに対し、様々な福祉サービスを提供しています。そうした福祉サービスに関する情報を、何を通じて入手していますか。【○はあてはまるものすべて】

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 家族や友人など身近な人       | 2. 民生委員・児童委員          |
| 3. 学校や職場             | 4. 町の広報紙やパンフレット       |
| 5. 町のホームページ          | 6. 町役場や保健所の窓口         |
| 7. 社会福祉協議会の窓口やパンフレット | 8. 地域包括支援センター         |
| 9. 介護支援専門員(ケアマネジャー)  | 10. 福祉サービスの事業者またはその職員 |
| 11. 医療機関や薬局          | 12. NPOやその他の民間団体      |
| 13. 新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等   | 14. 一般的インターネット情報サイト   |
| 15. その他 ( )          | 16. 特にない              |

7

問22 あなたは、町の福祉サービスについて、今後、どこからの情報提供が充実すると良いと思われますか。【○はあてはまるものすべて】

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 家族や友人など身近な人       | 2. 民生委員・児童委員          |
| 3. 学校や職場             | 4. 町の広報紙やパンフレット       |
| 5. 町のホームページ          | 6. 町役場や保健所の窓口         |
| 7. 社会福祉協議会の窓口やパンフレット | 8. 地域包括支援センター         |
| 9. 介護支援専門員(ケアマネジャー)  | 10. 福祉サービスの事業者またはその職員 |
| 11. 医療機関や薬局          | 12. NPOやその他の民間団体      |
| 13. 新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等   | 14. 一般的インターネット情報サイト   |
| 15. その他 ( )          | 16. 特にない              |

問23 美里町では、高齢の方方が住みなれた地域での生活を継続できるように、緊急通報システムの設置、介護予防トレーニングなどの高齢者福祉事業を行っております。あなたは、そうした事業についてご存知ですか。【○は1つだけ】

- |                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| 1. 知っている         | ➡ 間23-(1)に答えたあと間24に進んでください |
| 2. 少し(部分的に)知っている |                            |
| 3. 知らない          | ➡ 間24に進んでください              |

問23-(1) 間23で1または2と答えた方だけにお伺いします。

高齢者福祉事業についてどのように思われますか。【○は1つだけ】

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 満足           |  |
| 2. やや満足         |  |
| 3. やや不満(具体的に: ) |  |
| 4. 不満(具体的に: )   |  |
| 5. その他(具体的に: )  |  |

問24 あなた、あるいはご家族が福祉サービス(ホームヘルパー、施設入所など)を必要とするようになったとき、すぐにサービスを利用しますか。【○は1つだけ】

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| 1. 抵抗なく利用したい     | 2. 抵抗はあるが利用したい |
| 3. 抵抗があるので利用たくない | 4. わからない       |

8

問25 もし、ご家族に介護が必要になった場合、どのようにしたいとお考えですか。  
【○は1つだけ】

- |  |  |
|--|--|
| 1. 家族だけで介護をする                          |  |
| 2. 家族を中心となって介護をするが、足りないところは福祉サービスを利用する |  |
| 3. 横溝的に福祉サービスを利用して在宅で介護をする             |  |
| 4. できれば福祉施設で介護してもらいたい                  |  |
| 5. その他 ( )                             |  |
| 6. わからない                               |  |

問26 美里町では、障がいをもつ方を支援するために、日常生活用具の給付や障がい児(者)生活サポート事業、福祉タクシー利用料補助などの事業を行っています。あなたは、そうした障がい者福祉事業についてご存知ですか。【○は1つだけ】

- |                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| 1. 知っている         | ➡ 間26-(1)に答えたあと間27に進んでください |
| 2. 少し(部分的に)知っている |                            |
| 3. 知らない          | ➡ 間27に進んでください              |

問26-(1) 間26で1または2と答えた方だけにお伺いします。

障がい者福祉事業についてどのように思われますか。【○は1つだけ】

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 満足           |  |
| 2. やや満足         |  |
| 3. やや不満(具体的に: ) |  |
| 4. 不満(具体的に: )   |  |
| 5. その他(具体的に: )  |  |

問27 美里町では、こども医療費支給事業、不妊治療費の助成など、出産や子育てを支援する事業を行っています。あなたは、そうした支援事業についてご存知ですか。【○は1つだけ】

- |                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| 1. 知っている         | ➡ 間27-(1)に答えたあと間28に進んでください |
| 2. 少し(部分的に)知っている |                            |
| 3. 知らない          | ➡ 間28に進んでください              |

問27-(1) 間27で1または2と答えた方だけにお伺いします。

支援事業についてどのように思われますか。【○は1つだけ】

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 満足           |  |
| 2. やや満足         |  |
| 3. やや不満(具体的に: ) |  |
| 4. 不満(具体的に: )   |  |
| 5. その他(具体的に: )  |  |

問28 民生委員・児童委員は、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を目指し、さまざま活動を行っています。あなたは、民生委員・児童委員をご存知ですか。【○は1つだけ】

- |                             |                                |
|-----------------------------|--------------------------------|
| 1. 名前も活動の内容もよく知っている         | ➡ 間28-(1)、(2)に答えたあと間29に進んでください |
| 2. 名前は聞いたことあるが、活動の内容はよく知らない | ➡ 間29に進んでください                  |
| 3. 名前も活動の内容も知らない            |                                |

問28-(1) 間28で1と答えた方だけにお伺いします。民生委員・児童委員が行う活動として、ご存知の内容を選んでください。【○はあてはまるものすべて】

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| 1. 日常生活の悩みや心配ごとの相談  | 2. 福祉に関する情報の提供 |
| 3. 高齢者など支援が必要な人への訪問 | 4. 子どもに関する相談   |
| 5. 関係行政機関の依頼による各種調査 | 6. その他( )      |

問28-(2) 間28で1と答えた方だけにお伺いします。あなたがお住いの地区の民生委員・児童委員をご存知ですか。【○は1つだけ】

- |          |         |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問29 美里町では、地域福祉を推進している美里町社会福祉協議会があります。あなたはこの組織をご存知ですか。【○は1つだけ】

- |                             |                            |
|-----------------------------|----------------------------|
| 1. 名前も活動の内容もよく知っている         | ➡ 間29-(1)に答えたあと間30に進んでください |
| 2. 名前は聞いたことあるが、活動の内容はよく知らない |                            |
| 3. 名前も活動の内容も知らない            | ➡ 間30に進んでください              |

9

10

問29-(1) **問29で1または2と答えた方だけ**にお伺いします。あなたは、社会福祉協議会に何を期待しますか。【○はあてはまるものすべて】

1. 在宅福祉サービスの充実
2. 児童福祉サービス、子育て支援の充実
3. 児童・生徒・地域住民を対象とした福祉教育、ボランティア活動等の充実
4. 福祉に関する情報提供の充実（インターネット等を含む）
5. 近隣同士の助け合いの仕組みづくり
6. NPO活動など、町民活動への支援
7. 福祉に対する要望、ニーズの把握とサービスの企画・実施
8. 福祉に関する相談や苦情の受付
9. 福祉団体への支援や育成
10. 日常生活自立支援事業（認知症の高齢者や知的障がいのある人など、一人で判断することができる方にに対する金銭管理等のサービスや福祉サービス等の利用支援）
11. 福祉に関する学習や講習、講演会などの開催
12. その他（  
）
13. 特に期待することはない
14. わからない

問30 福祉サービスの水準を維持していくためには、税や社会保険料などの負担増が必要になると思われます。これからの福祉サービスの水準と費用負担の関係について、どのようにお考えですか。【○は1つだけ】

1. 現在のサービス水準をさらに充実させる必要があり、税や社会保険料の負担が増えても仕方がない
2. 現在のサービス水準を維持するべきであり、税や社会保険料の負担が増えても仕方がない
3. 基本的には現在のサービス水準を維持すべきだが、実施効果の小さいサービスについては縮小・削減し、応分の費用負担にすべきである
4. 税や社会保険料の負担が増えるのは困るので、多少サービス水準が下がっても仕がない
5. その他（  
）
6. わからない

11

問31 あなたは、次の用語について知っていますか。【それぞれ1つだけに○】

|   | 知っている | 名前はある | 知らない |
|---|-------|-------|------|
| (1) 地域包括支援センター  | 1     | 2     | 3    |
| 高齢者の方が、住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、介護・福祉・保健・医療などいろいろな面から支援を行う総合相談機関です。  |       |       |      |
| (2) 福祉まるごと相談窓口（旧福祉まるっと相談窓口）   | 1     | 2     | 3    |
| 令和4年4月1日から、保健センター内に福祉まるごと相談窓口を開設しました。毎月第2火曜日に相談員が福祉に関する相談など、様々な相談に応じ、適切な制度やサービスにおつなぎします。                                |       |       |      |
| また、毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで、専用電話による電話相談も受け付けています。  |       |       |      |
| (3) アスポート相談支援センター   | 1     | 2     | 3    |
| 平成27年4月1日から生活困窮者自立支援制度の創設に伴い、開設しました。生活にお困りのかたから相談を受付けています。相談内容に応じて、関係機関と連携を取りながら、必要な支援や制度を検討・提案し、「自立の促進」を図ることを目的としています。 |       |       |      |
| (4) ケアラー、ヤングケアラー  | 1     | 2     | 3    |
| 援助を必要としている家族や近所の人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話などを行なう人のことをケアラーラーといい、ケアラーのうち、18歳未満の子どもをヤングケアラーといいます。                             |       |       |      |

12

## ◆◆ 6. 災害時の対応について ◆◆

問32 あなたは、災害時の緊急時に避難するとき、誘導などの手助けをしてくれる人はいますか。【○は1つだけ】

- |                                |                              |
|--------------------------------|------------------------------|
| 1. 助けは必要ない（自力で避難できる）           | 問32-(1)に答えたあと<br>問33に進んでください |
| 2. 家族など親族の助けにより避難できる           | 問33に進んでください                  |
| 3. 家族などが近くにいないので、近所の方などの手助けが必要 | 問33に進んでください                  |
| 4. わからない                       |                              |
| 5. その他（<br>）                   |                              |

問32-(1) **問32で1と答えた方だけ**にお伺いします。あなたは、災害時に、高齢者世帯や障がい者、子どもなど支援が必要な人に 대해手助けすることができます。

【○は1つだけ】

- |       |        |          |
|-------|--------|----------|
| 1. はい | 2. いいえ | 3. わからない |
|-------|--------|----------|

問33 あなたは、お住いの地区的避難所の場所を知っていますか。【○は1つだけ】

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

問34 あなたは、日頃から地域の防災活動や訓練に参加していますか。【○は1つだけ】

- |       |        |                 |
|-------|--------|-----------------|
| 1. はい | 2. いいえ | 3. 活動しているのを知らない |
|-------|--------|-----------------|

問35 美里町の「災害時要支援者制度<sup>※</sup>」についてご存知ですか。【○は1つだけ】

- |          |                  |         |
|----------|------------------|---------|
| 1. 知っている | 2. 少し（部分的に）知っている | 3. 知らない |
|----------|------------------|---------|

※災害対策基本法に基づき、災害時に自力で避難することができない方（避難行動要支援者）の情報を、避難支援等関係者へ提供することで、災害時の迅速な避難誘導等の支援や安否確認につなげるための制度

## ◆◆ 7. 成年後見制度について ◆◆

問36 成年後見制度<sup>※</sup>についてご存知ですか。【○は1つだけ】

- |                              |                                  |
|------------------------------|----------------------------------|
| 1. 現在、利用している                 | 問36-(1)に答えたあと<br>問37に進んでください     |
| 2. 利用していないが、制度の内容を知っている      | 問36-(2)、(3)に答えたあと<br>問37に進んでください |
| 3. 制度の内容は知らなかったが、名前は聞いたことがある | 問36-(2)、(3)に答えたあと<br>問37に進んでください |
| 4. 知らなかった                    | 問37に進んでください                      |

※認知症・知能が低い精神障がいなどの理由で、判断能力が不十分な方の財産の管理や契約などをを行うとき、家庭裁判所に選任された成年後見人などが、本人の福祉や生活などに配慮しながら、その援助を実施する制度

問36-(1) **問36で1～3と答えた方だけ**にお伺いします。何で知りましたか。

【○はあてはまるものすべて】

- |                                 |                                      |
|---------------------------------|--------------------------------------|
| 1. 新聞記事、雑誌、テレビのニュースで知った         | 問36-(1)に答えたあと<br>問37に進んでください         |
| 2. 町役場や社会福祉関係の窓口で知った            | 問36-(1)、(2)、(3)に答えたあと<br>問37に進んでください |
| 3. パンフレットやホームページ等で知った           | 問36-(2)、(3)に答えたあと<br>問37に進んでください     |
| 4. 説明会等で知った                     | 問36-(2)、(3)に答えたあと<br>問37に進んでください     |
| 5. 友人、知人、親戚等から聞いた               |                                      |
| 6. 実際に身近に「成年後見制度」を利用している人を知っている |                                      |
| 7. その他（<br>）                    |                                      |

問36-(2) **問36で2～4と答えた方だけ**にお伺いします。利用したいと思いますか。

【○は1つだけ】

- |          |            |             |
|----------|------------|-------------|
| 1. 利用したい | 2. 利用したくない | 問37に進んでください |
|----------|------------|-------------|

問36-(3) **問36-(2)で1と答えた方だけ**にお伺いします。利用する場合、誰に後見人などになつてもらいたいですか。【○は1つだけ】

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 1. 父母           | 2. 配偶者（夫又は妻）      |
| 3. 兄弟・姉妹        | 4. その他の親族         |
| 5. 友人、知人        | 6. 弁護士、司法書士などの専門家 |
| 7. 社会福祉法人、NPO法人 | 8. その他（<br>）      |

13

96

## ◆◆ 8. 再犯防止について ◆◆

問 37 あなたは、犯罪や非行をした人が立ち直り、再犯・再非行をしないようにすることに協力する民間協力者として次の方々がいることを知っていますか。【〇はあてはまるものすべて】

- 1. 保護司<sup>※1</sup>
- 2. 更生保護女性会<sup>※2</sup>
- 3. 更生保護施設<sup>※3</sup>
- 4. 協力雇用主<sup>※4</sup>
- 5. その他（ ）
- 6. 知らない

※1 犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スマーズに社会生活を営めるよう、就放後の住居や就業先などの滞在環境の調整や相談を行う民間のボランティア  
 ※2 地域社会の犯罪・非行の未然防止のための各種活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人に対する行いの改善・改善した人や保護措置を受けた人で、身寄りがなく、帰るべき住居がないことや、現在住んでいるところでは自分が訪問されるとおそれがあるなどの理由で、誰かに自立更生することが困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事等を提供する民間の施設  
 ※3 犯罪をした人の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主

問 38 あなたは、再犯防止の取組を知っていますか。【〇はあてはまるものすべて】

- 1. 社会を明るくする運動による広報・啓発
- 2. 再犯防止啓発月間（7月）による広報・啓発
- 3. 保護司、更生保護女性会等の更生保護団体、民間協力者の活動
- 4. 就労に必要な訓練を提供する等の就労確保への支援
- 5. 住居確保への支援
- 6. 個々に応じた支援プログラムの活用等の非行少年に対する立ち直り支援
- 7. ストーカー加害者等へのカウンセリング・指導等の推進
- 8. その他（ ）
- 9. わからない

問 39 再犯防止に関してどのような施策に力を入れていくべきだと思いますか。

【〇はあてはまるものすべて】

- 1. 警察署など関係機関との連携
- 2. 犯罪の内容（性犯罪、薬物犯罪、振り込み詐欺など）の特性に応じた指導、支援
- 3. 保護司や協力雇用主などの民間協力者に対する支援
- 4. 犯罪や非行をした人の就労や住居の支援
- 5. 町民の理解促進や関心を醸成するための広報啓発活動の促進
- 6. その他（ ）
- 7. わからない

15

問 40 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。【〇は1つだけ】

- |            |                              |
|------------|------------------------------|
| 1. 思う      | 問40-(1)に答えたあと<br>問41に進んでください |
| 2. やや思う    | 問40-(2)に答えたあと<br>問41に進んでください |
| 3. あまり思わない | 問40-(3)に答えたあと<br>問41に進んでください |
| 4. 思わない    | 問41に進んでください                  |
| 5. その他（ ）  | 問41に進んでください                  |

問 40-(1) **問 40 で1または2と答えた方だけ**にお伺いします。どのような協力をしたいと思いますか。【〇はあてはまるものすべて】

- 1. 再犯防止に関するボランティア活動に参加する
- 2. 再犯防止に関する広報・啓発活動に参加する
- 3. 更生保護施設・更生保護団体等にお金や品物などを寄付する
- 4. インターネットを活用して、再犯防止に関する広報・啓発活動に参加する
- 5. 犯罪をした人に直接会って継続的に助言や援助をする
- 6. 協力雇用主として、犯罪をした人を雇用する
- 7. その他（ ）

問 40-(2) **問 40 で3または4と答えた方だけ**にお伺いします。協力したいと思わない理由を教えてください。【〇はあてはまるものすべて】

- 1. 犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから
- 2. 自分や家族の身に何か起きないか不安だから
- 3. 犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから
- 4. 時間的余裕がないから
- 5. 具体的なイメージがわかないから
- 6. 犯罪や非行をした人への支援などは国や地方公共団体が行うべきだから
- 7. 自分自身にメリットがないから
- 8. 興味がないから
- 9. 犯罪や非行をした人に支援などするべきではないから
- 10. その他（ ）

16

## ◆◆ 9. 今後の福祉施策について ◆◆

問 41 今後、町が優先的に取り組み、充実を図るべき施策は、どれだと思いますか。

【〇は3つまで】

- 1. ボランティアなどの参加の促進や支援
- 2. 住民が共に支え合う組織づくりへの支援
- 3. 適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制整備
- 4. 高齢や障がいがある者、在宅生活が続けられるサービスの充実
- 5. 高齢者、障がい者の入所施設の整備
- 6. 保育サービスや児童福祉施設の充実
- 7. 健康増進・維持のための相談や訪問指導などサービスの充実
- 8. 健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実
- 9. 低所得者の自立支援
- 10. サービス利用者などを保護する権利擁護や苦情対応などの取り組み
- 11. 福祉制度について学習する機会の充実
- 12. 福祉サービスに関する情報のわかりやすい提供
- 13. 行政やサービス事業者に関する情報公開の推進
- 14. 犯罪や非行をした人の更生支援や犯罪・非行の予防とその啓発
- 15. その他（ ）
- 16. わからない

問 42 誰もが安心して暮らしきれられる地域づくりを進めるために、ご意見がありましたら、ご自由に記入してください。

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

調査票は、**7月31日（木）まで**に返信用封筒に入れて、

切手を貼らずにポストに投函してください。

17

## 資料2 委員名簿

| NO. | 職名  | 区分           | 氏名    | 備考                |
|-----|-----|--------------|-------|-------------------|
| 1   | 委員長 | 保護司会代表       | 小林 良純 | 保護司会会长            |
| 2   | 委員  | 民生委員・児童委員    | 森田 實  | 民生委員・児童委員協議会会长    |
| 3   | 委員  | 社会福祉事業に関係ある者 | 岩片 利彦 | 区長会長              |
| 4   | 委員  | 社会福祉関係団体の代表  | 服部 貞夫 | 老人クラブ連合会会长        |
| 5   | 委員  | 地域活動団体の代表    | 神久 壽子 | 生活支援体制整備事業 第2層協議体 |

(敬称略)

---

## 第3次美里町地域福祉計画

第2次美里町成年後見制度利用促進基本計画  
第2次美里町再犯防止推進計画

令和8年度～令和12年度

令和8年3月

発行 美里町  
編集 美里町 介護福祉課  
〒367-0194  
埼玉県児玉郡美里町大字木部 323 番地 1  
TEL : 0495-76-5132 FAX : 0495-76-0909  
<http://www.town.saitama-misato.lg.jp>

---